

(林業信用保証業務関係者限り)

独信基 500 令和 6 年度第 392 号
令和 7 年 3 月 31 日

林業・木材産業関係団体各位

独立行政法人農林漁業信用基金
理事長 牧元 幸司
(公印省略)

林業信用保証業務に関する事務手引きについて

謹啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当信用基金の林業信用保証業務につきましては、平素より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、「林業信用保証業務に関する事務手引き」について、別添のとおり一部変更を行いましたので、参考までに送付いたします。

なお、本資料は限定的に配付させていただくものですので、広く共有することは御遠慮ください。

敬白

担当：林業信用保証管理部 鈴木、大澤
電話 03-3434-7825
kikin-ringyo@jaffic.go.jp

主な変更点

- ・ 林業信用保証業務細則（平成 15 年 10 月 3 日独信基(303)平成 15 年第 0016 号）の令和 6 年 8 月 1 日付け変更を踏まえ、災害救助法が適用された災害を「林業・木材産業災害復旧対策保証」に追加【p. 10、13】
- ・ 林業信用保証業務細則の令和 7 年 4 月 1 日からの実施を踏まえ、「林業・木材産業災害復旧対策保証」及び「借換資金に係る林業信用保証」の対象から新型コロナウイルス感染症による影響を削除【p. 10、13、17】
- ・ 事前相談について、融資機関への回答の位置づけを明確化【p. 11】
- ・ 「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について」（昭和 54 年 8 月 23 日付け 54 林野企第 83 号林野庁長官）及び「木材の安定供給の確保に関する特別措置法の運用について」（平成 8 年 11 月 1 日付け 8 林野流第 106 号林野庁長官通知）が改正されたことを踏まえ、木材産業等高度化推進資金の借入利率を変更【p. 12】
- ・ 「林業信用保証業務細則第 17 条第 3 項の規定に基づき連帯保証人を立てることを免ずる保証の取扱要領（平成 27 年 3 月 26 日独信基 304 平成 26 年度第 299 号）」の令和 7 年 4 月 1 日からの実施を踏まえ、要件等を変更【p. 21～22】
- ・ 令和 7 年税制改正を踏まえ、登録免許税の軽減税率を 1000 分の 2 に変更【p. 23、65】
- ・ 林業信用保証業務に係る出資に関する規程（平成 28 年 12 月 5 日独信基 302 平成 28 年度第 150 号）の令和 7 年 4 月 1 日からの実施を踏まえ、出資持分の相続に必要な書類や届出後の基金における取扱い等を変更【p. 33～34】
- ・ 融資機関から基金に対する保証料計算書（基金送付用）（様式保第 11 号 1 の 1）及び保証料計算書（基金送付用）（様式保第 11 号 1 の 3）の送付を令和 7 年 4 月 1 日から廃止することを踏まえ、該当部分を削除【p. 40、54、57】
- ・ 被保証者変更時の手続きにおいて、債務引受に関する契約書の写しは、変更手続の全てが終了したときに基金に送付することを明確化【p. 55】
- ・ 貸付実行日を変更する場合は、事前に基金に連絡することを明確化【p. 57】
- ・ 保証料送金通知書は、送金先の金融機関ではなく、基金に直接送付することを明確化【p. 58】
- ・ 保証付貸付金償還状況報告書の提出について、メールアドレスと様式の掲載先を追加【p. 76～77】

※本書内では今回の変更箇所は赤文字で示しています。

林業信用保証業務に関する事務手引き

独立行政法人 農林漁業信用基金

(林業部門)

独立行政法人農林漁業信用基金 林業部門

〒105-6228

東京都港区愛宕2丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階

◎電話

- ・制度全般・出資関係：林業信用保証管理部 (03) 3434-7825
- ・管理関係：林業信用保証管理部 (03) 3434-7828
- ・保証関係：林業信用保証業務部 (03) 3434-7826/7827

◎FAX

(03) 3434-7837

※ 林業信用保証に関する最新情報や各種様式のダウンロードは、当基金のホームページを是非御利用ください。

<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html>

(2025年4月更新)

目 次

I 林業信用保証の概要	1
林業信用保証の仕組み	2
第1 保証を利用できる者	3
1 業種	3
2 資格要件	4
3 反社会勢力の扱い	5
第2 保証の対象となる資金	6
1 林業者等に係る資金	6
2 木材卸売業者等に係る資金	7
3 木材製品利用事業者に係る資金	7
第3 基金の保証を利用できる融資機関	8
第4 保証の種類等	9
1 保証の種類	9
2 保証の利用形態	10
3 保証利用の事前相談	11
保証メニュー一覧表	12
第5 借入期間の最高限度	14
1 普通保証	14
2 根保証	14
3 当座貸越（貸付専用型）根保証	14
第6 借入金の償還方法	15
第7 保証金額の最高限度	16
第8 保証する債務の範囲	17
第9 保証料	18
第10 保全	20
1 連帯保証人	20
2 担保	22
3 譲渡担保	24
4 保証条件外の担保の管理	24
第11 保証の免責及び取消し	25
1 保証の免責	25
2 保証の取消し	26
第12 代位弁済等	27
1 予見通知	27
2 事故（延滞）報告及び保証付貸付金の保全	27

3	保証債務の履行	27
4	求償権の管理、回収	27
5	求償権の償却	27
6	償却求償権の管理業務委託の解除	28
II	林業信用保証の利用の手続	29
第1	出資の取扱い	30
1	出資について	30
2	留意点	30
3	出資の手続	30
4	出資持分の譲渡し	31
5	出資持分の払戻し	32
6	出資持分残高の通知	33
7	氏名・名称又は住所の変更等	33
第2	個人情報保護について	35
第3	保証の手続	37
1	債務保証契約の締結	37
	(1) 債務保証依頼書の提出	37
	添付書類一覧表	39
	(2) 債務保証協議書及び調査意見書の送付	40
	(3) 債務保証書及び債務保証承諾書の交付	40
	(4) 貸付実行報告書の送付	40
	(5) 債務保証契約関係書類の記載上の注意	40
	記載例（債務保証協議書）	44
	記載例（調査意見書、(付表)、保証人調査書）	48
2	債務保証契約の変更	53
	(1) 保証契約変更願書の提出	53
	(2) 保証契約変更協議書の送付	54
	(3) 保証契約変更書及び保証契約変更承諾書の交付	54
	(4) 保証契約変更通知書の送付	54
3	被保証者の変更	54
	(1) 被保証者等変更願書の提出	55
	(2) 被保証者等変更協議書の送付	55
	(3) 被保証者等変更書及び被保証者等変更承諾書の交付	55
	(4) 債務引受に関する契約書の写しの送付	55
4	保証料の徴収等	55
	(1) 保証料の計算方法	55
	保証料の計算例	56

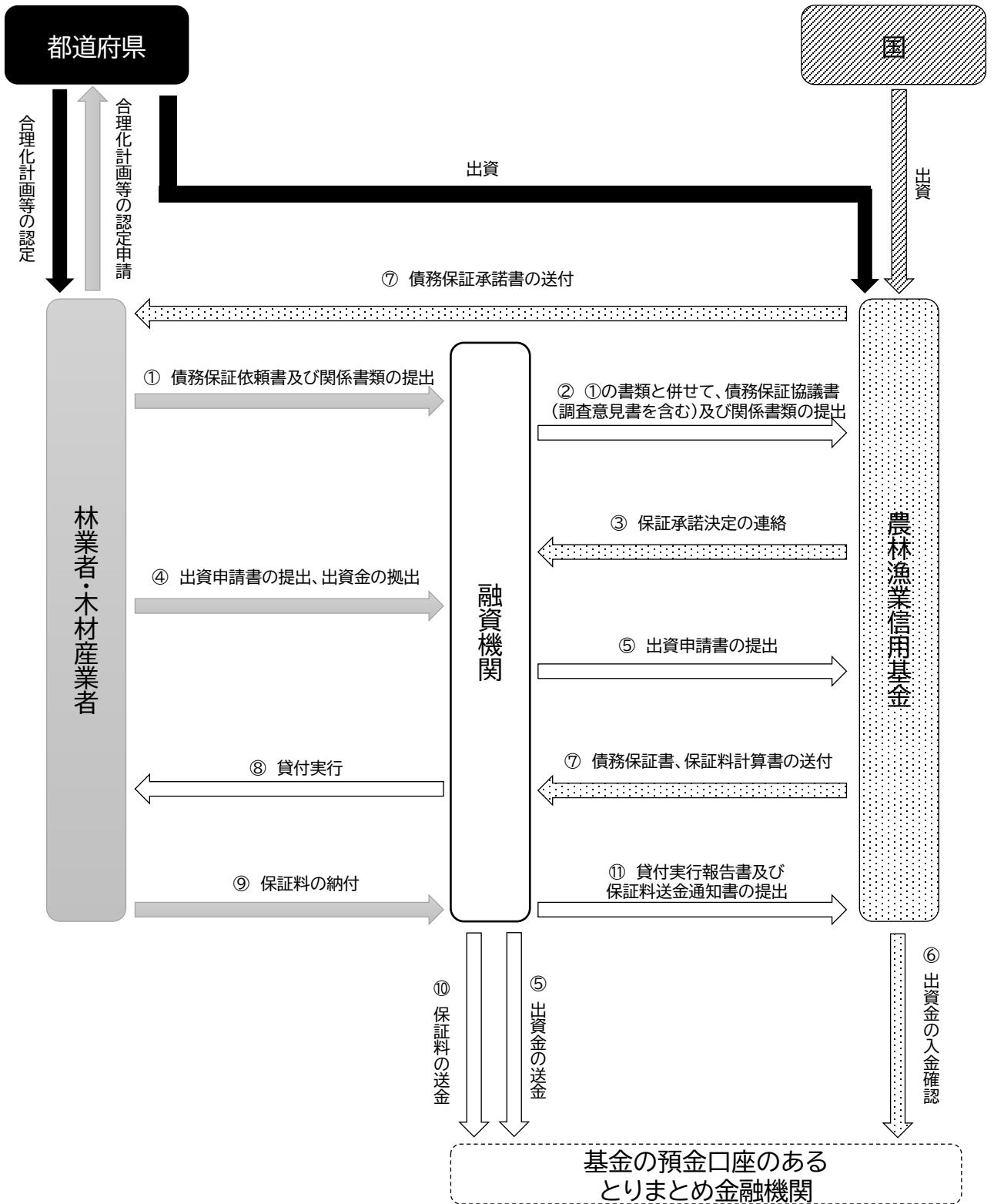
(2) 保証料計算書	57
(3) 保証料の徴収	57
(4) 保証料の送金	58
(5) 保証料の払戻し	58
(6) 保証契約変更の場合の保証料の取扱い	59
5 債務保証関係の様式について	60
第4 根保証の手続	61
1 根保証契約の様式	61
2 根保証の期間及び始期	61
3 手形の指定	61
4 根保証契約の変更手続	61
5 更新手続	61
6 根保証依頼の関係書類	62
7 融資機関における管理及び報告	62
第5 当座貸越根保証の手続	63
1 保証取扱開始に当たって	63
2 当座貸越根保証を御利用いただくに当たって	63
3 保証申込手続等	66
当座貸越根保証の場合の保証申込書類一覧表	67
第6 根保証契約について	73
1 保証種別別根保証契約について	73
2 融資機関が貸金について根保証書を徴求する場合	73
3 融資機関が基金の将来求償権について根保証書を徴求する場合	74
4 保証契約変更について	74
III 債権管理の手続	75
第1 保証付貸付金の償還状況報告等	76
記載例 保証付貸付金償還状況報告書	76
第2 保証付貸付金の保全及び取立て	77
1 予見通知	77
2 事故（延滞）報告	77
3 保証付貸付金の保全	79
4 保証付貸付金の取立て	79
5 被保証者等の預金口座	79
6 預金相殺	79
7 債権届	80
第3 保証債務の弁済	81
1 代位弁済請求権の取得	81

2	代位弁済請求権の喪失	81
3	代位弁済の範囲	82
4	代位弁済の請求	83
	(1) 提出書類	83
	(2) 代位弁済支払請求書の提出日	84
	(3) 請求金額の補正	84
	(4) 代位弁済支払請求書等の様式	84
	(5) 実地調査	84
	(6) 代位弁済に伴う代位	84
5	代位弁済の履行	85
	(1) 保証債務履行通知	85
	(2) 代位弁済金の支払	85
	(3) 債権証書原本等の扱い	85
	(4) 代位弁済金受領に伴う融資機関の提出書類	85
	代位弁済請求について（事例）	86
	代位弁済支払請求書の添付書類一覧表	87
第4	求償権の管理、回収	88
	1 求償権の取得及び行使方法	88
	2 違約金の割合	88
	3 回収金の配分及び充当方法	88
	4 求償権の管理、回収の委託	89
	(1) 回収計画の確立	89
	(2) 債権の保全	89
	(3) 管理状況の報告	89
	(4) 回収金の送金及び通知	90
	5 業務委託手数料等	90
第5	求償権の償却及び償却後の管理	91
	1 求償権の償却	91
	(1) 求償権の償却基準	91
	(2) 求償権報告書の提出	91
	(3) 求償権償却の通知	91
	2 求償権管理業務委託の解除	92
	(1) 求償権管理業務委託解除申請書の提出	92
	(2) 業務委託の解除通知書	92
	(3) 業務委託解除後の弁済金の支払場所	92

※本書のうち赤文字は、今回の更新箇所を示しています。

I 林業信用保証の概要

林業信用保証の仕組み



項 目	主な関連規定
<p>第1 保証を利用できる者</p> <p>独立行政法人農林漁業信用基金（以下「基金」という。）は、独立行政法人農林漁業信用基金法に基づき、次に掲げる者が、林業・木材産業の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証しています。</p> <p>1 業種</p> <p>(1) 林業者等</p> <p>ア 林業（造林・育林業、素材生産業、木材・木製品製造業、薪炭生産、林業種苗生産業、きのこ生産業を指す。以下同じ。）を営む者であって、会社にあつては、資本の額若しくは出資の総額が3億円以下のもの又は常時使用する従業者の数が300人以下のもの、個人にあつては、常時使用する従業者の数が300人以下のものに限ります。</p> <p>イ 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会並びに林業を営む者が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合（事業協同組合、協同組合連合会、企業組合等）、農業協同組合及び農業協同組合連合会に限ります。</p> <p>(2) 木材卸売業者等</p> <p>木材卸売業等（木材卸売業若しくは木材市場業）又は木材輸送業を営む者であつて、次に掲げるアからウのいずれかに該当する者に限ります。</p> <p>ア 合理化計画の認定を受けた者で、基金が債務を保証することができる木材卸売業を営む者又は市場開設者</p> <p>(ア) 森林組合又は森林組合連合会</p> <p>(イ) 木材卸売業等を営む者で、資本の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が100人以下の会社若しくは個人。この場合、市場とは、木材の卸売のために開設される市場であつて、卸売場その他の木材の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて定期的に又は継続して開場されるものを指します。</p> <p>(ウ) 前記(イ)の木材卸売業等を営む者が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合</p> <p>イ 林業・木材産業改善資金（通称：改善資金）を利用する者で、基金が債務を保証することができる木材卸売業等を営む者</p> <p>(ア) 森林組合又は森林組合連合会</p> <p>(イ) 資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が100人以下の会社若しくは個人</p> <p>(ウ) 上記(イ)の者が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合</p> <p>ウ 木材安定供給確保事業計画の認定を受けた者で、基金が債務を保証することができる木材卸売業等を営む者又は木材の輸送を業として行う者</p> <p>(ア) 森林組合若しくは森林組合連合会</p> <p>(イ) 資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は常時使用する</p>	<p>独立行政法人農林漁業信用基金法（以下「信用基金法」という。）第13条第2項</p> <p>林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）第6条（独立行政法人農林漁業信用基金の業務の特例等）第1項第3号 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（以下「暫定措置法施行令」という。）第2条（木材取引のために開設される市場）</p> <p>林業・木材産業改善資金助成法（以下「改善資金法」という。）第17条（独立行政法人農林漁業信用基金による債務の保証） 林業・木材産業改善資金助成法施行令（以下「改善資金法施行令」という。）第13条（木材卸売業又は木材市場業を営む者）</p> <p>木材の安定供給の確保に関する特別措置法（以下「木安法」という。）第16条（独立行政法人農林漁業信用基金の業務）</p>

項 目	主な関連規定												
<p>従業者の数が100人以下の会社若しくは個人に限ります。</p> <p>(ウ) (イ)の者が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合</p> <p>(3) 木材製品利用事業者</p> <p>木材安定供給確保事業計画の認定を受けた者で、基金が債務を保証することができる土木工事業、建築工事業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ製造業、紙製造業、電気業、熱供給業を営む者</p> <p>ア 資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業者の数が300人以下の会社若しくは個人</p> <p>イ 前記アの木材製品利用事業者が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合</p> <p>なお、本手引きにおいては、特段の断りがない限り、上記(1)～(3)の者を総称して「事業者」と称するものとします。</p>	<p>木安法第16条(独立行政法人農林漁業信用基金の業務)第2号ハ</p> <p>木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令(以下「木安法施行令」という。)第1条(木材製品利用事業)、第7条(木材製品利用事業者の範囲)第1号</p>												
<p>2 資格要件</p> <p>基金の保証を受けることができる対象者は、基金に出資をし、持分を取得した事業者です。</p> <p>(1) 出資は、1万円単位でいつでも出資できますが、保証を受けることができる最高限度額は、原則として関連企業を含めて一被保証者当たり6億円です(ただし保証メニューによって個別に上限が異なる場合があります)。なお、出資持分は、完済後は申し出によって払戻しいたします。</p> <p>(2) 出資の間接利用</p> <p>事業者が直接加入している組合が基金に出資している場合は、保証を受ける資金の種類によっては、当該組合の出資を利用して保証を受けることができます。(これを「間接利用」といいます。)また、間接利用する場合、保証を受けられる最高限度額は、当該組合の未利用出資残枠の範囲内です。</p>	<p>信用基金法第3条(信用基金の目的)第1項、第12条(業務の範囲)第1項第5号及び第13条、</p> <p>暫定措置法第6条(独立行政法人農林漁業信用基金の業務の特例等)第1項第3号、</p> <p>林業信用保証業務細則(以下「業務細則」という。)第3条(被保証者の資格)、第6条(一被保証者についての保証の金額の最高限度)第2項</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="156 1438 598 1473">基金に対する出資者</th> <th data-bbox="598 1438 826 1473">間接利用の受益者</th> <th data-bbox="826 1438 1093 1473">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="156 1473 598 1742">造林・育林業者、素材生産業者、木材・木製品製造業者、林業種苗生産業者、薪炭生産業者、きのこ生産業者の組織する森林組合、生産森林組合、農業協同組合又はこれらの事業者の結合単位である中小企業等協同組合法による事業協同組合</td> <td data-bbox="598 1473 826 1742">構成員である林業者等</td> <td data-bbox="826 1473 1093 1742">直貸資金であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 1742 598 1814">上記の単位組合の組織する連合会</td> <td data-bbox="598 1742 826 1814">構成員である単位組合</td> <td data-bbox="826 1742 1093 1814">直貸資金であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 1814 598 1962">木材卸売業者又は市場開設者の組織する市場を営む森林組合又はこれらの事業者の結合単位である中小企業等協同組合法による組合</td> <td data-bbox="598 1814 826 1962">構成員である木材卸売業者等</td> <td data-bbox="826 1814 1093 1962">合理化計画に掲げる ところにより必要とする資金であること。</td> </tr> </tbody> </table>	基金に対する出資者	間接利用の受益者	要件	造林・育林業者、素材生産業者、木材・木製品製造業者、林業種苗生産業者、薪炭生産業者、きのこ生産業者の組織する森林組合、生産森林組合、農業協同組合又はこれらの事業者の結合単位である中小企業等協同組合法による事業協同組合	構成員である林業者等	直 貸 資金であること。	上記の単位組合の組織する連合会	構成員である単位組合	直 貸 資金であること。	木材卸売業者又は市場開設者の組織する市場を営む森林組合又はこれらの事業者の結合単位である中小企業等協同組合法による組合	構成員である木材卸売業者等	合理化計画に掲げる ところにより必要とする資金であること。	
基金に対する出資者	間接利用の受益者	要件											
造林・育林業者、素材生産業者、木材・木製品製造業者、林業種苗生産業者、薪炭生産業者、きのこ生産業者の組織する森林組合、生産森林組合、農業協同組合又はこれらの事業者の結合単位である中小企業等協同組合法による事業協同組合	構成員である林業者等	直 貸 資金であること。											
上記の単位組合の組織する連合会	構成員である単位組合	直 貸 資金であること。											
木材卸売業者又は市場開設者の組織する市場を営む森林組合又はこれらの事業者の結合単位である中小企業等協同組合法による組合	構成員である木材卸売業者等	合理化計画に掲げる ところにより必要とする資金であること。											
<p>(3) 外国人に対する債務保証の取扱い</p>													

項 目	主な関連規定
<p>保証対象者が外国人（外国人が代表者として経営（実質経営者が外国人である場合も含みます。）し、会社法に基づき設立された会社並びに外国人及び前記の会社で組織する組合を含みます。）である場合の保証の取扱いは、原則として以下のとおりです。</p> <p>ア 「出入国管理及び難民認定法」（昭和 26 年政令第 319 号）等の法律により、本邦において事業活動の制限を受けていない事業者に限ります（永住者、定住者など）。</p> <p>また、保証の期間は、原則として在留期間を超えることはできません。</p> <p>イ 申込人（法人の場合は代表者）及び実質経営者が外国人である場合は、住民票、在留カード（写）若しくは特別永住証明書（写）の在留資格等により事業活動の制限の有無を必ず確認してください。なお、初めて保証申込をする場合、及び既存利用先でも「住民票」に記載してある事項に変更のあった場合には、必ず住民票を添付してください。</p> <p>ウ 連帯保証人が外国人である場合もイと同様です。</p> <p>エ 日本名がある場合は、署名欄に併記してください。捺印が必要な場合は実印を使用し、印鑑証明書を添付してください。</p>	
<p>3 反社会的勢力の扱い</p> <p>基金では、約款に「反社会的勢力の排除」の条項を設け、債務保証依頼書の裏面に記載し、被保証者又は保証人が反社会的勢力に該当しないこと及び将来にわたって反社会的勢力に関係しないことを確約しなければ信用保証の対象としていません。</p>	<p>独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証関係債務保証約款（以下「約款」という。）第 5 条（反社会的勢力の排除）</p>

項 目	主な関連規定
<p>第2 保証の対象となる資金</p> <p>保証の対象となる資金は、林業の経営のために必要な資金全般であり、その利用形態によって、直貸資金、転貸資金（共同販売資金を含みます。）及び共同購入資金の3種類に区分されます。</p> <p>1 林業者等に係る資金</p> <p>(1) 直貸資金</p> <p>直貸資金とは、林業者等が直接自己の林業・木材産業の経営に使用するための資金で、次に掲げるものをいいます。</p> <p>ア 造林・育林のために必要な運転資金及び設備資金</p> <p>イ 素材生産のために必要な運転資金及び設備資金</p> <p>なお、運転資金には、国又は都道府県から立木の払下げを受けた場合の延納代金を決済するための借入金も含みます（ただし、延納、支払保証は対象になりません。）。</p> <p>ウ 木材・木製品製造（板、角材、仕組板、型わく材、単板、合板、床板、積層材、削片板、集成材、屋根板、経木、木毛、枕木、坑木、下駄材、たる・おけ材、銘木、組立家屋材料、窓わく、チップ、竹材、フローリング、パネル、ボード、プレカット、木質ペレット、防腐・不燃処理加工その他の木材・木製品の製造及びバイオマスエネルギーなど新たな分野・用途での木材利用等）のために必要な運転資金及び設備資金</p> <p>なお、バイオマスエネルギー（発電）については、バイオマス発電事業に係る素材生産、木材チップ、ペレット製造を行っている者が対象です。（未利用間伐材、林地残材、製材工場などから輩出される端材などを原料としているものに限る、建築・建設廃材やヤシ殻などのみを燃料とする場合は対象となりません。）</p> <p>また、委託製材に係る資金にあつては、次の全ての要件を満たす場合に限って保証対象としています。なお、これらの要件を確認できる書類（写しで可）を提出していただきます。</p> <p>① 委託者と受託者の間で製品の製造に係る取り決めが文書によりなされていること</p> <p>② 取り決めの文書において、製品の仕様（規格（寸法、含水率、強度等）、品質、性能、委託者の商標の表示、マークの貼付等）が定められていること</p> <p>③ 委託契約の期間が一時的なものとなっていないこと</p> <p>さらに、運転資金については、原木の延納代金についてイの場合と同様の取扱いとなります。</p> <p>エ 林業種苗生産のために必要な運転資金及び設備資金</p> <p>オ 薪炭生産のために必要な運転資金及び設備資金</p> <p>なお、木炭の生産と併せて木酢液、木灰、木タール等の生産を行う場合には、当該木酢液、木灰、木タール等の生産を行うために必要な資金も保証対象になり</p>	<p>信用基金法第3条第1項（信用基金の目的）、第12条（業務の範囲）第1項第5号及び第13条（同左）、独立行政法人農林漁業信用基金法施行令（以下「信用基金法施行令」という。）第1条（資金の種類）、暫定措置法第6条（信用基金の業務の特例等）第1項第3号 改善資金法第17条（信用基金による債務の保証） 業務細則第5条（保証に係る資金の種類及びその借入期間の最高限度）第1項</p>

項 目	主な関連規定
<p>ます。</p> <p>カ キのこ生産のために必要な運転資金及び設備資金</p> <p>(2) 転貸資金</p> <p>転貸資金とは、組合（第1の1(1)イに掲げるもの。以下同じ。）がその直接の構成員である林業者等に対し、その林業経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金で、その資金の用途は上記1(1)に限ります。</p> <p>また、共同販売資金も転貸資金の一種として保証の対象としています。共同販売資金とは、組合が、その直接の構成員である林業者等の生産に係る素材、製材品、林業種苗、薪炭及びきのこを受託販売するに当たり、その集荷に際して、これら共同販売品の販売代金を引当に、林業者等に仮渡金、前渡金等として運転資金の貸付けを行うために必要な資金を指します。</p> <p>(3) 共同購入資金</p> <p>共同購入資金とは、組合が、その直接又は間接の構成員である林業者等に次に掲げる資材（機械器具を含みます。以下同じ。）を供給するために、これら資材の購入、保管及び運搬に必要な資金を指します。</p> <p>ア 素材の生産のために必要な資材</p> <p>イ 木材・木製品製造（特殊製材を含む。）のために必要な資材</p> <p>ウ 林業種苗の生産のために必要な資材</p> <p>エ 薪炭の生産のために必要な資材</p> <p>オ キのこ生産のために必要な資材</p> <p>カ 林業種苗、薬剤、肥料その他の造林・育林のために必要な資材</p>	
<p>2 木材卸売業者等に係る資金</p>	
<p>(1) 改善資金法の林業・木材産業改善措置に関する計画の認定を受けた者が当該認定に係る措置を実施するために必要な資金（林業・木材産業改善資金）</p> <p>(2) 暫定措置法の合理化計画の認定を受けた者が当該認定に係る事業を実施するのに必要な資金で、木材の卸売のために必要なもの又は木材の取引のための市場の開設若しくは改良のために必要な資金（木材卸売関係資金）</p> <p>(3) 木安法の事業計画の認定を受けた者が当該認定に係る木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金（木材安定供給確保事業資金）</p>	
<p>なお、Iの第1の2(2)で述べた「出資の間接利用」については、木材卸売業者等の直貸資金についてのみ認めています。</p>	
<p>3 木材製品利用事業者に係る資金</p>	
<p>木安法の事業計画の認定を受けた者が当該認定に係る木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金</p>	

項 目	主な関連規定
<p>第3 基金の保証を利用できる融資機関</p> <p>基金の保証を利用できる融資機関は、法令によって次のとおり定められています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農林中央金庫 2 株式会社商工組合中央金庫 3 森林組合及び事業協同組合（いずれも主務大臣が指定するもの） 4 森林組合連合会及び協同組合連合会（いずれも貸付事業を行うもの） 5 銀行 6 信用金庫 7 農業協同組合及び農業協同組合連合会（いずれも貸付事業及び貯金事業を併せ行うもの） 8 信用協同組合 <p>融資機関が基金の保証付貸付けを行うためには、あらかじめ「独立行政法人農林漁業信用基金と融資機関との間の林業信用保証に関する約定書」（以下「約定書」という。）により、基金と約定する必要があります。約定書等の締結は、融資機関の本店と基金との間で行うものであり、これによりその支店等すべての営業所が基金の保証を利用することができるようになります。</p> <p>また、森林組合及び事業協同組合が基金の保証付貸付けを行うためには、基金と約定する前に農林水産大臣及び財務大臣の指定を受ける必要があります。</p> <p>なお、約定融資機関であっても、設備資金に係る保証を利用する場合には、「設備資金に係る独立行政法人農林漁業信用基金と融資機関との間の林業信用保証に関する約定書についての覚書」を基金との間で交わしておく必要があります。また、Iの第4の2(3)の当座貸越根保証に係る資金の保証を利用する場合には、「当座貸越（貸付専用型）根保証に係る覚書」を、基金との間で締結しておく必要があります。</p>	<p>信用基金法第13条第4項、第14条（業務の委託）第2項、独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）第20条（約定書、保証約款及び債務保証契約）、業務細則第4条（融資機関）、約定書（前文）</p>

項 目	主な関連規定
-----	--------

第4 保証の種類等

保証の種類は、一般資金への保証と制度資金への保証に大別されます。
 また、保証の利用形態は、普通保証、根保証、当座貸越根保証があります。
 保証の種類を大別すると、次のようになります。

	一般資金への保証	制度資金への保証
利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・普通保証 ・根保証 ・当座貸越根保証 	<ul style="list-style-type: none"> ・普通保証 ・根保証

(注1) 利用に当たっては、各種要件を満たすことが必要となりますので該当項目を参照してください。

(注2) 制度資金の当座貸越根保証は利用できません。

1 保証の種類

(1) 一般資金への保証

林業・木材産業を営む者の資金繰りを広く支援するための保証です。

(2) 制度資金への保証

法律に基づいて作成した計画に基づいて、都道府県知事の認定を受けた者が計画に従って事業を行うための資金に対する保証です。ただし、保証申込みの都度、基金で保証審査を行うため、計画の都道府県知事の認定を受けた方への保証を必ずしもお約束するものではありません。

ア 林業・木材産業改善資金

林業・木材産業の経営の健全な発展、林業生産力の増大、林業従事者の福祉の向上を図ることを目的に、都道府県が都道府県指定の融資機関を通じて行う無利子の融資です。

イ 木材産業等高度化推進資金

林業経営の基盤強化や木材の生産又は流通の合理化等を推進するために必要な資金について、都道府県が都道府県指定の融資機関を通じて低利で融通する資金です。

ウ 合理化資金

木材の生産又は流通の合理化を推進するために必要な資金のうち、木材産業等高度化推進資金以外の資金であって、融資機関が融通する資金です。

エ 木材安定供給確保事業資金

木材の生産の安定、流通の円滑化及び利用の促進を図ることにより木材の安定供給を確保するために必要な資金のうち、木材産業等高度化推進資金以外の資金であって、融資機関が融通する資金です。

(3) 目的に応じた保証

自然災害等からの復旧、事業承継、新規創業などの取組を支援するための保証で

項 目	主な関連規定
<p>す。</p> <p>ア 林業・木材産業災害復旧対策保証 災害救助法（平成 22 年法律第 118 号）が適用された災害又は林野庁長官が指定する災害による影響を受けた方の復旧、資金繰り安定化のための資金に対する保証</p> <p>イ コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響を受けた林業者のための借換資金に係る林業信用保証 コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響を受けた方の経営安定化のための債務償還負担軽減のための借換に対する保証です。</p> <p>ウ 事業承継支援保証 経営者の方が事業（人、資産又は知的資産）のいずれかの承継を行う場合の保証です。</p> <p>エ 林業・木材産業複合経営化支援保証 現在行っている林業・木材産業に係る事業に加え、新たに異なる林業・木材産業の事業に取り組もうとする方への保証です。</p> <p>オ 林業・木材産業の創業等支援保証 新たに林業・木材産業を開始する方、他産業から林業・木材産業へ参入する方への保証です。</p>	
<p>2 保証の利用形態</p> <p>(1) 普通保証 最も多い保証の形態で、借入れの都度手続をして、当該借入債務についてのみ保証するものをいいます。なお、普通保証の場合は、分割貸付けは認めていません。 また、貸付形式が手形貸付の場合は、IIの第6を参照してください。</p> <p>(2) 根保証 あらかじめ一定の保証極度額と根保証期間（1年以内）を定めておき、その範囲内において反復継続して行われる手形貸付又は手形割引に係る債務を保証するものです。 詳細についてはIIの第4及び第6を参照してください。</p> <p>(3) 当座貸越（貸付専用型）根保証 一定の資格要件を備えた利用者が融資機関から資金を借り入れる場合、当座貸越の方法で、あらかじめ一定の貸越極度額と取扱期間を定め、その範囲内で反復継続して発生する当座貸越債務の保証を根保証で取り扱うものです。 この保証は、担保提供できる者が一定の要件を満たす場合で、事業者が必要とする事業資金です。 （注1）当座貸越資金は、事業者が必要とする事業資金、すなわち事業に直接関係する運転資金及び軽微な設備資金が対象です。したがって、転貸・共同購入の</p>	<p>債務根保証要領</p> <p>当座貸越（貸付専用型）根保証要綱</p>

項 目	主な関連規定
<p>ための資金は対象となりませんので注意してください。</p> <p>(注2) 合理化計画の認定者は、推進資金以外の合理化資金を基金の当座貸越根保証で調達することができます。</p> <p>詳細についてはⅡの第5及び第6を参照してください。</p> <p>3 保証利用の事前相談</p> <p>基金では、保証申込に際して、融資機関からの事前相談を受け付けています。必要書類を基金にメール、ファクシミリ又は郵送で提出してください。(メールの場合は、rinhoshou@jaffic.go.jpに提出してください。)</p> <p>なお、事前相談を御利用の際は、融資機関が借入れの申込みを予定する者の同意を得た上で行ってください。</p> <p>(1) 必要書類</p> <p>事前相談の際に、必要な書類は次の2点です。決算書等その他の資料は、不要としておりますが、添付していただいても差し支えございません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務保証協議事前相談票 (様式1) ・ 個人情報の取扱いについて (同意書) (様式2) <p>(2) 事前相談への回答</p> <p>基金が申し込まれた債務保証協議事前相談票をもとに検討した後に書面にて融資機関へ回答します。ただし、事前相談への回答は、正式な保証内諾ではなく、あくまでも保証諾否の方向性にとどまりますので、その点はご了承ください。</p>	<p>債務保証協議事前相談取扱要領</p>

保証メニュー一覧表

- 保証料率は、財務内容等により各メニューに該当する区分内のいずれかが適用されます。
- 木材卸売等及び木材製品利用は、制度資金に係る場合のみ対象です。
- 保証の最高限度額は、財務内容により、関連企業を含めて6億円までです。

1 制度資金への保証

法律に基づいて作成した計画について都道府県知事の認定を受けた方が、計画に従って事業を行うための資金に対する保証です。

資金の種類	対象事業	用途	保証期間	保証料率	保証割合	借入限度額 (注4)	借入利率 (注5)	資格要件等 (注6)		
林業・木材産業改善資金	○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○林業種苗生産 ○薪炭生産 ○きのこ生産 ○木材卸売等	設備 (注2)	10年以内 (据置期間 3年以内) (注3)			林業分野 個人1,500万円 会社3,000万円 会社以外の団体 5,000万円 木材産業分野 1億円	0.00% (無利子)	「林業・木材産業改善措置に関する計画」の知事認定		
木材産業等高度化推進資金	素材生産等促進資金	運転	短期資金 1年以内 長期資金 5年以内 (据置期間 1年以内)	0.15% 0.30% 0.45% 0.68% 0.83% 0.98% 1.13% 1.35%	原則 80%	1億円 (特認 2億円 4億円 5億円)	短期資金 1.70%、1.90%、 2.00%	「合理化計画 (事業経営改善 計画)」の知事 認定		
	新規需要創出資金						○木材・木製品製造		1億円	短期資金 1.70% 長期資金 1.85%
	木材高度加工資金						○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等		1億円 (特認 2億円)	短期資金 1.70% 長期資金 1.85%
	林業経営高度化推進資金						○造林・育林 ○素材生産		5千万円 (特認 1.5億円)	短期資金 2.00% 長期資金 2.40%
	伐採・造林一貫作業推進資金						○造林・育林 ○素材生産		1億円 (特認 2億円)	短期資金 1.70%、1.90% 長期資金 1.85%、2.20%
	木材安定供給資金 (注1)						○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等 ○木材製品利用		3億円 (特認 4億円)	短期資金 1.70% 長期資金 1.85%
	合理化資金						○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等		運転 設備	運転資金 5年以内
木材安定供給確保事業 資金 (注1)	○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等 ○木材製品利用	運転 設備	設備資金 15年以内	—	—	融資機関 所定の利率	「木材安定供給 確保事業計画」 の知事認定			

注1:保証料は最大5年間免除です。

注2:設備導入に伴う運転資金(当該設備の利用技術習得のための教育費等)は対象です。

注3:法律の定めにより、12年以内、13年以内、15年以内となる場合があります。

注4:特認とは、木材の取扱量が一定以上等の条件を満たし、林野庁長官の認定を受けた場合です。

注5:木材産業等高度化推進資金は、この利率以下で都道府県知事が設定しますので、都道府県によって利率が異なる場合があります。

また、事業体の規模等により利率が異なる場合があります。

注6:各種計画について都道府県知事の認定を受けた方への保証を必ずしも約束するものではありません。

2 一般資金への保証

林業・木材産業を営む方の資金繰りを広く支援するための保証です。

対象事業	用途	保証期間	保証料率	保証割合	借入利率	保証限度額
○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○林業種苗生産 ○薪炭生産 ○きのこ生産	運転	運転資金 3年以内 (長期資金 7年以内)	0.20%	原則 80%	融資機関 所定の利率	財務内容により、 関連企業を含めて 6億円
			0.40%			
			0.60%			
	設備	設備資金 15年以内	0.90%			
			1.10%			
			1.30%			
1.50%						
1.80%						

3 目的に応じた保証

自然災害等からの復旧、事業承継、新規創業などの取組を支援するための保証です。

保証の種類	保証の概要	対象事業	用途	保証期間	保証料率 (注3)	保証割合	借入利率	保証限度額 (注7)
借換資金に係る林業信用保証(注1)	コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響を受けた林業者のための借換資金に係る保証	○造林・育林 ○素材生産 ○林業種苗生産	運転	10年以内 (設備資金借換の場合15年以内) (据置期間2年以内)	一般資金への保証に同じ	80%	一般資金への保証に同じ(注6)	3億円
林業・木材産業災害復旧対策保証(注2)	台風、洪水、地震などの自然災害からの復旧、コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響を受けた場合の保証	○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○林業種苗生産 ○薪炭生産 ○きのこ生産 ○木材卸売等 ○木材製品利用	運転 設備	運転資金 5年以内 (長期資金 7年以内)	原則 100% (注4)	原則 100% (注4)	原則 80%	8千万円
事業承継支援保証	①人(経営) ②事業用資産 ③知的資産(従業員の技術や技能等)のいずれかを承継するための保証(承継後3年を経過していない場合を含む。)			設備資金 15年以内 (据置期間2年以内)				
林業・木材産業複合経営化支援保証	林業・木材産業の複合経営に新たに取り組むための保証(複合経営開始後の決算期が3期を経過していない場合を含む。)			制度資金への保証 又は 一般資金への保証に同じ				
林業・木材産業の創業等支援保証	森林組合等で経験を積んで独立する場合や、異業種から林業・木材産業へ新たに進出する場合の保証(創業後の決算期が3期を経過していない場合を含む。)			制度資金への保証 又は 一般資金への保証に同じ				
						原則 80% (注5)		3千万円

注1:令和8年3月31日までの受付です。

注2:災害救助法が適用された災害又は林野庁長官の指定する災害が対象です。林野庁長官の指定する災害は、信用基金HPでご確認ください。

なお、自然災害等は災害発生翌年度末までの、コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響は令和8年3月31日までの受付です。

注3:最大5年間免除です。ただし、「林業・木材産業災害復旧対策保証」は、林野庁長官の指定する災害に限り保証料免除の対象となります。

注4:コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響は、原則80%保証です。

注5:林業・木材産業改善資金を利用する場合は、100%保証とすることが可能です。

注6:林業施設整備等利子助成の利用により、最長5年間実質無利子です。

注7:他の保証との合算限定の定め(6億円以下)があります。

項 目	主な関連規定
<p>第5 借入期間の最高限度</p> <p>保証に係る資金の借入期間の最高限度は、保証の種類、資金の種類によって異なります。</p> <p>1 普通保証</p> <p>(1) 設備（ほだ木を除く。）の新設又は改良に係る資金（(3)～(5)のいずれかに該当するものを除く。） 15年</p> <p>(2) (1)に掲げる以外の資金（(3)～(5)のいずれかに該当するものを除く。） 3年（長期運転資金の場合は7年） ただし、林業・木材産業災害復旧資金については5年（長期運転資金の場合は7年）です。</p> <p>(3) 事業再生支援のため全関係機関が協調してリファイナンスを行う場合のその資金 前記(1)及び(2)によらず、全関係機関が協調して対応する期間</p> <p>(4) 借入期間の最高限度を延長することができる場合（(5)又は(6)に該当するものを除く。） ① 天災、火災等により被害又は作業遅延が生じた場合 ② 事業主、家族、従業員等の死傷病等が生じた場合 ③ 取引先の倒産、転貸資金の返済遅延、労務事情の悪化による事業の遅延、その他通常予測できない経営上の理由が生じた場合</p> <p>(5) 合理化資金又は木材安定供給確保事業資金 ① 運転資金 5年 ② 設備資金 15年</p> <p>(6) 林業・木材産業改善資金 10年以内（法律の定めにより12年、13年、15年の場合もあります。）</p>	<p>業務細則第5条（保証に係る資金の種類及びその借入期間の最高限度）第2項、</p> <p>業務細則第5条第3項</p> <p>業務細則第5条第4号</p> <p>業務細則第5条第5号</p>
<p>2 根保証</p> <p>根保証に係る借入期間の最高限度は1年です。</p>	<p>債務根保証要領</p>
<p>3 当座貸越（貸付専用型）根保証</p> <p>当初定める保証期間（取扱期間）は1年以内です。</p> <p>(1) 保証期間の始期は、債務保証書発行後の当座貸越契約締結日又は債務保証書で定めた日とします。</p> <p>(2) 保証期間が1か年の場合の終期（満了日）は、保証期間経過後の応当日とします。 （注）簡単な継続延長手続で保証期間を当初から3か年までは、既に締結済の当座貸越契約書のままで実質継続（1か年ごとに延長を2回まで）することができます。手続方法等の詳細についてはⅡの第5を参照してください。</p>	<p>当座貸越（貸付専用型）根保証要綱、 当座貸越（貸付専用型）根保証事務取扱要領</p>

項 目	主な関連規定
<p>第6 借入金の償還方法</p> <p>1 運転資金は、分割償還でも、一括償還でもよいことにしています。ただし、長期運転資金については、分割償還について、融資機関と協議する場合があります。</p> <p>2 設備資金は、原則として月賦又は年賦による分割償還とし、措置期間については、制度資金以外については概ね2年（合理化資金は2年、林業・木材産業改善資金は3年）以内で設けることができます。また、取得した設備を借入期間満了前に売却等をする場合は、当該設備資金の借入金残額の繰上償還について融資機関と協議することになっています。</p> <p>3 合理化資金については、事業者の合理化計画が取り消された場合において、その取消しの理由が著しく推進資金制度の趣旨に反すると認められるときは、その借入金の全部又は一部につき期限前に償還を行っていただきます。</p> <p>4 当座貸越根保証の場合の返済方法については、取扱融資機関において、約定返済方式又は随時返済方式のいずれかのみ採用します。なお、基金とその取扱いを限定した覚書を締結していることがありますので、基金又は融資機関本店に返済方法を確認してください。</p>	<p>改善資金法施行令第4条第2項、 設備資金の保証要領</p>

項 目	主な関連規定
<p>第7 保証金額の最高限度</p> <p>1 事業者が保証を受けることができる最高限度額は、その払込出資額に、当該都道府県の保証倍率を乗じて得た額で、次の算式によります。</p> <p>ただし、この算式にかかわらず、原則として、関連企業を含め一被保証者当たりの最高限度額は6億円です（保証メニューによって個別に上限が異なる場合があります）。</p> <p>なお、最新の都道府県ごとに定める保証倍率は、基金ホームページ (https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html) を参照してください。</p> <p>【算式】</p> $\begin{array}{ccccccc} \text{基本倍率} & + & \text{加算倍率} & = & \text{保証倍率} \\ & & \vdots & & \\ & & \vdots & & \\ \text{保証を受けられる} & = & \text{出資額} \times & (& 30 & + & \frac{\text{当該都道府県の出資額}}{\text{当該都道府県の事業者の総出資額}} \times 15 &) \\ \text{最高限度額} & & & & & & & \end{array}$ <p>上記の加算倍率の計算に当たっての「当該都道府県の事業者の総出資額」は、毎年度末の当該都道府県の事業者の総出資額を使用しますが、「当該都道府県の出資額」については、出資が追加された都度、算定換えを行い、その追加額に対応する加算倍率の引上げを行います。</p> <p>2 当座貸越根保証、間接利用の場合は、次のとおり限度額を設定しています。</p> <p>ただし、普通保証等との併用は可能です。</p> <p>(1) 当座貸越根保証の場合</p> <p>一被保証者当たりの保証限度額は、5,000万円以内です。</p> <p>(2) 間接利用の場合</p> <p>ア 連合会の会員</p> <p>上記1の算式で算定した当該連合会の最高限度額から、その連合会が現に保証を受けている額及び他の会員が現に間接利用により保証を受けている額を控除して得た残額までです。</p> <p>イ 単位組合の組合員</p> <p>上記アの場合と同様です。</p>	<p>業務細則第6条（一被保証者についての保証の金額の最高限度）</p> <p>当座貸越（貸付専用型）根保証要綱第6</p> <p>業務細則第6条（一保証者についての保証の金額の最高限度）第2項</p>

項 目	主な関連規定
<p>第8 保証する債務の範囲</p> <p>基金が保証する債務の範囲は、その保証に係る借入金の元本、利息及び遅延損害金の合計額の残高（以下「元利等の残高」といいます。）の80%です。ただし、その保証に係る資金が、次の場合である場合は、その保証に係る元利等の残高の100%とすることができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害により被害を受けた事業者が災害復旧等をするために必要な資金 2 林業・木材産業改善資金、林業経営改善資金、合理化資金及び木材安定供給確保事業資金 	<p>業務細則第7条（保証の範囲）</p>

項 目	主な関連規定																				
<p>第9 保証料</p> <p>保証料は、債務保証協議書に基づき基金で計算しますので、融資機関において貸付けと同時に一括して徴収（借入期間が1年を超える場合は、原則として1年ごとに分割して徴収することとしています。融資機関の管理等事務の複雑化などが見込まれるため、次年度以降の保証料については、実務的には一括して徴収、送金いただいて結構です。）し、基金の預金口座のある金融機関（Ⅱの第3の4（4）参照）の普通預金口座に送金していただきます。</p> <p>1 保証料率は、次のとおり定めています。また、事業者の財務内容等によりいずれかの保証料率が適用されます。</p> <p style="padding-left: 2em;">（注）年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。</p> <p style="padding-left: 2em;">（1）林業・木材産業改善資金、合理化資金、林業経営改善資金又は木材安定供給確保事業資金である場合 年 1.35%以内</p> <p style="padding-left: 2em;">（2）（1）以外の資金である場合 年 1.80%以内</p> <p>2 根保証のうち手形割引に係るものについては、保証元本極度額に85%を乗じて得た額に対する保証料を徴収することとしています。</p> <p>3 当座貸越根保証に係るものについては、保証元本極度額に90%を乗じて得た額に対する保証料を徴収することとしています。</p> <p style="padding-left: 2em;">当座貸越根保証を利用するに当たり、利用する資金（上記1（1）又は（2））の種類が重複する場合の保証料は、いずれか高い料率を適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">保証料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">保証に係る資金が、林業・木材産業改善資金である場合、林業経営改善資金である場合、合理化資金である場合又は木材安定供給確保事業資金である場合</td> <td style="text-align: center;">年 0.15%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 0.30%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 0.45%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 0.68%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 0.83%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 0.98%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 1.13%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 1.35%</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">上記1に掲げる資金以外の資金である場合</td> <td style="text-align: center;">年 0.20%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 0.40%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 0.60%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 0.90%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 1.10%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 1.30%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 1.50%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 1.80%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	保証料率	保証に係る資金が、林業・木材産業改善資金である場合、林業経営改善資金である場合、合理化資金である場合又は木材安定供給確保事業資金である場合	年 0.15%	年 0.30%	年 0.45%	年 0.68%	年 0.83%	年 0.98%	年 1.13%	年 1.35%	上記1に掲げる資金以外の資金である場合	年 0.20%	年 0.40%	年 0.60%	年 0.90%	年 1.10%	年 1.30%	年 1.50%	年 1.80%	<p>業務細則第15条（保証料）、第16条（保証料に係る違約金）、約定書第6条（保証料）、「債務根保証要領」第8、約款第2条（保証料）、保証料の取扱いについて</p> <p>債務根保証要領第8（2）</p> <p>当座貸越（貸付専用型）根保証事務取扱要領5</p>
区 分	保証料率																				
保証に係る資金が、林業・木材産業改善資金である場合、林業経営改善資金である場合、合理化資金である場合又は木材安定供給確保事業資金である場合	年 0.15%																				
	年 0.30%																				
	年 0.45%																				
	年 0.68%																				
	年 0.83%																				
	年 0.98%																				
	年 1.13%																				
	年 1.35%																				
上記1に掲げる資金以外の資金である場合	年 0.20%																				
	年 0.40%																				
	年 0.60%																				
	年 0.90%																				
	年 1.10%																				
	年 1.30%																				
年 1.50%																					
年 1.80%																					

項 目	主な関連規定
<p>4 保証料の払戻し</p> <p>原則として、繰り上げ償還があったとき、根保証の手形貸付の場合において極度額を満度に利用しなかったときには、融資機関からの請求により保証料を払い戻します。</p> <p>ただし、根保証による手形割引及び当座貸越根保証の場合は、保証料を払い戻しません。</p> <p>なお、保証料の計算及び払戻し等の詳細については、Ⅱの第3の4を参照してください。</p>	<p>業務細則第15条（保証料）第7項、第8項、 債務根保証要領</p>

項 目	主な関連規定				
<p>第10 保全</p> <p>基金は、債務保証をするに当たり、原則として連帯保証人を必要とするほか、特に必要があると認めるときは担保を徴するものとしています。</p> <p>1 連帯保証人</p> <p>連帯保証人は、以下により徴することとしますが、この場合、原則として融資機関に対する連帯保証人と同一人としてください。また、連帯保証人の徴求にあたっては、後日紛議の起こらないように融資機関において保証意思確認のため通常必要とされる措置をとってください。</p> <p>なお、民法第465条の6により、債務保証契約の連帯保証人になろうとする個人の方（以下「保証予定者」といいます。）は、その保証契約を締結する前に、公証役場において公証人による保証意思の確認を受けた上で、その保証意思が公証された保証意思宣明公正証書（以下「公正証書」という。）を作成してもらう必要があります。ただし、この公正証書の作成は、保証予定者が以下に掲げる方に当たる場合には不要とされています。</p> <table border="1" data-bbox="180 913 1093 1108"> <tr> <td data-bbox="180 913 427 1010">被保証者が法人の場合</td> <td data-bbox="427 913 1093 1010"> <ul style="list-style-type: none"> 被保証者の理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者 被保証者の議決権の過半数を直接的・間接的に有する株主等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 1010 427 1108">被保証者が個人の場合</td> <td data-bbox="427 1010 1093 1108"> <ul style="list-style-type: none"> 被保証者と共同して事業を行う者 被保証者が行う事業に現に従事している被保証者の配偶者 </td> </tr> </table> <p>(1) 連帯保証人は、原則として、債務保証依頼者に係る経営者以外の者から徴しないものとしています。ただし、次の場合はこの限りではありません。</p> <p>ア 実質的に経営権を有している者又は経営者本人の配偶者（経営者本人と共に当該経営者が行う事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合</p> <p>イ 経営者本人の健康上の理由のため、事業継承予定者が連帯保証人となる場合</p> <p>ウ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、保証依頼者が行う事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合</p> <p>エ 保証依頼者が個人で、物的担保の提供が困難で、当該保証依頼者以外に経営者等がおらず、保証依頼者が行う事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合</p> <p>なお、既往の債務保証契約において、経営者等以外の者という理由で連帯保証人の解除の申込みがなされた場合は、審査等において、当該連帯保証人を徴した経緯等を総合的に判断するものとしています。</p> <p>(2) 債務保証依頼者が個人の場合</p> <p>連帯保証人の人数は、原則として1名以上としますが、保証依頼者以外に経営者等がない場合には、物的担保を徴する場合があります。担保提供が困難な場合は、基金に御相談ください。</p>	被保証者が法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> 被保証者の理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者 被保証者の議決権の過半数を直接的・間接的に有する株主等 	被保証者が個人の場合	<ul style="list-style-type: none"> 被保証者と共同して事業を行う者 被保証者が行う事業に現に従事している被保証者の配偶者 	<p>業務細則第17条（連帯保証人等）、約定書第5条（連帯保証人等）、設備資金の保証要領3（物的担保）、約款第3条</p>
被保証者が法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> 被保証者の理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者 被保証者の議決権の過半数を直接的・間接的に有する株主等 				
被保証者が個人の場合	<ul style="list-style-type: none"> 被保証者と共同して事業を行う者 被保証者が行う事業に現に従事している被保証者の配偶者 				

項 目	主な関連規定
<p>(3) 債務保証依頼者が会社の場合</p> <p>連帯保証人は、原則として代表者（複数の場合は原則として代表者全員）としますが、審査等において代表者及び代表者以外の経営者等の2名以上とする場合があります。</p> <p>(4) 債務保証依頼者が組合の場合</p> <p>連帯保証人は、原則として代表理事（複数の場合は原則として代表理事全員）としますが、審査等において理事全員とする場合があります。</p> <p>(5) 法人を連帯保証人とする場合</p> <p>上記(2)及び(3)にかかわらず連帯保証人を徴しない場合があります。</p> <p>なお、法人を連帯保証人とする場合は、保証の決定に関する取締役会等の権限のある機関の議事録を必要とします。</p> <p>(6) 当座貸越根保証を利用する場合</p> <p>保証の利用形態が当座貸越根保証の場合は、上記(2)～(4)にかかわらず保証能力のある者1名以上とします。</p> <p>ただし、法人においては法人代表者を徴し、また担保の提供者についても原則として連帯保証人に徴求してください。</p> <p>(7) 融資機関の担保を基金の保証条件とする場合は、原則として担保の設定者を基金に対する連帯保証人としてください。</p> <p>(8) 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について</p> <p>平成25（2013）年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」につきましては、基金ではこのガイドラインの趣旨を尊重し、本ガイドラインにおいて求められている対応については、「林業信用保証業務細則第17条第3項の規定に基づき連帯保証人を立てることを免ずる保証の取扱要領」をもって、「無保証人保証」として講じています。</p> <p>※「無保証人保証」の概要（保証の内容等）について</p> <p>1 保証の対象者</p> <p>Iの第1に該当する者(注)であって、次の要件を全て満たす者とします。</p> <p>(注)木材卸売業者等は合理化計画の認定が必要です。</p> <p>(1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること。</p> <p>(2) 法人と経営者間の資金やりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。</p> <p>(3) 適時適切に財務情報等が提供されていること。</p> <p>(4) 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。</p> <p>ア 申込融資機関との連携により連帯保証人を不要とすることができる場合であって、次の要件を全て満たしていること</p> <p>① 申込融資機関が、プロパー融資について、連帯保証人を不要とし、担</p>	<p>業務細則第17条（連絡保証人等）第3項、第9条（債務保証の申込み）第4項</p> <p>林業信用保証業務細則第17条第3項の規定に基づき連帯保証人を立てることを免ずる保証の取扱要領</p>

項 目	主な関連規定
<p>保による保全が図られていない融資残高があること（若しくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行うこと）</p> <p>② 直近決算期において債務超過でないことかつ直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと</p> <p>③ 返済緩和している借入金がないこと</p> <p>イ 直近決算期において次の財務要件を全て満たしていること</p> <p>① 自己資本比率 20%以上</p> <p>② EBITDA有利子負債倍率 10倍以内</p> <p>③ 経常利益率 3%以上</p> <p>④ 返済緩和している借入金がないこと</p> <p>ウ 法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られていること</p> <p>エ 個別の事案において、連帯保証人を不要として取り扱うことが適切かつ合理的であると認められること</p> <p>2 保証の範囲、保証料率 通常の見保と同じです。</p> <p>3 連帯保証人及び担保 連帯保証人は必要ありませんが、担保は、1(4)ウのケースに対応する場合は、徴求します。</p> <p>4 提出書類 保証(条件の変更を含む。)を依頼しようとする者から融資機関を経由して、通常必要となる書類のほか、「無保証人保証」申込人資格申告書を提出していただく必要があります。</p> <p>無保証人保証の御案内、「無保証人保証」申込人資格申請書及びその他提出書類の様式は、基金ホームページ (https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html)に掲載していますので、御確認の上、この取扱いについての申し出があった場合には、林業信用保証業務部 (TEL 03-3434-7826~7) までお問い合わせください。</p> <p>2 担保</p> <p>(1) 担保徴求の目安</p> <p>担保は必要に応じて徴求します。</p> <p>ア 保証金額が多額の場合、事業者の財務内容等によっては担保が必要となる場合があります。</p> <p>また、一被保証者当たりの無担保保証の限度額は、原則として2億円です。(この限度額に別枠(臨時的な保証)の無担保保証分を上乗せできます。)</p> <p>なお、設備資金は、以下の場合には原則として担保が必要です。</p>	

項 目	主な関連規定
<p>イ 運転資金 財務内容や経営状況によっては担保が必要です。</p> <p>ウ 設備資金 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、原則として担保が必要です。</p> <p>(ア) 借入期間が5年を超える場合。</p> <p>(イ) 資金の用途が土地・建物の購入、建設の場合。</p> <p>エ 当座貸越根保証の場合は、すべて有担保扱いです。詳細は、IIの第5を参考にしてください。</p> <p>(2) 担保設定の方法 担保は、不動産に対する根抵当権の事例が最も多いので、根抵当権について説明しますが、次の2種類があります。</p> <p>ア 融資機関が根抵当権者として根抵当権の設定を受け、この根抵当権を基金の保証付貸付金に適用することを保証の条件とする方法 80%保証事案に係る場合は、約定書第16条本文の払込金又は回収金の配分関係がありますので、融資機関を根抵当権者とするものですが、融資機関から当該根抵当権は基金の保証に基づく貸付金を当該融資機関の他の債権に優先して担保するものである旨の念書(様式保第16号・第16号のア)を差し入れてもらうことにしています。 なお、この場合の根抵当権設定者は、原則として基金に対する連帯保証人になっていただきますが、これができない場合は、基金に対し求償権を行使しない等を内容とした念書(様式保第16号の1)を差し入れてもらうことにしています。</p> <p>イ 基金が根抵当権者として根抵当権の設定を受ける方法 融資機関が前号の手続を希望しない場合又は100%保証事案に係る場合は、基金が根抵当権者となりますが、この場合の根抵当権は、基金の将来求償権を保全するためのものとなります。 なお、基金を根抵当権者として、設定登記をする場合の登録免許税は、租税特別措置法第78条第2項第2号により1000分の2(通常は1000分の4)に軽減されています(時限立法により優遇されていますので、利用時に軽減措置の適用を確認してください)。</p> <p>(3) 根抵当権の極度額 極度額については、当該事業者の事業、財務の内容並びに保証金額の多寡等により必要と認められる額としています。</p> <p>(4) 担保物件 担保物件は、宅地、建物、田、畑、山林等ですが、担保余力があれば、根抵当権の順位について、特に条件をつけるようなことはしていません。</p> <p>(5) 担保の評価 担保の評価は、基金が根抵当権の設定を受ける場合は、融資機関及び地元森林組</p>	<p>民法第504条(債権者による担保の喪失等)、 業務細則第25条第1項、 約定書第12条2項(免責)</p>

項 目	主な関連規定
<p>合等の意見を参考にして基金が評価をします。</p> <p>融資機関が設定を受ける根抵当権を保証の条件とする場合の担保評価は、当該融資機関の意見を参考にして基金が評価をします。</p> <p>(注) 当座貸越根保証の場合は、上記の(4)及び(5)にかかわらず、担保物件の内容は、宅地等換価性の高い物件とします。</p>	
<p>3 譲渡担保</p> <p>設備資金（林業・木材産業改善資金等を含む。）を御利用いただく場合に、当該資金をもって導入する機械設備を基金の譲渡担保としていただくことがあります。</p> <p>この場合は、債務者兼担保提供者から譲渡担保差入書（様式保第16号のイ）を提出いただくとともに、当該機械設備に基金に対する譲渡担保物件であることを示す表示（基金所定のシール貼付）をしていただくことにしています。</p> <p>譲渡担保差入証は、公証役場で確定日付を付していただく必要があります。また、譲渡担保差入証を御提出いただく際は、当該機械設備に基金所定のシールを貼付したことがわかる写真及び当該機械設備の固有番号（シリアル番号等）が確認できる書類の写し（固有番号が確認できるプレート等の写真でも可）を添付してください。</p> <p>なお、譲渡担保設定における登記は不要です。</p> <p>(注) 譲渡担保差入証の機械器具目録の製造年月欄には、当該機械設備を特定できる固有番号を御記入ください。</p>	<p>民法第398条の20（根抵当権の元本の確定事由）、 業務細則第20条（保証債務の弁済等）、 約定書第7条（債権の保全）</p>
<p>4 保証条件外の担保の管理</p> <p>民法第504条（債権者による担保の喪失等）は代位権者のための担保保存義務を債権者に課しています。</p> <p>基金は、融資機関に対し、担保保存義務を免除していません。したがって、保証の条件としているか否かに関係なく融資機関は担保保存義務を負っていますので注意してください。基金の承諾なしに担保保存義務を怠ったときは、場合によっては免責となることもあります。</p> <p>このことから、担保を解除するような事象が発生したら、事前に基金へ協議してください。</p> <p>また、融資機関が設定した担保物件について差押等の確定事由が生じた場合には、遅滞なく基金に通知してください。</p>	

項 目	主な関連規定
<p>第 11 保証の免責及び取消し</p> <p>1 保証の免責</p> <p>免責とは、基金の保証契約の基礎となっている信頼関係を破るような一定の事由がある場合に、基金が保証債務の履行責任を免れることをいいます。一般原則の適用があることのほか、約定書に規定されている免責事由の主なものは次のとおりです。</p> <p>(1) 旧債償還</p> <p>融資機関が、既存の債務の全部又は一部を消滅させるために、基金の保証による貸付けを行った場合は、免責となります。</p> <p>ただし、次の場合は、免責としません。</p> <p>ア 融資機関が反復して同一業者へ貸付けを行う場合であって、基金保証付債権をもって既存の基金保証付債権を消滅させた場合</p> <p>イ 融資機関から事前協議により基金が特に認めた場合（例えば、つなぎ資金）</p> <p>(2) 懈怠</p> <p>融資機関が、故意又は過失により債権の保全を怠り、又は取立てをすることを怠ったため、被保証者から債権の全部又は一部の弁済を受けることができなくなった場合には、当該融資機関が適当な措置をとっていれば弁済を受けることができたであろう限度において、基金は弁済の義務を免れます。</p> <p>(注 1) 融資機関において、債務履行を困難とする事情の予見が可能な状況にもかかわらず報告や通知がなく、何ら対応措置が取られないまま代位弁済請求がなされたときは、善良なる管理者としての注意義務が果たされていないことに該当してしまふ可能性がありますので注意してください。</p> <p>(注 2) 予見報告書・事故（延滞）報告書の提出後、基金が指示した内容どおりに融資機関が行動しないときは、善良なる管理者としての注意義務が果たされていないことに該当してしまふ可能性がありますので注意してください。</p> <p>(3) 代位弁済請求期間の徒過</p> <p>代位弁済の請求が、保証付貸付金の弁済期限到来の日又は被保証者が期限の利益を失った日から 1 年を経過した日以後において行われた場合は、基金は弁済の義務を免れます。</p> <p>また、代位弁済請求権を有するようになった日から 20 日以内に代位弁済支払請求書を提出しなかった場合には、基金は、当該期間の満了する日の翌日以後の遅延損害金については保証債務の履行の責めを免れます。</p> <p>(4) その他</p> <p>民法第 465 条の 4（個人根保証契約の元本の確定事由）が発生した場合の免責については、Ⅲの第 2 の 2を参考にしてください。</p> <p>民法第 504 条（債権者による担保の喪失等）、民法第 398 条の 20（根抵当権の元本の確定事由）に関する免責等については、Ⅰの第 10 の 4を参考にしてください。</p>	<p>業務細則第 24 条、 約定書第 12 条第 1 項</p> <p>業務細則第 25 条第 1 項、 約定書第 12 条第 2 項</p> <p>業務細則第 22 条第 2 項、 約定書第 11 条第 3 項</p> <p>業務細則第 25 条第 2 項、 約定書第 12 条第 3 項</p>

項 目	主な関連規定
<p>2 保証の取消し</p> <p>融資機関が、業務方法書、業務細則又は約定書に違反して貸付けを行った場合は、その保証を取り消すことがあります。次のような事例の場合です。</p> <p>(1) 被保証者と債務者が相違した場合</p> <p>(2) 保証金額と貸付金額が相違した場合</p> <p>(3) 保証期間を超える貸付けを実行した場合</p> <p>(4) 資金使途に違反した貸付けを行った場合</p> <p>(5) 完済後実行の条件を履行しなかった場合</p> <p>(6) 保証条件担保を徴求しなかった場合</p> <p>(7) 保証条件の保証人を徴求しなかった場合</p> <p>(8) 保証条件の保証人あるいは保証条件担保の提供者が否認した場合</p> <p>(9) 提出書類及び各種通知の著しい誤報あるいは懈怠があった場合</p> <p>(10) その他これと同等の重大な保証条件違反があった場合</p>	<p>約定書第 13 条（保証の取消し）</p>

項 目	主な関連規定
<p>第12 代位弁済等</p> <p>1 予見通知</p> <p>被保証者について、債務の履行を困難とする事情を予見したときは、融資機関から前広に通知をいただくこととしています。被保証者に重大な変動が生じたときや変動が生ずるおそれがあるときは、まずは電話等により、基金に遅滞なく報告してください。</p> <p>2 事故（延滞）報告及び保証付貸付金の保全</p> <p>被保証者について、貸付金の延滞、手形の不渡事故、その他の債務の履行を困難とする事情が発生したときは、融資機関からこの旨の報告を受け、基金の保証付貸付金の管理、回収に関し必要があると認められるものについては、適当と認める保全措置を講じていただくこととしています。</p> <p>3 保証債務の履行</p> <p>被保証者が弁済期限到来日又は期限の利益喪失日から3か月経過してもなお債務の弁済を行わない場合は、基金は融資機関の請求により代位弁済を行います。</p> <p>なお、この3か月の期間については、被保証者が法的整理に移行するなど回収不能が明白であり、基金が必要と認めるときはこれを短縮する通知を行いますので、融資機関はこの通知に基づき速やかに代位弁済請求をしてください。</p> <p>代位弁済の範囲は、元本（当座貸越根保証にあっては、根保証確定時の貸越金残高）、利息及び遅延損害金の合計残高の80%又は100%の額です。</p> <p>4 求償権の管理、回収</p> <p>代位弁済後の求償権の管理回収については、融資機関との約定に基づき、当該融資機関に委託されていますが、その回収金の充当方法は、次のとおりとしています。</p> <p>(1) 80%保証と100%保証の代位弁済に係る債権（基金の求償権を含む。以下同じ。）とが併存する場合の回収金は、そのときにおけるそれぞれの債権の割合で配分します。</p> <p>(2) 80%保証の代位弁済に係る債権について回収（上記(1)の配分を含む。）があったときは、基金80、融資機関20の割合で配分します。</p> <p>(3) 100%保証の代位弁済に係る債権について回収（上記(1)の配分を含む。）があったときは、そのときにおけるそれぞれの債権（融資機関の債権は、通常、未回収遅延損害金「代位弁済を受けた額を控除した残額」となります。）の割合で配分します。</p> <p>5 求償権の償却</p> <p>回収見込みのない求償権については、基金の「独立行政法人農林漁業信用基金査定資産償却・引当規程」に基づいて償却することとしています。</p>	<p>業務細則第20条（保証債務の弁済等）、 約定書第7条（債権の保全）</p> <p>約定書第11条（代位弁済）</p> <p>約定書第14条、第15条、第16条</p> <p>100%保証の代位弁済に伴う「独立行政法人農林漁業信用基金と融資機関との間の林業信用保証に関する約定書」の運用等についての覚書 独立行政法人農林漁業信用基金と融資機関との間の林業信用保証に関する約定書についての覚書</p>

項 目	主な関連規定
<p>6 償却求償権の管理業務委託の解除</p> <p>償却求償権の管理業務委託については、融資機関の申出を検討し、解除することになっています。また、基金が債権回収会社（サービサー）へ回収業務を委託したときも同様に解除します。</p>	

Ⅱ 林業信用保証の利用の手続

項 目	主な関連規定
<p>第1 出資の取扱い</p> <p>1 出資について</p> <p>基金の保証を受けることができる対象者は、基金に出資をし、持分を取得している事業者です。(Iの第1参照。)</p> <p>また、保証を利用できる最高限度額は、その出資者の持分(以下「出資持分」という。)の額に当該都道府県の保証倍率を乗じて得た額です。(Iの第7参照。)</p> <p>このため、初めて基金の保証を受ける場合又は追加的に保証を受ける場合には、その保証額に応じた出資が必要となります。</p> <p>基金は事業者からの出資をいつでも受け付けていますが、次の2～7のことをあらかじめ御理解ください。</p> <p>2 留意点</p> <p>(1) 限りなく出資をしたとしても、事業規模等にかかわらず、その出資持分に応じて無制限かつ無条件に保証を受けられるものではありませんので、あらかじめ融資機関を通じて基金へ保証の可能性を打診(事前協議)してください。</p> <p>(2) 出資は、1万円単位です。</p> <p>(3) 出資には配当はありません。</p> <p>(4) 出資持分は、民法第898条に定める共同相続から、同法第907条に基づく遺産分割までの間を除き、共有することはできません。また、共同相続により共有となっている状態では、いかなる債務保証契約をすることもできません。</p> <p>(5) 出資持分は譲り渡すことができます。</p> <p>(6) 出資持分は、保証残高に応じて全部又は一部を払い戻すことができます。</p> <p>(7) 出資持分の譲渡しや払戻しを行う際には、基金が定める手続が必要であり、認められない場合があります。</p> <p>(8) 出資者の氏名・名称若しくは住所に変更があったとき又は相続、合併若しくは会社分割があったときは、基金が定める手続が必要です。</p> <p>(9) 出資持分を取得した者が、反社会的勢力に関係のある者である場合、債務保証を受けることができません。</p> <p>(10) 出資者は、基金に出資者原簿の閲覧を求め、又は出資持分の残高の照会をすることができます。</p> <p>3 出資の手続</p> <p>(1) 基金に出資をしようとする事業者は、次の書類を基金にメール又は郵送で提出してください。(メールの場合は、uketsuke-ringyo@jaffic.go.jpに提出してください。4～7(1)、(3)及び(4)において同じ。)</p> <p>ア 出資申請書(様式1)</p> <p>申請書の裏面の「出資持分に係る留意点」を御了承の上、表面の内容を正しく記入してください。</p> <p>イ 印鑑証明書(発行から3か月以内のもの(その写しを含む。))に限る。以下、第</p>	<p>信用基金法第5条(資本金)第6項、第13条</p> <p>林業信用保証業務に係る出資に関する規程(以下「出資規程」という。)第3条(出資) 出資規程第6条(持分の共有の禁止)</p> <p>信用基金法第7条(持分の譲渡し等)、 出資規程第4条(持分の譲渡し)第4項 信用基金法第7条の2(出資者に対する持分の払戻し) 出資規程第9条(民間林業出資者の名称変更等の届出書)</p> <p>出資規程第3条(出資)</p>

項 目	主な関連規定																	
<p>1において同じ。ただし、保証の申込手続において印鑑証明書を添付している場合は省略可能。)</p> <p>(2) 基金に出資をしようとする場合は、申請書に記載された金額を基金指定の以下の送金受付金融機関に振り込んでください。</p> <p style="text-align: center;">送 金 受 付 金 融 機 関</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">店 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林中央金庫の本店及び支店</td> </tr> <tr> <td>(株)商工組合中央金庫の本店及び支店</td> </tr> <tr> <td>都市銀行の本店及び支店</td> </tr> <tr> <td>地方銀行の本店及び支店</td> </tr> <tr> <td>第二地方銀行の本店及び支店</td> </tr> <tr> <td>信託銀行の本店及び支店</td> </tr> <tr> <td>信用金庫の本店及び支店</td> </tr> <tr> <td>信用組合の本店及び支店</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 送金受付金融機関は、基金に出資をしようとする事業者から送金を委任された金額を、以下の口座に送金してください。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>金融機関名</th> <th>種類</th> <th>口座番号</th> <th>登録名義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三菱UFJ銀行 東京公務部</td> <td>普通預金</td> <td>375</td> <td>トクノクリンギョギョウシヨウキ 独立行政法人農林漁業信用基金</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 基金は、払込みを承認したときは、出資申請書を受理し、かつ、この申請書に記載された額の払込みがなされた日をもって出資者原簿に記載するとともに、出資者に対して、出資を行った額及び当該出資後の持分の残高を通知します。</p> <p>4 出資持分の譲渡し</p> <p>出資者は、基金の承認を受けて、その持分の全部又は一部を譲り渡すことができます。これを「出資持分の譲渡し」といい、出資持分を譲り渡す者を「譲渡人」、出資持分を譲り受ける者を「譲受人」といいます。</p> <p>出資持分の譲渡申請手続は、次のとおりです。</p> <p>(1) 譲渡人及び譲受人は、次の書類を共同で基金に提出してください。</p> <p>ア 出資持分譲渡・譲受申請書(様式2)</p> <p>イ 印鑑証明書(個人にあつては、住民票(発行から3か月以内のものに限るものとし、他の世帯員に関する情報並びに個人番号(マイナンバー)及び本籍地の記載は要しないものとする。以下「住民票」という。)(その写しを含む。7(1)において同じ。))でもよい。5において同じ。))</p> <p>(2) 基金は、この譲渡しを承認したときは、出資持分譲渡・譲受申請に必要な書類が整った日をもって出資者原簿に記載するとともに、譲渡しを行った者に対して、譲渡しを行った持分の額、譲渡し後の持分の残高を、持分を譲り受けた者に対して、譲り受けた持分の額、譲受け後の持分の残高をそれぞれ通知します。</p> <p>(3) 基金は、譲渡人が、次のいずれかに該当する場合には、出資持分の譲渡しを認めないこととします。ただし、オに該当する場合であつて、譲り渡す持分に相当する</p>	店 名	農林中央金庫の本店及び支店	(株)商工組合中央金庫の本店及び支店	都市銀行の本店及び支店	地方銀行の本店及び支店	第二地方銀行の本店及び支店	信託銀行の本店及び支店	信用金庫の本店及び支店	信用組合の本店及び支店	金融機関名	種類	口座番号	登録名義	三菱UFJ銀行 東京公務部	普通預金	375	トクノクリンギョギョウシヨウキ 独立行政法人農林漁業信用基金	<p>信用基金法第7条(持分の譲渡し等)、 出資規程第4条(持分の譲渡し)</p>
店 名																		
農林中央金庫の本店及び支店																		
(株)商工組合中央金庫の本店及び支店																		
都市銀行の本店及び支店																		
地方銀行の本店及び支店																		
第二地方銀行の本店及び支店																		
信託銀行の本店及び支店																		
信用金庫の本店及び支店																		
信用組合の本店及び支店																		
金融機関名	種類	口座番号	登録名義															
三菱UFJ銀行 東京公務部	普通預金	375	トクノクリンギョギョウシヨウキ 独立行政法人農林漁業信用基金															

項 目	主な関連規定
<p>金額をもってオに掲げる債務を弁済するときは、イからキのいずれかに該当する場合であっても、持分の譲渡しを認めるものとします。また、カに該当する場合であって、譲り渡す持分に相当する金額をもってカに掲げる債務を弁済するときは、次のアからキのいずれかに該当する場合であっても、持分の譲渡しを認めるものとします。</p> <p>ア 被保証者である場合であって、当該譲渡しにより、当該保証債務に係る元本の保証残高が当該被保証者についての保証の金額の最高限度額（業務細則第6条に定めるものをいう。）を上回ることとなるとき。</p> <p>イ 被保証者である場合であって、その者について約定書第7条に基づく融資機関からの通知を受領したとき。</p> <p>ウ 被保証者である場合であって、約款第6条第1項第1号から第9号までのいずれかに該当するとき。</p> <p>エ 被保証者である場合であって、保証契約の変更により返済条件を緩和しているとき。</p> <p>オ 約款第2条に基づく債務の弁済期が到来している場合</p> <p>カ 約款第8条、第9条又は第12条に基づく債務の弁済期が到来している場合</p> <p>キ その他被保証者に代わって基金が債務を弁済することが明らかな場合</p>	

5 出資持分の払戻し

平成30年に独立行政法人農林漁業信用基金法の一部が改正され、国及び都道府県以外の出資者（つまり事業者）については、出資持分の全部又は一部を払戻しすることが可能となりました。

林業信用保証の利用が終了し、今後、林業信用保証を利用する予定のない者や、現在、林業信用保証を利用されている者のうち出資持分の総額と保証利用に必要な出資持分との間に差があり、かつ、今後、林業信用保証の利用を増やす予定のない者は、出資金を払い戻すことができます。

出資持分の払戻し申請手続は、次のとおりです。

(1) 出資者は、次の書類を基金に提出してください。

ア 出資持分払戻請求書（様式3）

イ 印鑑証明書

ウ 通帳、キャッシュカード等の写しその他の送金口座の分かるもの（本人名義の口座に限る。）

(2) 基金は、この払戻しを承認したときは、払戻しを行った日（出資者名義の口座への送金日）をもって出資者原簿に記載するとともに、払戻しを行った者に対して、払戻し前後の持分の残額、払戻しを行う額を通知します。

(3) 基金は、出資持分払戻請求書を提出した者が、次のいずれかに該当する場合には、出資持分の払戻しを停止するものとします。ただし、オに該当する場合であって、持分の払戻しによってオに掲げる債務を弁済するときは、イからキのいずれかに該当する場合であっても、持分の払戻しを停止しないものとします。また、カに該当する場合であって、持分の払戻しによってカに掲げる債務を弁済するときは、次のアからキのいずれかに該当する場合であっても、持分の払戻しを停止しないものと

信用基金法第7条の2（出資者に対する持分の払戻し）、
出資規程第5条（持分の払戻し）

項 目	主な関連規定
<p>します。</p> <p>ア 被保証者である場合であって、その者の持分から払戻しの請求があった持分を差し引くと、当該保証債務の元本に係る保証残高が当該被保証者の保証の金額の最高限度額（業務細則第6条に定めるものをいう。）を上回ることとなるとき。</p> <p>イ 被保証者である場合であって、その者について約定書第7条に基づく融資機関からの通知を受理したとき。</p> <p>ウ 被保証者である場合であって、約款第6条第1項第1号から第9号までのいずれかに該当するとき。</p> <p>エ 被保証者である場合であって、保証契約の変更により返済条件を緩和しているとき。</p> <p>オ 約款第2条に基づく債務の弁済期が到来している場合</p> <p>カ 約款第8条若しくは第9条に基づく債務と被保証者の出資持分払戻請求権との相殺又は約款第12条に基づく債務と保証人の出資持分払戻請求権との相殺を直ちに行うことができない場合</p> <p>キ その他被保証者に代わって基金が債務を弁済することが明らかな場合</p>	
<p>6 出資持分残高の通知</p> <p>出資者は、持分残高を照会しようとするときは、基金に対し、住所、法人名（代表者名を含む。）又は氏名及び証明基準日を記載した書面又は記録した電磁的記録を提出するものとします。</p> <p>基金は、照会を行った出資者に対し、当該出資者の持分の残高を通知するものとします。</p> <p>このほか、出資者は、電話により持分の照会を行うことができるものとし、基金は、電話による照会を行った出資者に対し、電話により当該出資者の持分の残高を通知するものとします。</p>	<p>出資規程第7条（持分残高の通知）</p>
<p>7 氏名・名称又は住所の変更等</p> <p>出資者は、氏名・名称又は住所等に変更が生じたときは、直ちにそれぞれの所定の様式に必要な書類を添付して、基金に提出してください。</p> <p>なお、基金は、相続の届出を受けたときは、相続に係る手続きに必要な書類が整った日をもって出資者原簿に記載するとともに、相続人に対して、相続した持分の額及び相続後の持分の残高を通知します。</p> <p>(1) 氏名・名称又は住所の変更</p> <p>ア 氏名・名称又は住所変更届（様式7）</p> <p>イ 法人にあつては、履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本（いずれも発行から3か月以内のものに限るものとし、かつ、登記情報提供サービスを利用して取得したものを除くものとし、これらの写しを含む。以下「履歴事項全部証明書等」という。）。個人にあつては、住民票（氏名に変更がある場合には、住民票及び戸籍個人事項証明書（その写しを含む。）その他の旧氏名が分かる書類）</p> <p>(2) 相続</p> <p>ア 相続届（様式8）</p> <p>イ 被相続人の出生から死亡までの戸籍全部事項証明書、改製原戸籍及び住民票の</p>	<p>出資規程第9条（民間林業出資者の名称変更等の届出書）</p>

項 目	主な関連規定
<p style="color: red;">除票（本籍地の記載のあるものに限る。）</p> <p>ウ 法定相続人全員の戸籍個人事項証明書</p> <p>エ 法定相続人全員の印鑑証明書</p> <p>オ 相続関係説明図（被相続人と全ての相続人の関係が分かる任意の図）（その写しを含む。）</p> <p>なお、イ、ウ及びオについては、法務局発行の認証文付き法定相続情報一覧図の提出をもって代えることができます。</p> <p>ただし、相続届において法定相続人全員の署名捺印が困難な場合は、事情に応じて次のいずれかの書類を提出してください。</p> <p>カ 相続放棄申述受理証明書又は相続放棄申述受理通知書（これらの写しを含む。）</p> <p>キ 遺産分割協議書（その写しを含む。）</p> <p>(3) 合併</p> <p>ア 合併届（様式9）</p> <p>イ 履歴事項全部証明書等（いずれも合併先の法人分に限る。）</p> <p>(4) 会社分割</p> <p>ア 会社分割届（様式10）</p> <p>イ 分割契約書（その写しを含む。）</p> <p>ウ 履歴事項全部証明書等（いずれも持分を承継する分割先の法人分に限る。）</p>	

項 目	主な関連規定
<p>第2 個人情報保護について</p> <p>基金では、平成17年4月から、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、保証付き融資の御利用の際は、個人情報の第三者提供等に関してあらかじめお客様の同意をいただくことにしています。</p> <p>なお、平成28年1月以降実施の社会保障や税務における行政手続きの効率化を目的とした「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」については、企業等が個人番号や特定個人情報を収集等できる場面は限定されており、基金が信用保証業務に関してお客様の個人番号を取得することはありません。</p> <p>したがって、基金にお送りいただく資料に業務遂行上の判断に不要な個人情報（機微（センシティブ）情報及び個人番号（マイナンバー））が含まれている場合には、あらかじめ当該部分にマスキング処理等を施してからお送りください。</p> <p>また、保証付き融資の御利用に当たって、御提供いただいたお客様の個人情報は、融資機関及び基金が適切に管理し、法律に定められた一定の場合を除き、あらかじめお客様の同意を得ることなく、第三者に提供することはありません。</p> <p>ただし、個人情報の取扱いについて（同意書）（申込時・個人情報提供者用様式2）に掲げる関係機関には、林業信用保証制度の適正な維持・運営等のため、必要に応じお客様の個人情報を提供させていただく場合がありますが、これらの関係機関においても、利用目的の範囲を超えて、個人情報を取り扱うことはありません。</p> <p>1 残高照会等をする場合について</p> <p>(1) 残高照会等（保証利用状況又は保証利用可能性の確認）の際に、融資機関が保有する個人情報を基金に提供していただく場合などには、事前に被保証者から同意を確認します。</p> <p>(2) (1)の同意の確認方法は、原則として書面の提供を受けるものとします。なお、提供を受ける書面（雛形）は、個人情報の提供に関する同意書（残高照会等の照会用様式1）とします。</p> <p>(3) 基金は、(2)により、融資機関から提供を受けた個人情報については、保証利用状況の確認及び保証利用可能額の確認以外には使用しません。</p> <p>(4) 融資機関は、(2)により、基金から提供を受けた個人情報については、将来における債務保証の申込み及び本人に対する与信可能性の確認以外には使用しません。</p> <p>(5) 融資機関及び基金は、(2)により提供を受けた個人情報については、個人情報保護法等に準じて、適法に管理します。</p> <p>(6) 他の融資機関が(2)に準じ基金に対して照会した場合には、融資機関は、基金が(2)に準じ本人の融資機関における保証利用状況等を他の融資機関に回答することに同意します。</p> <p>(7) 上記の内容につき、書面による確認を御希望の融資機関とは同内容の「覚書」を締結させていただきますので、お申し出くださるようお願いいたします。</p> <p>2 被保証者が融資機関を通じ債務保証の申込みをする場合について</p> <p>融資機関は、被保証者及び連帯保証人等の利害関係人から、個人情報の取扱いにつ</p>	

項 目	主な関連規定						
<p>いて（同意書）（申込時・個人情報提供者用様式2）の提供を受けて、債務保証依頼書と併せて基金に提出します。</p> <p>3 保証条件変更を行う場合は、2と同様の対応とします。</p> <p>個人情報の取扱いについて（同意書）（申込時・個人情報提供者用様式2）を保証契約変更願書又は被保証者等変更願書に添付の上、申請してください。</p> <p>4 その他</p> <p>債務保証の期中管理等において個人情報の授受を伴う手続を行う際、個人情報の取扱いについて（同意書）（申込時・個人情報提供者用様式2）にて同意の確認をお願いする場合があります。</p> <p>各書式のお取扱いについては、下表を御参照ください。</p> <table border="1" data-bbox="156 779 1093 1220"> <thead> <tr> <th data-bbox="156 779 438 831">書 式 名</th> <th data-bbox="438 779 1093 831">説 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="156 831 438 1025"> 「個人情報の取扱いについて（同意書）」（申込時・個人情報提供者用様式2） </td> <td data-bbox="438 831 1093 1025"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金宛の同意書です。 ・ お申込みの都度、当該保証に関連する個人1名につき各1枚、署名捺印（原則として実印）をお願いいたします。 ・ 債務保証依頼書に添付してお申込みください。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 1025 438 1220"> 「個人情報の提供に関する同意書」（申込時・融資機関用様式3） </td> <td data-bbox="438 1025 1093 1220"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保証利用に際し、融資機関から基金に情報提供がなされることに対する融資機関宛の同意書雛型です。（この様式を御利用ください。） ・ 基金に御提出いただく必要はありません。 </td> </tr> </tbody> </table>	書 式 名	説 明	「個人情報の取扱いについて（同意書）」（申込時・個人情報提供者用様式2）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基金宛の同意書です。 ・ お申込みの都度、当該保証に関連する個人1名につき各1枚、署名捺印（原則として実印）をお願いいたします。 ・ 債務保証依頼書に添付してお申込みください。 	「個人情報の提供に関する同意書」（申込時・融資機関用様式3）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保証利用に際し、融資機関から基金に情報提供がなされることに対する融資機関宛の同意書雛型です。（この様式を御利用ください。） ・ 基金に御提出いただく必要はありません。 	
書 式 名	説 明						
「個人情報の取扱いについて（同意書）」（申込時・個人情報提供者用様式2）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基金宛の同意書です。 ・ お申込みの都度、当該保証に関連する個人1名につき各1枚、署名捺印（原則として実印）をお願いいたします。 ・ 債務保証依頼書に添付してお申込みください。 						
「個人情報の提供に関する同意書」（申込時・融資機関用様式3）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保証利用に際し、融資機関から基金に情報提供がなされることに対する融資機関宛の同意書雛型です。（この様式を御利用ください。） ・ 基金に御提出いただく必要はありません。 						
<p>なお、各様式は基金ホームページ (https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html) に掲載していますので御利用ください。</p>							

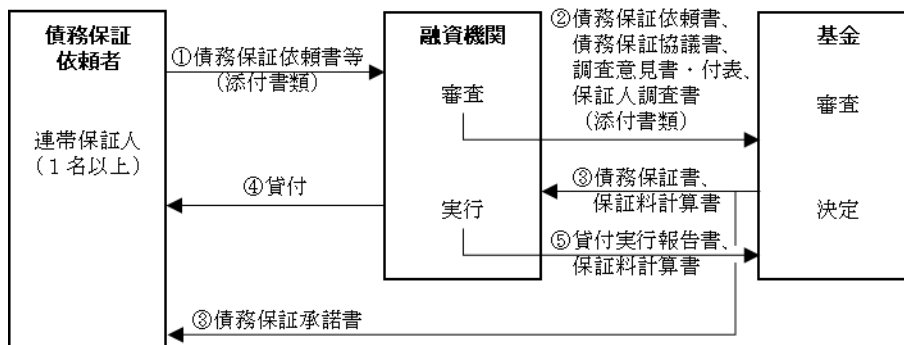
項 目	主な関連規定
-----	--------

第3 保証の手続

この項では、普通保証を中心として、各種保証に共通の事項について説明し、根保証及び当座貸越根保証については項を改めて説明します。

1 債務保証契約の締結

債務保証契約は、①融資機関から借入れ（手形の割引を受けることを含む。以下同じ。）をしようとする者が、**債務保証依頼書（様式保第1号）、個人情報の取扱いについて（同意書）**及びその**添付書類**を融資機関に提出し、②融資機関が**債務保証依頼書、債務保証協議書（様式保第2号）、調査意見書（様式保第2号の1）**及び**付表、保証人調査書（様式保第2号の2）**並びに**添付書類**を基金に送付し、③基金が融資機関に対しては**債務保証書及び保証料計算書**を、債務保証依頼者に対しては**債務保証承諾書**を交付するという順序で成立します。（下図参照）



以下、順を追って説明します。

(1) 債務保証依頼書の提出

債務保証依頼者は、連帯保証人連署の上で、**債務保証依頼書（様式保第1号）**等に必要な添付書類を添えて、資金を借入れしようとする融資機関に提出します。（後掲の「添付書類一覧表」を参照）

なお、添付書類のうち、決算書については以下に御留意ください。

- ・ **決算書**は、原則として会社法上の計算書類及び附属書類、法人税確定申告書及び勘定科目内訳明細書の写し一式です。明細が重複するものについては添付を省略しても結構です。確定申告書については、税務署收受印のあるもの若しくは電子申告の場合は受信通知も添付してください。組織形態が異なる場合には、これに準じた資料を提出してください。
- ・ 同一事業年度内で2回以上御利用がある場合は初回だけ添付していただければ結構です。
- ・ その他、事業計画書及び経営改善計画書等、融資機関が必要と認めて徴収した書類については、その写しも添付してください。
- ・ 個人業者で貸借対照表及び損益計算書が未作成の場合は、融資機関において聞き取り調査等により、本調査意見書の財務概要の「個人」の貸借・損益状況の欄に記入してください。
- ・ また、**保証期間が1年を超える長期保証の先で、保証期間中に新たな期の決算**

業務細則第8条の2、第9条（債務保証の申込み）

項 目	主な関連規定
<p>が到来した場合には、決算期毎に被保証者から決算書等を徴求し、基金へ提出してください。</p> <p>なお、定期的に基金の方から被保証者の決算書等送付依頼をお送りしていますので、提出がお済みでない場合には、その際に遅滞なく御送付ください。</p>	

【添付書類一覧表】

区分	添付書類	様式	添付を要する場合等		
一般的添付書類	組合 (木材卸売業者等組合を含む。)	組合の定款		初回申込み及び定款記載事項に変更があったとき	
		転貸資金明細書	様式保第1号の1	転貸資金の場合(推進資金を除く。)	
		債務根保証資材売渡先予定者明細書	様式根第2号	共同購入資金の場合(推進資金を除く。)	
		出資利用承諾書	様式保第1号の2	間接利用の場合	
		組合の概況表	様式保第1号の3	これに代わる資料があれば、その資料であってもよい。	
		総会議事録等資料			
		確定申告書(決算書、勘定科目内訳書を含む。)の写し及び試算表		初回申込みの場合は3期分。試算表は、決算後6か月以上経過している場合は、最近のもの。	
		印鑑証明書(連帯保証人含む。)		最近3か月以内のもの(写しの場合は、原本証明を附すこと)。	
	履歴事項全部証明書		最近3か月以内のもの(写しの場合は、原本証明を附すこと)。 なお、登記情報提供サービスを利用して取得したものは不可。		
	会社	会社の定款		初回申込み及び定款記載事項に変更があったとき	
		出資利用承諾書	様式保第1号の2	間接利用の場合	
		確定申告書(決算書、勘定科目内訳書を含む。)の写し及び試算表		初回申込みの場合は3期分。試算表は、決算後6か月以上経過している場合は、最近のもの。	
		印鑑証明書(連帯保証人含む。)		最近3か月以内のもの(写しの場合は、原本証明を附すこと)。	
	個人	履歴事項全部証明書		最近3か月以内のもの(写しの場合は、原本証明を附すこと)。 なお、登記情報提供サービスを利用して取得したものは不可。	
		出資利用承諾書	様式保第1号の2	間接利用の場合	
		確定申告書(決算書、勘定科目内訳書を含む。)の写し及び試算表		初回申込みの場合は3期分。試算表は、決算後6か月以上経過している場合は、最近のもの。	
	追加添付書類	合理化資金 (推進資金)	合理化計画認定申請書、知事の認定書の写し		数人共同の構成員が個々に融資を受ける場合は、「数人共同の事業体に係る参考資料」を添付すること。 なお、変更認定があればその都度添付すること。
			合理化計画認定通知書(知事の融資機関宛文書)		
林業経営改善資金		林業経営改善計画認定申請書、認定書の写し		同認定書での更新の場合は、初回のみ添付可。変更認定があればその都度添付すること。	
林業・木材産業改善資金		林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書、認定書の写し			
設備資金		設備計画書・見積書	様式保第1号の4	合理化計画認定者の場合は不要	
その他	基金が必要と認める書類		例：法人保証がある場合、取締役会の議事録等		
保証契約の変更	保証の申込みの場合に準じて必要と認められる書類				
当座貸越根保証	資格要件申告書	様式当第1号	詳細はⅡの第5を参照		

項 目	主な関連規定
<p>(2) 債務保証協議書及び調査意見書の送付</p> <p>融資機関は、前記(1)により債務保証依頼者から債務保証依頼書等及びその添付書類の提出を受けたときは、これを審査し、保証付貸付けを決定した場合には、債務保証協議書（様式保第2号）、調査意見書（様式保第2号の1）及び付表等並びに保証人調査書（様式保第2号の2）を作成し、これに債務保証依頼書等及びその添付書類を添えて基金に送付してください。</p> <p>なお、当座貸越根保証に係る保証協議、林業・木材産業改善資金及び設備資金の保証協議については、貸付予定日より1か月以上の余裕をもって書類を送付してください。</p> <p>また、緊急の場合は、ファクシミリによる受付もしていますので、お問い合わせください。</p> <p>(3) 債務保証書及び債務保証承諾書の交付</p> <p>基金は、前項の書類を受付けると、速やかに審査し（現地調査を行う場合があります。）、保証の諾否を決定します。保証を決定したときは、融資機関には債務保証書（様式保第3号）を、債務保証依頼者には債務保証承諾書（様式保第4号）を交付します。急を要する場合には事前に電話で保証の決定を連絡します。</p> <p>なお、緊急を要する場合は、債務保証書及び保証料計算書をファクシミリにて送付し、後日原本を郵送いたしますので、お問い合わせください。</p> <p>（注）債務保証書の発行の日から1か月以内に貸付けが実行されなかったときは、債務保証書は失効となることもありますので、お問い合わせください。</p> <p>(4) 貸付実行報告書の送付</p> <p>融資機関は、債務保証書に基づいて貸付けをしたときは、債務保証書に同封して送付された貸付実行報告書（様式保第5号）に融資機関名等必要事項を記入し、基金に遅滞なく送付してください。</p> <p>なお、貸付実行報告書については、以下に御留意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付実行日は、融資機関が貸付けをした年月日を記入すること。 ・ 当座貸越根保証の場合は、当座貸越契約締結日又は基金が指定した日が貸付実行日となること。（詳細はⅡの第5を参照） <p>（注）貸付けを実行しなかった場合の取扱い</p> <p>融資機関が基金との間に保証契約を締結した後、何らかの事情により、保証付貸付けを実行しなかった場合には、速やかに基金に連絡の上、貸付実行報告書に貸付不実行の旨を記載して、(3)で交付した全ての書類とともに必ず送付してください。</p> <p>(5) 債務保証契約関係書類の記載上の注意</p> <p>債務保証契約関係書類のそれぞれの欄の記載に当たっては、書類の不備、記載漏れ等がありますと、審査できない場合があります。後掲の記入例を参照しつつ、特に次の点に注意して作成してください。</p> <p>ア 債務保証依頼書（様式保第1号）</p> <p>（ア）保証の種類</p>	<p>業務細則第9条（債務保証の申込み）第2項、 約定書第2条（債務保証の成立）</p> <p>業務細則第10条（債務保証の承諾等）第2項、 約定書第2条（債務保証の成立）</p> <p>業務細則第11条（貸付けの報告）、 第15条（保証料）第6項、 約定書第4条（貸付けの通知）、第6条（保証料）第2項</p>

項 目	主な関連規定
<p>該当する番号に○印をつけること。</p> <p>(イ) 住所及び氏名（名称） 債務保証依頼者及び連帯保証人の住所、氏名は、明瞭な文字をもって自署し、氏名については必ずフリガナをつけること。</p> <p>(ウ) 連帯保証人</p> <p>a 連帯保証人については、後日紛議の起こらないように融資機関において保証意思確認のため通常必要とされる措置をとること。</p> <p>b 基金に対する連帯保証人は、融資機関に対する連帯保証人と同一人とすること（融資機関に対する連帯保証人を基金に対する連帯保証人に必ずすること）。</p> <p>c 融資機関の担保を保証条件とする場合は、原則として、担保の設定者を基金に対する連帯保証人とすること。なお、連帯保証人になれない場合は、「物上保証人に係る念書」（様式保第 16 号の 1）が必要。</p> <p>(エ) 借入金額 金額には、千円未満の端数をつけないこと。</p> <p>(オ) 保証金額 80%保証の場合は、借入金額の 80%に相当する金額を記入し、100%保証の場合は、借入金額と同額を記入すること。</p> <p>(カ) 資金の用途 資金の用途は、後掲の記入例を参照。</p> <p>(キ) 借入期間 「令和○年○月○日～令和○年○月○日」と記入すること。</p> <p>(ク) 弁済方法 「一括弁済」又は「分割弁済」のいずれかに、また当座貸越根保証の場合は「非約弁」又は「約弁」のいずれかに○印をつけること。 (注)「非約弁」とは非約定弁済（随時弁済）の略称、「約弁」とは約定弁済の略称。</p> <p>(ケ) その他欄 特に根保証を継続利用する場合、「前回保証（保証番号）分完済後実行」あるいは、「今回保証付債権をもって前回保証（保証番号）付債権を決済する」旨記入すること。</p>	

【お申込みに当たったつてのお願い】

- このたびは、当基金をご利用頂き有り難うございました。
- ・債務保証依頼書をご記入するにあたっては、注意事項・記入例に従い正確に記載してください。
- ・記入漏れのないようにご確認願います。
- ・裏面の「独立行政法人農林漁業信用保証関係債務保証約款」をお読みいただき、お申し込みください。

【注意事項】

- ① 連帯保証人は、様式保第2号「債務保証協賛書」において融資機関が敬する者と同様とする。
- ② 債務保証依頼者が組合（連合会を含む。）の出資により保証を受けようとする場合は、当該組合の出資利用承諾書（様式保第1号の2）を添付すること。
- ③ 債務保証借入金がある場合は、転貸資金明細書（様式保第1号の1・様式根第1号）を添付すること。債務保証借入金がある場合は、資材売渡先予定者明細書（様式根第2号）を添付すること。
- ④ 木材産業等高度化推進資金を利用する場合は、認定通知書（融資機関宛文書）及び合理化計画認定申請書・認定書（数人共同の場合は、数人共同の事業体に係る参考資料）の写しを添付してください。
- ⑤ 合理化資金を利用する場合は、合理化計画認定申請書・認定書（数人共同の場合は、数人共同の事業体に係る参考資料）の写しを添付してください。
- ⑥ 申込者が、組合の場合は、組合の概況表（様式保第1号の3）を添付すること。ただし、「推進資金」の場合で上記④の資料を添付したときは、組合の概況表を省略して差し支えありません。
- ⑦ 設備資金の場合は、設備計画書（様式保第1号の4）等を添付してください。
- ⑧ その他の資料として、決算書・試算表・定款（新規取引の場合又は定款記載事項に変更があったとき）・組合の議事録の添付が必要です。また、基金が必要と認められる書類の提出をお願いすることがあります。

債務保証依頼書

令和 年 月 日
融資機関へ提出する日を必ず記入してください。

独立行政法人農林漁業信用基金 殿

債務保証依頼者 住 所
(フリガナ)
氏名又は
名 称

連帯保証人 住 所
(フリガナ)
氏名又は
名 称

- ・申込人及び連帯保証人になられる方は、必ず自署捺印してください。
- ・住所氏名は、印鑑証明どおり記入してください。
- ・「氏名又は名称」には必ずフリガナをつけてください。

債務保証依頼者及び連帯保証人は、次の借入金につき貴信用基金に独立行政法人農林漁業信用基金法第12条第1項第5号及び林業経営基盤の強化等の促進のための農林漁業の融通等に関する暫定措置法第6条第1項第3号に基づく債務保証を依頼します。裏面に記載の独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証関係債務保証約款の各条項を承認のうえ、債務弁済の義務を履行いたします。

借入融資機関名						
借入金額	金				円也	
保証金額	金				円也	
保証の種類	1 普通保証 2 根保証 3 当座貸越根保証					
資金用途						
借入期間(予定)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					
借入形式	1 手形借入 2 証書借入 3 手形割引 4 当座貸越					
弁済方法	1 一括 2 分割(当座貸越の場合) 3 非約弁 4 約弁					
その他	1 保証番号(号) 発行(完済)後実行 2 今回保証付債権をもって(前)保証(号) 付債権を決済する 3					

- 該当する番号に○を付してください。
- 資金用途は、運転資金又は設備資金のいずれかを記入してください。**
- 根保証の場合は予定する根保証期間(取扱期間)、当座貸越根保証の場合は予定する貸越期間を記入してください。
- 該当する番号に○を付してください。

借入申込みする金融機関名を記入してください。

- ・保証の種類が根保証の場合、借入金額及び保証金額は、貸付元本極度額及び保証元本極度額を記入してください。
- ・当座貸越根保証の場合、貸付元本極度額、保証元本極度額を記入してください。
- ・保証金額は、林業・木材産業災害復旧対策保証等を除き、原則借入金額の80%の額です。

項 目	主な関連規定
<p>イ 債務保証協議書（様式保第2号）</p> <p>(ア) 貸付金額（極度額）、保証金額（極度額）の記載の方法は、債務保証依頼書の場合と同じ。</p> <p>(イ) 資金の用途欄は、該当する番号に○印をつけること。</p> <p>(ウ) 貸付期間（予定） 貸付期間の始期は、郵便の往復日数、基金の審査日数等を勘案すること。</p> <p>(エ) 貸付けの形式 手形貸付、証書貸付、手形割引及び当座貸越の区別の該当する項目に○印をつけること。</p> <p>(オ) 弁済方法 「一括弁済」又は「分割弁済」のいずれかに、当座貸越根保証の場合は「非約弁」又は「約弁」のいずれかに○印をつけること。ただし、分割弁済、約弁の場合には具体的弁済方法を必ず記入すること。</p> <p>(カ) 連帯保証人 融資機関に対する連帯保証人を記入すること。ただし、融資機関に対する連帯保証人は、原則として基金に対する連帯保証人と同一人とする。</p> <p>(キ) 担保 a 保証付貸付金に対する担保の有無を記入すること。 b 担保がある場合には、その種類及び金額を記入すること。</p> <p>(ク) その他 a 前回分償還後に貸し付ける場合には、償還後実行する旨を記入すること。 b 今回保証付貸付金をもって前回保証付貸付金を決済する場合にはその旨記入すること。 c 保証付貸付けの「つなぎ資金」として、すでに貸付けしている場合にはその旨記入すること。（Ⅰの第11の1(1)イの場合に限る。）</p>	

記入例： ○印・青字箇所の記入漏れがないように御確認ください。

(様式保第2号)

債務保証協議書

令和6年6月3日

独立行政法人農林漁業信用基金 殿

支店長もしくは支配人名を記名
(押印不要) ↓

(融資機関・支店長名)

林業銀行 本店
本店長 森林 一郎

下記貸付依頼の件は、調査の結果、貴基金の債務保証を適当と認められますので、審査のうえ貴意を得たく調査意見書を添えて協議いたします。

貸付（保証）の内容

氏名（名称）	林業製材工業株式会社
貸付先住所	東京都千代田区内神田1-1-100
貸付金額（極度額）	金 50,000,000円
保証金額（極度額）	金 40,000,000円
保証の種類	① 普通保証 2 根保証 3 当座貸越根保証
資金の用途	1 運転資金 ② 設備資金
	1 素材生産 ② 木材・木製品製造 3 林業種苗 4 きのこと 5 薪炭 6 木材卸売 7 造林育林 8 その他（ ）
	1 一般資金 ② 推進資金 3 合理化資金 4 改善資金 5 その他（ ）
	① 直貸資金 2 転貸資金 3 共同購入資金 4 共同販売資金
貸付期間（予定）	令和6年7月1日 ～ 令和11年6月25日
貸付利率	年 1.5%
貸付形式	1 手形貸付 ② 証書貸付 3 手形割引 4 当座貸越
弁済方法	1 一括 ② 分割（当座貸越の場合 3 非約弁 4 約弁）
	※1 分割弁済の方法（具体的に記入してください。） 令和7年7月25日を初回として、 毎月25日に金830千円を弁済、 最終期日に貸付金残額金1,030千円を一括弁済。 ※2 約弁の場合の方法（具体的に記入してください。）
連帯保証人	林業 太郎
担保	条件担保根抵当権極度額6,000万円優先適用（第一順位）
その他の条件	① 保証番号（505普0000号）貸付金完済後実行 2 今回保証付債権をもって前回保証（ ）号付債権を決済する 3

(注) 保証の種類及び資金の用途等については、該当する番号を○で囲み、必要事項を記入してください。

項 目	主な関連規定
<p>ウー1 調査意見書（様式保第2号の1）</p> <p>(ア) 経営者欄 経営者の経歴、手腕、世評及び社会的地位その他参考事項を記入すること。</p> <p>(イ) 事業欄 設備（種類、工場総出力数等）、事業の現況、この貸付金で実施する事業の内容及び見通し等について記入漏れがないようにすること。 融資機関で持っている調査書等があれば、できるだけ添付すること。</p> <p>(ウ) 財務欄 財務の現状分析、将来の見通し、資金繰りの状況等を記入すること。特に融資機関で把握している決算書中の不良資産、含み損益、簿外資産・負債等の金額は必ず記入すること。なお、白色申告の場合は、調査意見書の所定欄に数値を記入し、これをもって決算書とすることも可能。 金融機関で修正決算をしている場合は、科目欄に記入すること。 次のaからcについて、科目により自己資本化してきている場合は、その旨右下※欄に記入すること。それに代わる資料を添付することも可能。</p> <p>a 資本性劣後ローンのように十分な資本的性質が認められるもの。</p> <p>b 役員等借入金（連帯保証人等に係るものに限る。） ただし、融資機関が当該連帯保証人等に対し、弁済を受ける意思のないことを確認している場合に限る。</p> <p>c 保証人資産</p> <p>a) 工場等が代表者等の所有地にあり、当該不動産に事業資金の借入れに係る担保権が設定され、実態上当該企業の資産と同一視できるもの等、事業用資産と同等と認められるもの。 ただし、融資機関が保証人に対し、保証依頼者が返済できないときには当該保証人資産を弁済に充当する意思があることを確認している場合に限る。</p> <p>b) 預金や有価証券等の流動資産及び不動産（事業用資産と認められないものであっても、事業資金の借入れに係る担保として提供され、又は提供されることが確実と認められるものであって、事業継続中でも返済財源にできるものに限る。） ただし、連帯保証人個人の借入額を控除すること。</p> <p>(エ) 財務改善取組欄 欠損を有している場合等の具体的財務改善の取組を必ず記入すること。また、経営改善計画等を作成している場合は必ず提出すること（経営改善計画等を作成されていない場合は、欠損解消策等を記載すること。）。</p> <p>(オ) 転貸人欄（組合による転貸資金の場合のみ） 組合による転貸の場合は、貸付対象組合又は組合員の事業規模、財務の概要及び転貸資金の回収保全措置を転貸資金明細書（様式保第1号の1）に記入すること。</p> <p>(カ) 最近の融資機関との取引欄</p>	

項 目	主な関連規定
<p>最近時点の融資機関との取組状況（貸付金、手形割引、預金、抵当権設定額）及び取引振り等を必ず記入すること。</p> <p>(キ) 基金保証付貸付残高状況欄 既保証付貸付金に係る貸付残高を保証番号ごとに記入すること。</p> <p>(ク) 連帯保証人欄 別途保証人調査書（様式保第2号の2）により、保証依頼者との関係、年齢、職業、正味資産額、資産に対する抵当権設定状況等を記入すること。 なお、融資機関において別途同様な保証人調査書があればそれをもって代えることも可能。</p> <p>(ケ) 資金調達計画等欄 様式の事項に沿って調達方法を記入すること。</p> <p>(コ) 総合意見欄 保証付貸付けについて融資機関の総合的意見を必ず記入すること。 (注) 同一事業年度内の再度の依頼で、調査意見書の各欄の記載内容が前回協議のとときと同じである場合には、その旨を指摘した上で記載を省略することは可能。ただし、総合意見欄は必ず記載すること。</p>	
<p>ウー2 調査意見書（付表）の取扱い 被保証者のより詳しい事業内容等を確認するため、調査意見書の付属資料として付表の作成をお願いしています。被保証者の事業内容に応じて事業量等を、経営、品質管理、法定計画等の有無、特記事項を記入してください。 該当がない箇所は記入いただかなくて結構です。</p>	
<p>ウー3 保証人調査書（様式保第2号の2）</p> <p>(ア) 住所 住民票上の住所を記入すること。</p> <p>(イ) 不動産 保証人が所有している不動産を記入すること。 なお、固定資産評価証明書等の提出が必要になる場合もあります。</p>	
<p>エ 組合の概況表（様式保第1号の3）</p> <p>(ア) 役員欄 常勤理事がいないときは、その旨を記入すること。</p> <p>(イ) 設備欄 事務所等が、借家等の場合は、貸主の氏名を記入（自借別と書いてある欄の直後に）すること。</p> <p>(ウ) 組合員欄 組合員が兼業している場合は、主たる業種を記入すること。</p> <p>(エ) 事業実績欄 取扱品目別に年間事業量を記入すること。仕入、販売の欄は、取引高の多い順に記入すること。</p> <p>(オ) その他欄 組合の転貸先（組合員）、共同購入資金の場合も、資材売渡先（組合員）</p>	

項 目	主な関連規定
<p>に対する組合の債権保全方法（物的担保、保証人等）を記入すること。</p> <p>オ 経営改善計画</p> <p>(ア) 実質債務超過に陥っている場合、赤字体質が改善されていないとみられる場合及び条件緩和先については、原則として融資機関を通じて経営改善計画等（経営改善計画等が作成できない場合については、融資機関が作成・分析した資料を含む。以下同じ。）を提出のこと。</p> <p>(イ) 経営改善計画等が作成されていない場合には、その理由とともに、実質債務超過解消策についての融資機関の所見を記入すること。</p>	

調査意見書

令和 5 年 4 月 1 日 調

融資機関名 **A銀行B支店**

担当者名 **融資 太郎**

貸付先氏名(名称)	農林製材株式会社 代表取締役社長 北海道一郎		個人の場合は、屋号があれば記入して下さい。 ()	
住所	〒 001 - 0001	電話番号	011 - 111 - 0001	
	北海道甲市乙区丙1丁目1番1号		業種	製材業 (兼業 建築業)
事業所所在地				
設立(創業)年月日	昭和 52 年 10 月 1 日 (資本金(元入金) 15,000 千円)	従業員数	常勤 25 名	臨時 5 名

企業の沿革・経歴	【企業の沿革(代表者の経歴等の概要(生年月日) 昭和 25 年 12 月 1 日)】 昭和47年 北海道木材大学卒 昭和47~52年 北海道製材(株)勤務 昭和52年 農林製材(株)設立、代取就任 平成10年~ 北海道製材(協)理事就任	当地同業者間の地位	経験年数	経営振	手腕	世評
	【後継者 有 (有の場合:氏名・関係)】 北海道大地(代取長男)	<input checked="" type="checkbox"/> 一流 <input type="checkbox"/> 二流 <input type="checkbox"/> 三流	45 年	<input checked="" type="checkbox"/> 堅実 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> やや放漫	<input checked="" type="checkbox"/> 優れる <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> やや劣る <input type="checkbox"/> 劣る	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> やや不評 <input type="checkbox"/> 不評
	【役員の状況(役名・氏名・関係)】 代取:北海道一郎、取締役:北海道大地(代取長男)、取締役:札幌二郎	【主要仕入先】				

事業の概要	【設備(種類、工場総馬力数等)及び主要仕入販売先の状況】			乙森林管理署	乙市	トドマツ	50 %
	主要設備の種類	工場馬力数	最近1か年の原木消費量・素材生産量・木材取扱量	甲木材市場	甲市	#	20 %
	帯鋸盤 ツインバンドソー	1,000 KW	国産材 外材 合計	(株)A社	丙市	北洋材	20 %
	申込人及び代表者個人が所有のみ記載		10,000 m ³ 5,000 m ³ 15,000 m ³	その他			10 %
	所有資産	時価評価額	主要製品取扱品目		合計		100 %
	敷地面積	300,000 千円	杉、トドマツ	【主要販売先】			
	工場面積	30,000 千円	北洋材	名称	所在地	品目	構成比
	事務所面積	10,000 千円	その他(住宅機器)	B林業(株)	B町	建築材	30 %
	その他	5,000 千円	乾燥への取組	C木材(株)	C町	#	20 %
	倉庫500 m ²	5,000 千円	乾燥材 70 %	D工務店	D町	#	20 %

財務概要	令和5年1月31日現在	収益性	資金繰	経理処理	【個人(白色申告)の場合の貸借・損益状況】(年 月 日現在)		
	売上 300,000 千円	<input checked="" type="checkbox"/> 高収益	<input type="checkbox"/> 余裕有	<input type="checkbox"/> 良好	(別途融資機関作成様式でも結構です。)(金額単位:千円)		
	月商 25,000 千円	<input type="checkbox"/> 普通	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	現金・預金	支払手形	年月 ~ 年月
	当期利益 5,000 千円	<input type="checkbox"/> 低収益	<input type="checkbox"/> やや多忙	<input type="checkbox"/> やや不良	受取手形	買掛金	売上
	減価償却 20,000 千円	<input type="checkbox"/> 欠損	<input type="checkbox"/> 多忙	<input type="checkbox"/> 不良	売掛金	短期借入金	売上原価
	(直近試算表の数字を記入下さい)				棚卸品	その他	売上利益
	【財務内容】				その他	計	営業利益
	決算書中の大きく変動した項目の説明、融資機関で決算修正などを行っている場合に不良資産や含み損益等を記入してください。特に、自己資本化してきている場合は、※欄に必ずわかるように記入してください。(金額単位:千円)				計	長期借入金	(支払利息)
	受取手形△ 12,000 千円	役員等借入金 + 50,000 千円			建物	その他	当期利益
	売掛金△ 千円	保証人資産 + 千円			機械・車両	計	(減価償却)

【上記理由(別途、融資機関資料を添付していただいても結構です。)] ※欄 左上表のうち、自己資本化 している していない

受取手形のうち不渡手形12,000千円あり。貸付金10,000千円は回収不能。役員等借入金は弁済を受ける意思がないことを確認し自己資本化。

【欠損を有している場合等の具体的財務改善の取組(経営改善計画書等を作成している場合は添付してください。)]

(記載例の1) ○年度より始めた○○の取組が奏功し業況改善中であり、4年後には繰越欠損金解消の見込み。

(記載例の2) ○年度より○○を柱とする経営改善策に取り組み始め、直近期決算は、製品値上げとコスト削減等に取り組んだ結果、減収増益。債務超過解消にはなお長期を要するが、現状、経営改善策は順調に進捗。

【組合による転貸資金の場合は、別途転貸資金明細書(様式保第1号の1)を作成し添付して下さい。】

【最近の融資機関との取引状況】 (令和5年4月1日現在) (金額単位:千円)

借入先	短期借入金	長期借入金	手形割引	支払承諾	当座貸越	計	流動性預金	固定性預金	根抵当権等		計
									極度額	評価額	
当行(金庫・組合・協連) (うち基金付)	50,000 (30,000)	70,000 ()	10,000 ()	5,000 ()		135,000 (30,000)	3,000	15,000	根70,000 (10,000)	68,000 ()	88,000
当行(金庫・組合・協連) (うち保証協会付)	10,000 ()	20,000 ()				30,000 ()					
他行(金庫・組合・協連) (B銀行)	20,000	10,000			5,000	35,000	1,000	7,000	15,000		23,000
他行(金庫・組合・協連) (C信用金庫)	5,000					5,000	100	1,000			1,100
その他計 ()		1,000				1,000					
合計	75,000	81,000	10,000	5,000	5,000	176,000	4,100	23,000	85,000	68,000	112,100

取引開始年月 昭和 52 年 10 月 当行(金庫・組合・協連)の与信総枠 150,000 千円 主力融資機関 当行

【取引の経緯】 (金額単位:千円)

当社設立と同時に取引開始。以降メイン行として継続。

【条件緩和債権の有無、有る場合はその内容】
無

【延滞の有無、有る場合はその内容】
無

基 金 保 証 付 貸 付 状 況	4月	保証番号	貸付残高	保証番号	貸付残高
	1日	504普	24,500		
	現在	5000			

【連帯保証人】

連帯保証人(資産の種類、数量、金額等)については、別途保証人調査書(様式保第2号の2)を作成し、添付して下さい。

【普通保証の場合(貸付対象事業資金調達方法)】

資	所要資金	調達済金額	今後調達予定金額	計
産	1 自己資金	2,000 千円	千円	2,000 千円
調	2 当店の貸付資金	5,000 千円	千円	5,000 千円
達	3 他の融資機関の貸付資金	千円	3,000 千円	3,000 千円
方	4 基金の保証に係る当店の貸付資金	千円	30,000 千円	30,000 千円
法	計	7,000 千円	33,000 千円	40,000 千円

【根保証の場合(但し、更新の場合に記入して下さい。)]

保証番号 (現在の根保証)	貸付元本極度額	根保証期間 満了日	根保証貸付残高 (令和年月日現在)	最終弁済期日
根	円	令和 年 月 日	円	令和 年 月 日

【県森連臨時資金欄】 予定額 金 千円

【本件貸付金の資金使途及び必要理由】

(記載例の1) 今後1年間の原木仕入れ資金としての申込み。
(記載例の2) 諸経費支払いの運転資金。申込金額は直近決算における月商2ヶ月程度であり妥当。

【融資機関所見】 (被保証者に対する評価(事業や決算など)及び今後の対応方針がわかる資料があれば、その提出で可。)

(記載例の1)
当社のR5/3期決算は、売上伸びず減収減益。当社は知名度、技術力ともに高く、受注も安定しており、中規模ではあるが、現在の水準にて業績安定推移の見通し。今後は、乾燥材への取組を重視しており、安定した事業継続が見込まれる。メイン行として支援・育成していく先であり、既存取引振り良好につき回収に何ら懸念ない。

(記載例の2)
当社の足元業況は、〇〇時点の試算表では売上高〇〇千円(前期比〇〇千円)、期間利益〇〇千円(前期比〇〇千円)。製材価格の市況下落傾向もあるが、仕入れ価格値引き交渉及び販路見直しにより収益改善に取り組んでいるところ。債務超過解消は〇年頃を見込んでおり、〇年〇月策定の経営改善計画に基づき他行と協調して支援しているところであり、当行もメイン行として引き続き支援する。

(注) 1 全ての項目について必ず記入して下さい。なお、各項目区分のうち該当するものはチェックを入力して下さい。
2 添付書類(同一事業年度内で2回以上ご利用がある場合は初回だけ添付していただければ結構です。)
(1) 最近時点の決算書(税務署の受付印のあるもので、科目明細書を含む。)の写。
(2) その他、事業計画書及び経営改善計画書等融資機関が必要と認めて徴収した書類の写。
(3) 個人業者で貸借対照表及び損益計算書が未作成の場合は、融資機関において開取調査等により本調査意見書の財務概要の個人の場合の貸借・損益状況欄に記入して下さい。
3 前回の提出以降に変化がないか、決算期ごとに確認して更新して下さい。(主要仕入先・主要販売先の顔ぶれや構成比など)

(付表)

名称(屋号)	農林製材株式会社
--------	----------

1 最近3年間の事業量・従業員数の推移、在庫の状況

素材	年次	前々年	前年	年	備考
材 生 産	請負生産量	m ³	m ³	m ³	
	購入立木からの生産量	m ³	m ³	m ³	
	現場従業員数	人	人	人	

製 材 ・ 集 成 材	年次	前々年	前年	令和4年	主な製品
	丸太(原板)消費量	13,000 m ³	14,000 m ³	15,000 m ³	構造材・羽柄材・造作材・ラミナ その他()
	うち国産材丸太(原板)消費量	8,700 m ³	9,300 m ³	9,600 m ³	
	うち国産材ラミナ消費量	m ³	m ³	m ³	
	製材生産量	8,450 m ³	9,100 m ³	9,500 m ³	
	集成材製品生産量	m ³	m ³	m ³	
工場の従業員数	28 人	28 人	28 人		

チップ	年次	前々年	前年	年	納品先
プ	チップ生産量	t	t	t	
	工場の従業員数	人	人	人	

プレ カ ット	年次	前々年	前年	年	備考
	加工坪数	坪	坪	坪	
	製材品購入量	m ³	m ³	m ³	
工場の従業員数	人	人	人		

木 材 卸 売	年次	前々年	前年	年	備考
	年間取扱金額	千円	千円	千円	
	自動選別機、グレーディングマシーン等の機械・設備			有・無	

	年次	前々年	前年	年	備考
種 苗(万本)	生産量・取扱量	万本	万本	万本	
造林・育林(ha)					
きのこ(kg)	現場従業員数	人	人	人	
薪 炭(kg)					

※ 数字はなるべく正確に記入してください。

※ 種苗生産、造林・育林、きのこ生産、薪炭生産等については、最下段の表を使用し、該当業種に○を付して記入してください。

※ 兼業している業種がある場合、特記事項欄などに取扱高、業種別従業員等を記入ください。

2 経営における取り組みの状況

経営の全容を把握している者： 1名(代表者のみ) ・ 2名以上

労災発生状況(最近3年間の合計) _____ 1 件

資格の取得状況

業務、森林、林業(普及啓発に係る資格を含む)に関する資格の取得者数 _____ 5 名

主な資格(具体的に) _____ 木材加工用機械作業主任者、木材乾燥士、危険物取扱者 _____

3 品質管理への取り組み

品質管理に関する認証取得・取り組み

有 (JAS)AQ、機械等級、ISO、CoC、森林認証、地域材認証、チップ品質規格マーク、
 独自基準制定、会員の品質向上を目指した取り組みを行っている組織加入、
 県や市町村等が主催する研修の受講、その他 _____)

無

4 補助事業、法定計画等の有無

補助事業等	
(ア)本件資金が次に掲げる資金である(該当するものに○を付けて下さい)	
(1)合理化計画の達成に必要な資金、林業経営改善計画の達成に必要な資金、都道府県による林業・木材産業関係の制度資金	<input checked="" type="checkbox"/>
(2)補助金、(株)日本政策金融公庫資金、制度資金((イ)参照)により整備・導入した施設・機械についての運転資金	<input type="checkbox"/>
(イ)本件資金が次に掲げる設備資金である(該当するものに○を付けて下さい)	
林業・木材産業改善資金、都道府県による林業・木材産業関係の制度資金、補助金の残額についての貸付資金	<input type="checkbox"/>
法定計画の有無等	
(ウ)保証を受ける事業者が次の計画の認定を受けている(該当するものに○を付けて下さい)	
合理化計画、林業経営改善計画、林業・木材産業改善資金助成法に基づく林業・木材産業の改善措置に関する計画、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく計画、森林法に基づく森林経営計画、木材の安定供給の確保に関する特別措置法に基づく木材安定供給確保事業に関する計画、その他林政の推進に関する法定計画	<input checked="" type="checkbox"/>
(エ)その他、保証を受ける事業者が林政の推進に密接に関連する取り組みを行っている(具体的に _____)	<input type="checkbox"/>
※上記の内容について、該当するものがあれば右チェック欄に☑をお願いします。	

5 特記事項

(記載例)

- ・当社の取扱製品は幅広く、顧客からの注文に柔軟な対応が可能であり、商品知名度も向上中。
- ・中でも〇〇については製造可能な業者が減少しており、取引先との価格交渉の結果、〇月より値上げが決定。

※ 保証申込者の特色や商品差別化への取り組み等について記入してください。

保証人調査書

融資機関名

A銀行B支店

氏名	北海道 大地		職業	会社役員		生年月日	S51.3.1	
住所	北海道甲市乙区丙2丁目3番4号					電話	090-1111-0001	
主な経歴	平成10年 農林大学卒 平成10年～25年 農林製材(株)勤務 平成25年～ 農林製材(株)常務取締役就任 現在に至る。					代表者との関係	長男	
						年収(年売上)	12,000 千円	
不動産	所在地		種別	数量	時価	抵当権		
	北海道甲市乙区丙2丁目3番4号		土地	200 m ²	5,000 千円	普	} 20,000 千円	
	"		建物	100 m ²	20,000 千円	普		千円
				m ²	千円		千円	
	計				25,000 千円		20,000 千円	
動産	種別	数量	金額		摘要			
	定期貯金		10,000 千円		B銀行ほか			
	有価証券		10,000 千円		C会社株式ほか			
			千円					
	計			20,000 千円				
資産合計				45,000 千円				
負債	種別	相手先	金額		摘要			
	借入金	D銀行	20,000 千円		普通抵当権20,000千円設定			
			千円					
			千円					
	計			20,000 千円				
差引正味資産				25,000 千円				

(注) 融資機関において、これに代わる書類があれば、その書類を提出していただいても差し支えありません。

項 目	主な関連規定
<p>ウ 理由 変更を必要とする理由を簡潔に記入すること。</p> <p>エ 連帯保証人 原契約の債務保証依頼書の連帯保証人と同一人であること。(ただし、連帯保証人の変更があった場合は、その限りではない。)</p> <p>(2) 保証契約変更協議書の送付 融資機関は、保証契約変更願書の提出を受け、審査の結果適当と認めるときは、保証契約変更協議書(様式保第7号)を保証契約変更願書とともに基金に送付してください。作成に当たっては特に次の点に注意してください。</p> <p>ア 変更事項、変更前の表示及び変更後の表示 保証契約変更願書の記載と同じ。</p> <p>イ 調査意見 保証付貸付対象事業の現状及び見通し、償還の見通し、契約変更の必要性、理由その他参考事項を記入すること。</p> <p>(3) 保証契約変更書及び保証契約変更承諾書の交付 基金は、前項の書類を受理後遅滞なく審査し(現地調査を行う場合もあります)、承諾することを決定した場合は融資機関には保証契約変更書(様式保第8号)を、被保証者には保証契約変更承諾書(様式保第9号)を交付します。 (注) 保証契約変更書の発行の日から1か月以内に契約変更が実行されなかった場合は、保証契約変更書は失効となることもありますので、お問い合わせください。</p> <p>(4) 保証契約変更通知書の送付 融資機関は、基金の承諾に基づいて保証契約の変更手続一切を終了したときは、保証契約変更書に同封して送付された保証契約変更通知書(様式保第10号)に所要事項を記入し、基金に、遅滞なく送付してください。 (注) 保証契約の変更が実行されなかった場合には、融資機関は速やかに保証契約変更通知書に不実行の旨を記載して、(3)で交付した全ての書類とともに基金に必ず送付してください。</p> <p>3 被保証者等の変更 被保証者を変更(これに伴い連帯保証人を変更する場合を含む。)しようとする場合は、被保証者及び融資機関は、次により被保証者等変更の手続をとってください。 被保証者等変更の契約は、①被保証者及び債務引受人が、被保証者等変更願書(様式保第12号)、個人情報の取扱いについて(同意書)及び添付書類を融資機関に提出し、②融資機関が、被保証者等変更願書、被保証者等変更協議書(様式保第13号)、調査意見書(様式保第2号の1)及び付表、保証人調査書(様式保第2号の2)並びに添付書類を基金に送付し、③基金が、融資機関には、保証契約変更書を、被保証者には保証契約変更承諾書を交付するという順序で成立します。</p>	<p>業務細則第12条(保証契約の変更の申込み)第2項、 約定書第3条(債務保証の変更)</p> <p>業務細則第13条(保証契約の変更の承諾等)、 約定書第3条(債務保証の変更)</p> <p>業務細則第14条(弁済方法の変更の報告)、第15条(保証料)第3項、 約定書第4条(貸付けの通知)</p> <p>業務細則第12条(保証契約の変更の申込み)第2項、 約定書第3条(債務保証の変更)</p>

項 目	主な関連規定
<p>被保証者の変更が必要となるのは、次のような場合です。</p> <p>ア 個人である被保証者が、法人成りした場合</p> <p>イ 個人である被保証者が、死亡したため相続人が相続した場合</p> <p>ウ 被保証者が合併等をした場合</p> <p>エ その他、保証付貸付金の質的な改善を図るため、被保証者を優良な第三者と入れ替える場合</p> <p>(注) 単なる名称変更の場合は、本手続によらず、適宜な様式で、名称変更の届出をしてください。</p> <p>なお、出資者がとる手続については、Ⅱの第1の4又は7を参照してください。</p> <p>(1) 被保証者等変更願書の提出</p> <p>被保証者及び債務引受人は、被保証者等変更願書（様式保第12号）及びその添付書類を当該融資機関に提出してください。</p> <p>なお、被保証者変更願書には、個人情報の取扱いについて（同意書）（申込時・個人情報提供者用様式2）を添付してください。</p> <p>添付書類は次のとおりです。</p> <p>ア 債務引受人の債務引受直前3期分の決算書</p> <p>イ その他基金が必要と認めて指示したもの</p> <p>(2) 被保証者等変更協議書の送付</p> <p>融資機関は、被保証者等変更願書の提出を受け、事情止むを得ないと認めたときは、被保証者等変更協議書（様式保第13号）を、被保証者等変更願書（様式保第12号）及び添付書類とともに基金に送付してください。</p> <p>(3) 被保証者等変更書及び被保証者等変更承諾書の交付</p> <p>基金は、被保証者等の変更を承諾すると、融資機関には被保証者等変更書（様式保第14号）を、債務引受人には被保証者等変更承諾書（様式保第15号）を交付します。</p> <p>(4) 債務引受に関する契約書の写しの送付</p> <p>融資機関は、基金の承諾に基づいて被保証者等の変更手続の一切を終了したときは、債務引受に関する契約書の写しを基金に送付してください。</p> <p>4 保証料の徴収等</p> <p>保証料について、融資機関は次のように処理してください。</p> <p>(注) 年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。</p> <p>(1) 保証料の計算方法</p> <p>計算方法は、次のとおりです。</p>	<p>業務細則第12条（保証契約の変更の申込み）第1項</p> <p>業務細則第12条（保証契約の変更の申込み）第2項、 約定書第3条（債務保証の変更）</p> <p>業務細則第13条（保証契約の変更の承諾等）、 約定書第3条（債務保証の変更）</p> <p>業務細則第15条（保証料）、 約定書第6条（保証料） 債務根保証要領第8</p>

項 目	主な関連規定
-----	--------

ア 普通保証、根保証（手形貸付）の保証料

保証料 = 保証金額又は保証元本極度額（借入金額又は借入元本極度額

$$\times \frac{80}{100} \text{ 又は } \frac{100}{100} \times \text{日数} \times \text{保証料率} \times \frac{1}{365}$$

\vdots
 (80%保証) (100%保証)

(注1) 一括・分割弁済ともに、残高積数計算とします。

(注2) 借入期間を月、年を以って定めたときは、借入期間の起算日は、貸付実行の日とし、その満了の日は起算日に応答する日の前日とします。

なお、日数の計算については両端入れとします。

(注3) 円未満は切捨てます。

(参考) 保証料の計算例

(ア) 一括弁済の場合（80%保証で保証料率年 0.68%の場合）

借入金額 10,000 千円

保証金額 8,000 千円 $(10,000 \text{ 千円} \times \frac{80}{100})$

借入期間 令和5年4月1日から6か月の場合

回次	借入期間	保証金額	日数	積数
1	自 5. 4. 1 至 5. 9. 30	円 8,000,000	183	円 1,464,000,000

$$\text{積数 } 1,464,000,000 \text{ 円} \times 0.0068 \times \frac{1}{365} = 27,274 \text{ 円}$$

(保証料率) (保証料)

(イ) 分割弁済の場合（80%保証で保証料率年 0.90%の場合）

借入金額 3,000 千円

保証金額 2,400 千円 $(3,000 \text{ 千円} \times \frac{80}{100})$

借入期間 令和5年6月1日～令和6年5月31日（1か年）

償還方法 令和5年9月末、令和6年1月末各 1,000 千円（保証金額 800 千円）、最終弁済日 1,000 千円（保証金額 800 千円）償還の場合

回次	借入期間	保証金額	日数	積数
1	自 5. 6. 1	円 2,400,000	122	円 292,800,000 (a)
	至 5. 9. 30			
2	自 5. 10. 1	1,600,000	123	196,800,000 (b)
	至 6. 1. 31			
3	自 6. 2. 1	800,000	121	96,800,000 (c)

項 目				主な関連規定
至	6.	5.	31	
$\text{積数合計} = 586,400,000 \text{ 円} \times 0.0090 \times \frac{1}{365} = 14,459 \text{ 円}$ $((a)+(b)+(c)) \quad (\text{保証料率}) \quad (\text{保証料})$				
<p>イ 根保証（手形割引）の保証料</p> $\text{保証料} = \text{保証元本極度額} \left(\text{借入元本極度額} \times \frac{80}{100} \text{ 又は } \frac{100}{100} \right)$ <p style="text-align: center;"> ⋮ ⋮ </p> <p style="text-align: center;"> (80%保証) (100%保証) </p> $\times \frac{85}{100} \times \text{日数} \times \text{保証料率} \times \frac{1}{365}$				債務根保証要領第8(2)
<p>ウ 当座貸越根保証の保証料</p> $\text{保証料} = \text{保証元本極度額} \times \frac{90}{100} \times \text{日数} \times \text{保証料率} \times \frac{1}{365}$ <p>(注) 当座貸越根保証を利用するに当たり、利用する資金（Iの第9の1(1)又は(2)）の種類が重複する場合の保証料は、いずれか高い料率を適用します。</p>				当座貸越（貸付専用型）根保証事務取扱要領5
<p>(2) 保証料計算書</p> <p>ア 保証料は、債務保証協議書等の記載内容に基づき、あらかじめ基金で保証料計算書を作成します。</p> <p>イ この計算書（融資機関用）は、債務保証書等と同封して取扱融資機関に送付しますので、貸付実行に当たっては計算書の内容（貸付実行日、弁済期日、保証金額等）を確認してください。</p> <p>ウ 基金で行う保証料計算が現実の貸付内容と合致しできるだけ修正を要しないようにするとともに徴収事務の適正化に資するため、次の事項にご協力ください。</p> <p>(ア) 債務保証協議書の記載方法について</p> <p>基金で保証料計算書を作成する場合、計算の基礎は債務保証協議書の保証金額、貸付予定年月日、弁済期限、弁済方法等、各欄の記載に基づくことになりますので明確に記入してください。特に、分割弁済の場合、各弁済期日、金額等計算処理上不明又は疑問の生じないように記入してください。</p> <p>(イ) 貸付実行日を変更する場合の対応について</p> <p style="color: red;">保証決定後に貸付実行日を変更する場合、保証料が変わりますので、貸付実行前に必ず基金へご連絡ください。</p>				
<p>(3) 保証料の徴収</p> <p>保証料は、融資機関が貸付けと同時に、保証料計算書に基づいて被保証者から徴収してください。</p> <p>なお、借入期間が1年を超える場合には、原則として1年ごとに分割して徴収し</p>				業務細則第15条第3項、第5項

項 目	主な関連規定
<p>ていただくこととしていますが、融資機関の管理等事務の煩雑化などが見込まれますので、次年度以降の保証料につきましては、実務的には一括して徴収し送金いただいても結構です。</p> <p>(4) 保証料の送金</p> <p>融資機関は、徴収した保証料を基金の預金口座のある金融機関に送金してください。また、所定事項を記入した保証料送金通知書（様式保第 11 号）を送金先の金融機関ではなく、基金に直接送付してください。これらは、必ず翌月 10 日までに行ってください。</p> <p>独立行政法人農林漁業信用基金の預金口座のある金融機関</p>	<p>業務細則第 15 条第 6 項</p>

区分	金融機関	普通預金 口座番号	登録名義
農林中央金庫 森林組合・同連合会 農協・信農連	農 林 中 央 金 庫 本 店	4006000	トクワリンク・ヨキ・ヨウシンヨウキケン(リンボ) 独立行政法人農林漁業信用基金(林保)
商工組合中央金庫 中小企業等協同組合・同連合会	商 工 組 合 中 央 金 庫 本 店	1018027	トクワリンク・ヨキ・ヨウシンヨウキケン(リンボ) 独立行政法人農林漁業信用基金(林保)
都市銀行	三菱 UFJ 銀行東京公務部 ※	375	トクワリンク・ヨキ・ヨウシンヨウキケン 独立行政法人農林漁業信用基金
地方銀行 第二地方銀行	静 岡 銀 行 東 京 支 店	64408	トクワリンク・ヨキ・ヨウシンヨウキケン 独立行政法人農林漁業信用基金
信用金庫	信金中央金庫事務統括部（市ヶ谷）	信金中央金庫市ヶ谷 センターに付替	トクワリンク・ヨキ・ヨウシンヨウキケン(リンボ) 独立行政法人農林漁業信用基金(林保)
信用組合	全国信用協同組合連合会業務統括部	1372	トクワリンク・ヨキ・ヨウシンヨウキケン 独立行政法人農林漁業信用基金

※ 入金確認を急ぐ必要がある場合は、三菱 UFJ 銀行東京公務部の基金口座に送金して下さい。

(5) **保証料の払戻し**

林業信用保証業務細則第 15 条第 7 項から第 10 項の規定により、保証料を払い戻す場合は原則として次のとおりとし、**融資機関が「戻し保証料請求書（様式保第 11 号 2）をもって請求すること**としています。

なお、その**請求期間は、被保証者が完済した日又は根保証期間満了日の翌日から 3 か月以内**としていますので、御注意ください。

また、払い戻す保証料（以下「戻し保証料」という。）は、基金が適当と認めた請求額から**事務手数料 10%を控除した額**とし、当該控除後の金額が 1,000 円未満の場合は払い戻さないものとします。

ア 被保証者が期限前に完済し、融資機関から**保証付貸付金償還状況報告書（様式管第 1 号）**の提出があり、かつ払戻しの請求があった場合

イ 被保証者が根保証期間満了前に完済し、融資機関から**根保証貸付（割引）及び当座貸越根保証完済報告書（様式根・当第 4 号）**の提出が有り、かつ払戻しの請求があった場合

ウ 融資機関から**根保証貸付（割引）及び当座貸越根保証完済報告書（様式根・当第 4 号）**及び債務根保証要領第 9 の 1 に規定する元帳（根保証極度額を満度に利用しなかったと認められるものに限る。）の提出があり、かつ払戻しの請求があ

業務細則第 15 条（保証料）第 7～10 項、
債務根保証要領第 10（保証料の払戻し）

債務根保証要領第 9 の 1

項 目	主な関連規定
<p>った場合</p> <p>さらに、以下の諸点につきまして御留意ください。</p> <p>※ 次の場合は払戻しを行いません。</p> <p>(ア) 根保証による手形割引及び当座貸越根保証の場合</p> <p>(イ) 他の保証口について未収保証料が発生している場合</p> <p>(ウ) 他の保証口について代位弁済支払請求を受けている場合</p> <p>(エ) 他の保証口について求償権となっている場合</p> <p>(オ) 払戻し額が1,000円未満の場合</p> <p>※ 戻し保証料の計算方法は、次のとおりとします。</p> <p>(ア) 上記(5)のア及びイの場合は、徴収済保証料（保証期間を1年ごとに区分して計算した保証料のうち完済した日の属する区分までの保証料）から完済した日までの期間に相当する保証料を減じた額から事務手数料10%を控除した額とします。</p> <p>なお、保証期間が1年を超える資金に係る保証については、徴収済保証料を超えて払い込まれた保証料がある場合、事務手数料を控除せずに払い戻します。</p> <p>(イ) 上記(5)のウの場合は、徴収済保証料と、根保証期間内に振り出した手形の金額及び期間ごとに算出した積数の合計に保証料率を乗じ365を除いて求めた額と徴収済保証料との差額から事務手数料10%を控除した額とします。</p> <p>(ウ) 上記(5)のイ及びウが複合している場合は、徴収済保証料から完済した日までの期間に相当する保証料を減じた額と、完済した日までの期間に相当する保証料から、当該期間内に振り出した手形の金額及び期間ごとに算出した積数の合計に保証料率を乗じ365を除いて求めた額を減じた額を合計した額から事務手数料10%を控除した額とします。</p> <p>※ 戻し保証料の相殺禁止</p> <p>他の保証料と相殺による払戻し請求はできません。</p> <p>※ 戻し保証料の確定及び送金</p> <p>基金は、融資機関からの戻し保証料請求書による請求を適当と認めた場合は、戻し保証料の額を確定し、戻し保証料請求書を受領した日から3か月以内に指定された融資機関の口座へ払い込むものとします。</p> <p>※ 保証料の違算又は過誤納の取扱い</p> <p>違算又は過誤納により徴収すべき額を超えて払い込まれた保証料がある場合は、規定に係わらず払い戻すものとします。</p> <p>(6) 保証契約変更の場合の保証料の取扱い</p> <p>ア 保証契約を変更した場合において、前記(5)により徴収済保証料に過不足が生ずる場合には、変更時に不足分を徴収してください。過剰分については完済後、戻し保証料の手続となります。</p>	<p>業務細則第15条（保証料）、 約定書第6条（保証料）</p>

項 目	主な関連規定
<p>イ 不足分を徴収した場合には、前記(4)に準じて送金してください。</p> <p>5 債務保証関係の様式について</p> <p>各様式は、基金ホームページ (https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html) にも掲載していますので、御確認ください。</p> <p>なお、必要なときは、直接基金に申し込んでください。</p>	

項 目	主な関連規定
<p>第4 根保証の手続</p> <p>根保証とは、あらかじめ一定の保証極度額及び根保証期間を定め、その範囲内で反復継続して行われる手形貸付又は手形割引に係る債務を保証することをいいます。本項では普通保証と異なる点を中心に説明します。</p> <p>なお、当座貸越根保証については、別の項で説明します。</p> <p>1 根保証契約の方式</p> <p>根保証契約は、一融資機関について推進資金と一般資金ごとに、また一手形貸付又は手形割引ごとにそれぞれ1件ずつを原則としています。</p> <p>契約締結の順序は、普通保証の場合と同じで、債務保証依頼者は債務保証依頼書（様式保第1号）を融資機関に提出し、融資機関は債務保証協議書（様式保第2号）、調査意見書（様式保第2号の1）及び保証人調査書（様式保第2号の2）を債務保証依頼書とともに基金に送付し、基金から融資機関に債務保証書（様式保第3号）を、債務保証依頼者には債務保証承諾書（様式保第4号）を交付します。</p> <p>2 根保証の期間及び始期</p> <p>(1) 根保証期間は最大1年とします。この期間中はいつでも手形貸付又は手形割引ができます。</p> <p>(2) 手形貸付又は手形割引の弁済期限は根保証期間を超えることはできません。</p> <p>(3) 根保証の始期は基金で指定（保証書に記載）します。根保証取引を開始する場合は、第1回目の貸付予定日を根保証の始期と指定しますので、債務保証協議書の貸付予定欄に必ず第1回目の貸付予定日を記載してください。</p> <p>3 手形の指定</p> <p>基金は、必要に応じ割引の対象とする手形について、その銘柄を指定し又は振出人ごとに限度額を定めることがあります。</p> <p>4 根保証契約の変更手続</p> <p>やむを得ず根保証の極度額の減額又は根保証期間の短縮等の変更をしようとする場合は、当該根保証の根保証期間内に保証契約変更願書（様式保第6号）、保証契約変更協議書（様式保第7号）及び添付書類を基金に提出し、契約変更の手続をしてください。なお、極度額を増額しようとする場合は、変更手続によらず新たに根保証依頼の手続をしてください。この場合、既保証貸付残高は、新たに申し込む根保証で決済することになります。</p> <p>5 更新手続</p> <p>(1) 根保証期間満了後も引き続き根保証を利用する場合は、当該根保証期間内に新たな根保証依頼の手続により更新の申込みをしてください。</p> <p>(2) 更新の申込みに当たっては、必要に応じて極度額を増減することができます。</p> <p>(3) 更新による新たな根保証の始期は、更新前の根保証期間満了日とします。</p>	<p>債務根保証要領</p>

項 目	主な関連規定
<p>(4) 更新前の根保証について残高がある場合、当該残高は更新による新たな根保証にて既存の残高を決済することができます。</p> <p>(5) 根保証期間経過後なお保証付貸付残高がある場合において、期間経過後新たな根保証の申込みがあった場合は、保証付貸付残高を返済するか、更新の申込みに係る保証付貸付金をもって前回の保証付貸付残高を返済することもできます。この場合、債務保証依頼書、債務保証協議書にその旨の記載をしてください。</p> <p>(6) 更新の申込みは、新たな根保証依頼と同一の用紙によります。</p>	
<p>6 根保証依頼の関係書類</p> <p>根保証依頼の関係書類は次のとおりです。</p> <p>(1) 債務保証依頼書（様式保第1号）、個人情報の取扱いについて（同意書）（申込時・個人情報提供者用様式2）</p> <p>(2) 債務保証協議書（様式保第2号）</p> <p>(3) 調査意見書（様式保第2号の1）及び付表</p> <p>(4) 保証人調査書（様式保第2号の2）</p> <p>(5) 根保証約定書（根保証約定書様式第1号）</p> <p>(6) 限定根保証書（根保証約定書様式第2号）の写し</p> <p>(7) 添付書類（「添付書類一覧表」（Ⅱの第3の1（1））のとおり。）</p>	
<p>7 融資機関における管理及び報告</p> <p>(1) 融資機関は、基金の根保証による手形貸付又は手形割引の明細が把握できるように証ひょう書類を当該融資機関固有のものとして作成してください。これは代位弁済支払請求のときに提出することはもちろんですが、基金が必要と認めるときにも特に提出を依頼することがあります。</p> <p>(2) 融資機関は、根保証による割引手形の不渡事故が発生したときは、速やかに基金に通知してください。</p> <p>(3) 根保証を更新しない場合は、基金に次の報告書を提出してください。</p> <p>ア 根保証貸付（割引）残高報告書（様式根第3号）</p> <p>根保証期間満了日現在において手形貸付又は手形割引の残高がある場合は、根保証期間満了後、速やかに提出してください。</p> <p>イ 根保証貸付（割引）及び当座貸越根保証完済報告書（様式根・当第4号）</p> <p>根保証期間満了日現在残高がないとき及びアの残高が全額返済されたときは、その翌月10日までに提出してください。</p>	

項 目	主な関連規定
<p>第5 当座貸越根保証の手続</p> <p>当座貸越根保証とは、当座貸越形式を用い、貸越極度額を保証極度額、貸越の発生期間を保証期間として保証期間内に反復・継続して発生する当座貸越債務の保証を根保証で取り扱うものです。</p> <p>この債務保証制度は、従来の手形貸付・証書貸付・手形割引とは手続が一部異なりますので十分留意のうえ活用ください。</p> <p>1 保証取扱開始に当たって</p> <p>取引の基本約定たる当座貸越契約書が貸越専用となるよう契約内容を整備する必要があります。</p> <p>そのため、本制度を利用する場合は、事前に以下の手続を行います。</p> <p>(1) 当座貸越契約書の提示</p> <p>「当座貸越契約書」について独自の様式がある場合、基金はその内容について事前に審査し必要に応じ協議します。</p> <p>なお、独自の様式がない場合は、基金の所定の様式を 基金ホームページ (https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html) に掲載していますので御利用ください。</p> <p>(2) 覚書の締結</p> <p>「当座貸越契約書」の様式が決定した段階において、当該融資機関と基金との間で「当座貸越（貸付専用型）根保証に係る覚書」を締結していただきます。</p> <p>(3) 変更協議</p> <p>「当座貸越契約書」の様式を変更する必要がある場合、事前に基金と協議してください。</p> <p>(4) 貸越の方法</p> <p>ア 借入請求書又は借入専用小切手等には、必ず資金使途欄が設けられていることを要します。</p> <p>イ 当座貸越は借入専用の口座によることとしてください。</p> <p>2 当座貸越根保証を御利用いただくに当たって</p> <p>(1) 資格要件等</p> <p>基金に出資をし、持分を取得した事業者であって、担保を提供できる方が次の要件のいずれかを満たす場合にこの制度を利用することができます。</p> <p>ア 資格要件</p> <p>(ア) 業歴3年以上で、申込融資機関（店舗）との与信取引（貸付け、割引等）が6か月以上あり、最近の決算で利益（経常利益）を計上し、かつ繰越欠損がなく、今後とも申込融資機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められるもの。</p> <p>(イ) 申込融資機関（店舗）との与信取引（貸付け、割引等）が6か月以上あり、今後とも申込融資機関が支援育成していきたい先で、本件融資条件として債権の保全ができる十分な担保の提供があり、かつ償還能力があると認められるもの。</p>	<p>当座貸越（貸付専用型）根保証要綱、当座貸越（貸付専用型）根保証事務取扱要領</p>

項 目	主な関連規定
<p>の。</p> <p>(ウ) 業歴3年以上で、自己所有の事業所又は自宅等（工場等の所有不動産を含む。）があり最近の決算で利益（経常利益）を計上しており、今後とも申込融資機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められるもの。</p> <p>（注1）財務内容の確認のため損益、資産負債状況等、経営資料が整備されていること、及びその提出が必要。</p> <p>（注2）(イ)については、債権の保全ができる十分な担保が必要となっており、その担保の取扱いは、特に担保品位（換価性）の高いことが要件。</p> <p>イ 保証不適者について</p> <p>次に該当する場合は、原則として保証を利用できません。</p> <p>(ア) 基金に対する求償債務が残っている者</p> <p>(イ) 銀行取引停止処分を受けている者（法人代表者が銀行取引停止処分を受けている場合は、当該法人も原則として保証を利用できません。）</p> <p>(ウ) 保証付融資について延滞等の債務不履行がある者</p> <p>(エ) 会社更生、破産等法的整理手続中の者</p> <p>ウ その他</p> <p>(ア) 本制度の利用対象者は、国産材及び外国産材業者の別を問いません。</p> <p>(イ) 複数の事業を兼業している場合には、基金が対象とする事業を営む者であり、かつ対象とする事業に資金を使用する場合に保証対象となります。</p> <p>(2) 対象資金</p> <p>該当する事業性の資金は、次のようなものです。</p> <p>ア 原材料の購入資金</p> <p>イ 給与・労賃の支払資金</p> <p>ウ 買掛、支払手形の決済資金</p> <p>エ その他諸経費の支払資金</p> <p>オ 器具・備品等の購入資金</p> <p>（注1）生活消費資金・個人住宅資金のような事業の経営に関連のないものに使用される資金は、該当しません。</p> <p>（注2）保証対象業種と非保証対象業種を兼業している場合は、保証対象業種に使用する資金のみが該当します。</p> <p>（注3）「旧債充当資金」（自行分・他行分の肩代わり資金）は対象となりませんが、基金の保証付借入金の返済に係る資金については、この限りではありません。</p> <p>(3) 利用できる保証金額</p> <p>一被保証者当たりの保証限度額 5,000万円</p> <p>(4) 保証期間</p> <p>当初定める保証期間は1か年以内とします。</p> <p>ア 保証期間の始期は、債務保証書発行後の当座貸越契約締結日又は債務保証書で定めた日とします。</p> <p>イ 保証期間が1か年の場合の終期（満了日）は、保証期間経過後の応当日としま</p>	

項 目	主な関連規定
<p>す。</p> <p>(注) 簡単な継続延長手続で保証期間を当初から3か年までは、既に締結済の当座貸越契約書のままで実質継続（1か年ごとに延長を2回まで）することができます。手続方法は、保証の更新（Ⅱの第5の3（6）参照）を御確認ください。</p> <p>(5) 保証する債務の範囲</p> <p>当座貸越の元金に代位弁済日までの未収利息及び遅延損害金を合計した金額の80%です。</p> <p>(注) 遅延損害金は、確定日前日の利息の利率と同率で算定します。</p> <p>(6) 保証料率</p> <p>ア 保証料率は、利用する資金の種類や事業者の財務内容等により異なります。（Ⅰの第9参照）</p> <p>(注) 利用する資金の種類が重複する場合の保証料率（Ⅰの第9の1（1）又は（2））は、いずれか一方の高い料率を適用します。</p> <p>イ 保証料の徴収は、根保証の始期（当座貸越契約締結日又は保証契約で定める日）に一括徴収してください。</p> <p>ウ 当座貸越根保証に係る保証料は、過誤納による場合を除き返金（返戻）しませんので注意してください。</p> <p>(7) 連帯保証人</p> <p>保証能力のある者1名以上です。</p> <p>ただし、法人においては法人代表者を徴求します。また、担保提供者についても原則として徴求します。</p> <p>(8) 担保</p> <p>当座貸越根保証については、すべて有担保の取扱いです。</p> <p>ア 担保は、不動産・有価証券等です。不動産担保を御提供いただくときは、不動産登記簿謄本、公図、市街地図等で基金が判断できる資料を送付してください。</p> <p>イ 担保物件の内容は、宅地等換価性の高い物件とします。</p> <p>ウ 有価証券を担保として御提供いただくときは、保証条件担保として取り扱わせていただきますので現物の写し等資料を送付してください。</p> <p>エ 基金が根抵当権者として担保の設定を受ける以外に、融資機関が根抵当権者として設定を受けている担保権を基金の保証付貸付金に優先適用する方法（条件担保）もあります。</p> <p>オ 基金が根抵当権者として担保の設定を受ける場合、登録免許税が1000分の2（通常は1000分の4）に軽減されています（時限立法により優遇されており、利用時に軽減措置の適用を確認してください。）。</p> <p>(9) 貸付利率</p> <p>融資機関所定の利率にて、取り扱ってください。</p> <p>ただし、融資機関の危険負担が極めて少ないことに鑑み、通常の一般貸付利率より引き下げた率を適用して取り扱っていただくよう御配慮をお願いします。</p> <p>(10) その他</p>	

項 目	主な関連規定
-----	--------

一融資機関での、一被保証者に対する当座貸越根保証の取扱いは、原則として約定弁済方式若しくは随時弁済方式の**いずれか一方のみ**とします。

3 保証申込手続等

(1) 保証の申込み

基金は融資機関から送られてきた以下の書類に基づいて審査し、保証決定の上は当該融資機関へ債務保証書、債務保証依頼者には債務保証承諾書を送付します。

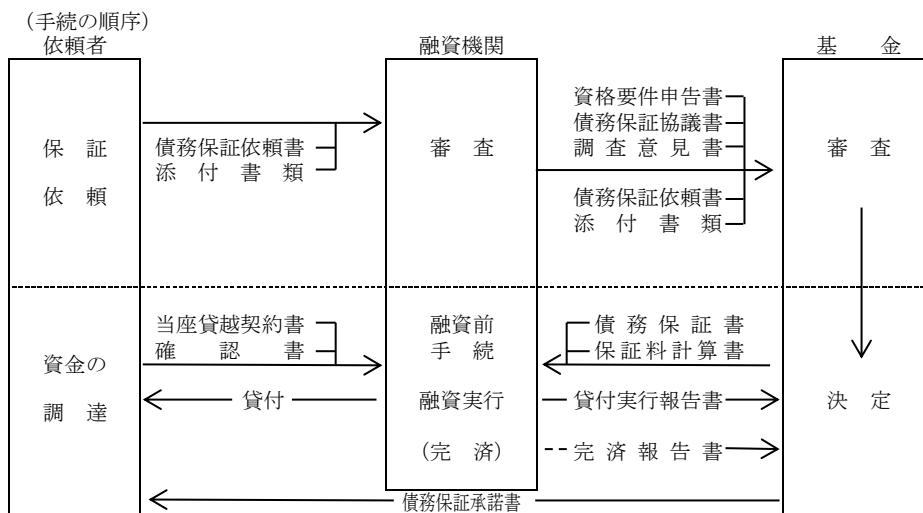
ア 新規及び継続新規申込みの場合

(ア) 債務保証依頼者から融資機関へ提出する書類

- a 債務保証依頼書（様式保第1号）、個人情報の取扱いについて（同意書）
（申込時・個人情報提供者用様式2）
- b 根保証約定書（根保証約定書様式第1号）
- c 限定根保証書（根保証約定書様式第2号）の写し
- d 添付書類（後掲の「当座貸越根保証の場合の保証申込書類一覧表」参照）

(イ) 融資機関から基金へ提出する書類

- a 債務保証協議書（様式保第2号）
- b 調査意見書（様式保第2号の1）及び付表
- c 保証人調査書（様式保第2号の2）
- d 資格要件申告書（様式当第1号）
- e 上記(ア)の書類



[当座貸越根保証の場合の保証申込書類一覧表]

	該当書類	様式	提出を要する場合等
申込書類	債務保証依頼書	様式保第1号	新規及び継続新規申込みの場合
	継続延長願書	様式当第3号	継続延長申込みの場合
	出資利用承諾書	様式保第1号の2	新規、継続新規及び継続延長の場合 (間接利用の場合)
	個人情報の提供について(同意書)		新規、継続新規及び継続延長の場合
	根保証約定書	根保証約定書様式第1号	新規、継続新規及び継続延長の場合
	限定根保証書の写し	根保証約定書様式第2号	新規、継続新規及び継続延長の場合
	債務保証協議書	様式保第2号	新規及び継続新規申込みの場合
	継続延長変更協議書	様式当第4号	継続延長申込みの場合
	調査意見書及び付表	様式保第2号の1	新規、継続新規及び継続延長の場合
	保証人調査書	様式保第2号の2	新規、継続新規及び継続延長の場合
	資格要件申告書	様式当第1号	新規及び継続新規申込みの場合
添付書類	確定申告書(決算書、勘定科目内訳書を含む。)の写し及び試算表		新規、継続新規及び継続延長の場合 (最近のもの1期分(初回申込みの場合は、3期分)。決算後6か月以上経過している場合は、試算表。)
	提供予定担保物件の明細		新規、継続新規及び継続延長の場合 (該当物件に係る不動産登記簿謄本・公図・市街図等評価できる書類)
	提供予定有価証券等の明細		新規、継続新規及び継続延長の場合 (提供予定有価証券等の現物のコピー等明細がわかるもの)
	定款の写し		初回申込み及び定款記載事項に変更があったとき
	組合の概況表	様式保第1号の3	新規、継続新規及び継続延長の場合 (申込人が組合の場合)
	総会議事録等資料		新規、継続新規及び継続延長の場合 (申込人が組合の場合)
	履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)		新規、継続新規及び継続延長の場合 最近3か月以内のもの(写しの場合は、原本証明を附すこと)。なお、登記情報提供サービスを利用して取得したものは不可。
印鑑証明書		新規、継続新規及び継続延長の場合 最近3か月以内のもの(写しの場合は、原本証明を附すこと)。	

(参考)

融資書類	確認書	様式当第2号	新規、継続新規及び継続延長の場合
	当座貸越契約書	様式当第10号	新規及び継続新規申込みの場合

項 目	主な関連規定
-----	--------

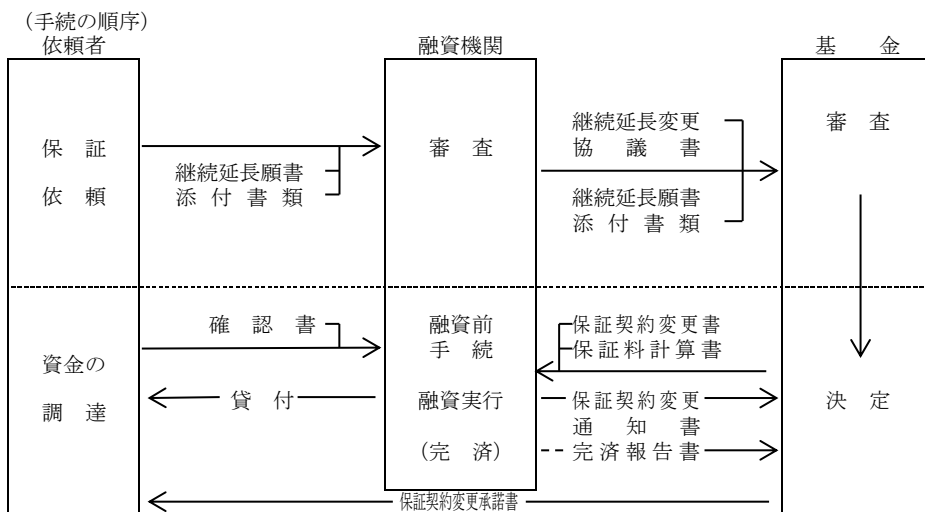
イ 継続延長申込みの場合

(ア) 債務保証依頼者から融資機関へ提出する書類

- a 継続延長願書（様式当第3号）、個人情報の取扱いについて（同意書）（申込時・個人情報提供者用様式2）
- b 根保証約定書（根保証約定書様式第1号）
- c 限定根保証書（根保証約定書様式第2号）の写し
- d 添付書類（前掲の「当座貸越根保証の場合の保証申込書類一覧表」参照）

(イ) 融資機関から基金へ提出する書類

- a 継続延長変更協議書（様式当第4号）
- b 調査意見書（様式保第2号の1）及び付表
- c 保証人調査書（様式保第2号の2）
- d 資格要件申告書（様式当第1号）
- e 上記(ア)の書類



(2) 弁済方法等について

弁済方法は、約定弁済又は随時弁済となります。

ア 約定弁済の場合で、貸越契約書に基づく**定率弁済**のときは、債務保証協議書の弁済方法欄に次のように記載してください。

記載例

「〇か月ごと〇〇回均等割賦。毎回〇日に支払い」（定率は残高の〇%）

イ 約定弁済の場合で、貸越契約書に基づく**定額弁済**のときは、債務保証協議書の弁済方法欄に次のように記載してください。

記載例1

「〇か月ごと〇〇万円割賦。毎回〇日に支払い」

記載例2

「毎月〇日に〇〇万円弁済。残額期日一括弁済」

項 目	主な関連規定
<p>なお、約定弁済中でも随時に内入れ弁済することは、差し支えありません。</p> <p>ウ 随時弁済の場合は、弁済方法を「期日一括弁済」としている貸越契約もありますが、本保証の目的等から、基本的には貸越と弁済が不定期（随時）に反復して行われるように、被保証者に御指導ください。</p> <p>(3) 当座貸越による貸付け</p> <p>当座貸越による貸付けは、専用の借入請求書又は専用小切手等にて実行してください。</p> <p>「借入請求書等」の資金の用途欄の表示については、できるだけ具体的に記入してください（Ⅱの第5の2(2)のア～オ参照）。</p> <p>(4) 貸付実行報告書</p> <p>新規保証の場合、当座貸越契約を締結した日又は基金が指定した日が実行日となりますので、速やかに基金へ貸付実行報告書を提出してください。</p> <p>なお、その後の個々の貸越に伴う貸付実行報告書は不要です。</p> <p>当座貸越契約を締結するときは、所定の確認書（様式当第2号）を同時に徴求し、貴融資機関で保管しておいてください。</p> <p>また、保管する期間は、当座貸越契約書と確認書は一体のものとして整理し、当座貸越契約書による貸付金が完済するまで保管してください。</p> <p>(5) 借入請求書の保管</p> <p>借入請求書又は専用小切手等は、根保証確定前1か年分を融資機関で保管してください。</p> <p>(6) 保証の更新</p> <p>更新の方法には、延長（継続延長）及び継続（継続新規）があります。</p> <p>ア 継続延長</p> <p>簡便な手続により、保証期間を1か年延長する方法です。</p> <p>(ア) その申込手続は、保証期間の終期の30日前までに行ってください。</p> <p>(イ) この時、保証期間の表示は、「前保証期間の終期から1か年」とします。</p> <p>(ウ) 変更手続を終了する日は、前保証期間の終期であって保証書に表示されていますので、その日までに必ず変更手続を終了させてください。また、前保証期間の終期が金融機関休業日の場合は、手続を翌営業日までに行ってください。</p> <p>(エ) 継続延長に際しても、所定の確認書（様式当第2号）を徴求してください。</p> <p>この「継続延長」方式ですと、当初から3か年間は、簡単な手続のみで保証が受けられます。4年目は、「継続新規」による手続が必要です。</p> <div data-bbox="268 1825 1085 2004" style="text-align: center;"> </div>	

項 目	主な関連規定
<p>イ 継続新規</p> <p>当座貸越根保証契約を更新する方法です。</p> <p>継続新規の実行に際しては「当座貸越契約書」の締結、所定の確認書（様式当第2号）の徴求を改めて手続きしてください。</p> <p>(ア) 債務保証協議書及び依頼書に「継続新規」と表示の上、保証期間の終期の30日前までに保証申込みしてください。</p> <p>(イ) この時、保証書上の保証期間の表示は、「当座貸越契約締結日から1か年」と表示します。</p> <p>更新前の保証に基づく貸越残高がある場合の当座貸越契約締結日は、前保証期間の終期（満了日）としてください。</p> <p>(ウ) 更新前の保証に基づく貸越残高がある場合は、新規貸越分で既存貸越残額を決済してください。</p> <p>(エ) 前保証期間の終期が金融機関休業日の場合は、手続を前営業日までに行ってください。</p> <p>(7) 償還</p> <p>約定弁済・随時弁済のいずれにおいても、保証期間中の個々の貸越に伴う償還報告は不要です。</p> <p>(8) 完済報告</p> <p>根保証が確定し完済となった時は、遅滞なく根保証貸付（割引）及び当座貸越根保証完済報告書（様式根・当第4号）により、その旨を報告してください。</p> <p>(9) 保証条件の変更</p> <p>債務保証付貸越が実行された後、その期間内に止むを得ない事情により当初の保証条件を変更したい場合は、保証条件変更申込みの手続をしてください。</p> <p>ア 保証条件変更申込書により手続すべき変更項目</p> <p>(ア) 保証期間の延長（弁済困難による延長）</p> <p>(イ) 保証期間の短縮</p> <p>(ウ) 保証金額の減額（増額の場合は新規又は継続新規の手続）</p> <p>(エ) 連帯保証人の変更（死亡・役員改選等）</p> <p>(オ) 担保の変更（条件担保の内容変更等）</p> <p>(カ) 金利の変更</p> <p>ただし、当初設定した金利を一般金融情勢の変化その他相当の事由により変更を必要とする場合は、契約変更の手続きは不要で、一般に行われる程度のもので変更しても差し支えありませんが、変更の都度、貸付利率変更報告書（様式保第17号）を提出してください。また、変更した日時、事由が後日明確となるよう関係書類を整備しておいてください。</p> <p>なお、一般金融情勢の変化その他相当の事由とは、次のa～cとします。</p> <p>a 政策金利、短期プライムレート、長期プライムレート等の変動幅以内</p>	

項 目	主な関連規定
<p>の変更</p> <p>b 推進資金等の制度資金に係る適用金利の変動幅以内の変更</p> <p>c 金利が低減された場合</p> <p>(キ) 特記事項の変更（その他保証条件の変更）</p> <p>(10) 根保証の確定</p> <p>ア 当座貸越契約が、継続延長・継続新規されず、又は解約その他の事由により新たな貸越が生じなくなった場合は、当該根保証は確定します。</p> <p>（確定事由）</p> <p>(ア) 根保証契約を継続延長・継続新規しない場合</p> <p>(イ) 当座貸越取引が解約その他の事由で終了した場合</p> <p>(ウ) 債務者につき期限の利益喪失が生じた場合</p> <p>(エ) 貸越の一時中止により根保証を確定させた場合</p> <p>イ 根保証確定時の被保証債務の元本は、確定時まで発生している貸越金残額であり、その後生じた利息の元本繰入れは認められません。</p> <p>(11) 解約日の事前協議</p> <p>ア 保証期間中の当座貸越の解約日の決定については、基本約定書で定める期限の利益を当然喪失した場合を除き、基金と事前に協議してください。</p> <p>イ 約定弁済において、資金繰り多忙等により3回以上延滞が発生した場合は、今後の対応も含めて融資機関は基金と事前に協議してください。</p> <p>(12) 貸越の一時中止</p> <p>ア 次の場合は、貸越を一時中止します。</p> <p>ただし、一時中止の事由が解消した場合は、基金と協議の上、一時中止を解除することができます。</p> <p>(ア) 基金から一時中止の申入れが融資機関にあった場合</p> <p>(イ) 基金の保証付借入れについて、延滞若しくは予見報告書・事故（延滞）報告書（様式管第8号）の提出事由が生じた場合</p> <p>(ウ) 融資機関が差入れを受けた保証条件担保について、根抵当権の確定事由が生じた場合</p> <p>(エ) その他、債権保全上、一時中止すべき相当の事由が生じたとき。</p> <p>イ 貸越を一時中止する場合の手続</p> <p>(ア) 基金は、当座貸越の一時中止事由が生じたことを知ったときは、直ちに取扱融資機関へ当座貸越の一時中止申入書（様式当第5号）を発送し通知します。</p> <p>(イ) 通知を受けた融資機関は直ちに当座貸越の一時中止をしてください。</p> <p>(ウ) 取扱融資機関は、当座貸越の一時中止事由が生じたことを知ったときは、一時中止手続を行ったうえで、直ちに基金へ当座貸越の一時中止報告書（様式当第8号）を発送してください。</p> <p>(エ) 取引の一時中止をした当座貸越について、一時中止の事由が解消し一時中</p>	

項 目	主な関連規定
<p>止を解除するときは、取扱融資機関から基金へ当座貸越の一時中止解除依頼書（様式当第7号）を発送し、解除の協議をしてください。</p> <p>(オ) 基金は、前記(エ)の協議を受けたときは、速やかにその諾否を決定し当該融資機関に通知します。</p> <p>なお、特別の事情により緊急を要するときは、電話及びファクシミリにて迅速に連絡をしてください。</p> <p>(13) その他</p> <p>当座貸越根保証制度の御利用に当たっては、当座貸越根保証要綱及び当座貸越根保証事務取扱要領を御一読されますようお願いいたします。</p> <p>また、手続きの詳細や御不明な点につきましては、林業信用保証業務部にお問い合わせください。</p>	

項 目	主な関連規定
-----	--------

第6 根保証契約について

基金では、融資に関する根保証契約を締結した個人の保証人を保護するため、根保証契約については以下のとおりの取扱いとしていますので、御留意ください。

1 保証種類別根保証契約について

(1) 保証種類別の根保証書の徴求の要否は次のとおりです。

保証種類	融資機関の貸金の根保証書	基金の 根保証約定書
根保証	必 要	必 要
当座貸越根保証	必 要	必 要
普通保証（手形貸付）	（根保証形式で契約する場合） 必 要	必 要
	（根保証形式で契約しない場合） 不 要	不 要

(2) 相違する保証形態が混在する場合（根保証、普通保証等あり融資機関が別冊で保証書を取らない場合）は次のとおりです。

ア 基金の**根保証約定書（根保証約定書様式第1号）**は融資機関それぞれの貸金の根保証書を徴求してください。

イ 融資機関の貸金の根保証書が合計した根保証書の場合、基金の保証の要件を満たしていれば差し支えありません。

(3) 普通保証の手形貸付については次のとおりです。

ア 普通保証の手形貸付において、融資機関が貸金について根保証書をとっている場合は基金の**根保証約定書（根保証約定書様式第1号）**が必要です。

イ 普通保証の手形貸付において、融資機関が貸金について根保証書をとっていない場合（特定保証書等根保証形式でない場合）は基金の**根保証約定書（根保証約定書様式第1号）**は不要です。

2 融資機関が貸金について根保証書を徴求する場合

限定根保証書（根保証約定書様式第2号）

(1) 下記について文書による契約が必要です。

①限度額（極度額）の定め	貸付金元金（貸付金元本極度額）の120%
②期間の定め	5か年以内（応当日の前日）
③確定期日の定め	定める。（5か年以内）（応当日の前日）

(2) 保証申込時の手続は次のとおりです。

ア 融資機関貸金用の根保証書原本は融資機関において保存してください。**保証申込み時には確認のため融資機関の貸金の根保証書（写し）を添付書類として基金へ送付してください。**

項 目	主な関連規定						
<p>イ 融資機関が根保証書を別冊で徴求（プロパー用、信用保証協会用、基金用等を一緒に徴求）する場合であっても、基金の根保証約定書の要件を満たしていれば差し支えありません。</p> <p>例えば限度額（極度額）についてはその額を超えないように管理してください。</p> <p>3 融資機関が基金の将来求償権について根保証約定書を徴求する場合</p> <p>根保証約定書（根保証約定書様式第1号）</p> <p>(1) 下記について文書による契約が必要です。</p> <table border="1" data-bbox="177 622 1091 772"> <tbody> <tr> <td data-bbox="177 622 518 674">①限度額（極度額）の定め</td> <td data-bbox="518 622 1091 674">貸付金元金（貸付金元本極度額）の120%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 674 518 725">②期間の定め</td> <td data-bbox="518 674 1091 725">5か年以内（応当日の前日）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 725 518 772">③確定期日の定め</td> <td data-bbox="518 725 1091 772">定める。（5か年以内）（応当日の前日）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 保証申込時の手続は次のとおりです。</p> <p>基金の根保証約定書は融資機関にて徴求し、基金に保証申込み時に添付書類として原本を送付してください。</p> <p>2及び3の書類の徴求が適正に行われなかった場合などは、代位弁済ができない場合がありますので御注意ください。</p> <p>4 保証契約変更について</p> <p>保証契約変更時においても、保証引受時と同様の処理を必要とします。</p>	①限度額（極度額）の定め	貸付金元金（貸付金元本極度額）の120%	②期間の定め	5か年以内（応当日の前日）	③確定期日の定め	定める。（5か年以内）（応当日の前日）	
①限度額（極度額）の定め	貸付金元金（貸付金元本極度額）の120%						
②期間の定め	5か年以内（応当日の前日）						
③確定期日の定め	定める。（5か年以内）（応当日の前日）						

Ⅲ 債権管理の手続

項 目	主な関連規定
<p>第1 保証付貸付金の償還状況報告等</p> <p>融資機関は、普通保証に係る貸付金の毎月の約定償還又は繰上償還若しくは延滞の状況を保証付貸付金償還状況報告書(様式管第1号)に記入し、必ず翌月10日までに到着するようにメール、ファクシミリ又は郵送で提出してください。(メールの場合は、shokan_kanri@jaffic.go.jpに提出してください。なお、当該メールは受信専用となっております、基金から返信はできませんのでご了承ください。)</p> <p>なお、償還報告に当たっては、貸付証ひょう書類を精査し、前回の報告と違いのないように注意してください。</p> <p>根保証において、継続利用をしない場合で、当該残高が完済となったときは、根保証貸付(割引)及び当座貸越根保証完済報告書(様式根・当第4号)を提出してください。</p> <p>また、当座貸越根保証の場合は、その保証付当座貸越根保証が確定し完済となったときは、遅滞なく根保証貸付(割引)及び当座貸越根保証完済報告書(様式根・当第4号)を提出してください。</p> <p>様式は基金ホームページ(https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html)に掲載していますので、ご利用ください。</p>	<p>約定書第9条(取立ての状況の報告)</p> <p>債務根保証要領第9の3、 当座貸越(貸付専用型)根保証要綱第12</p>

(様式管第1号)

保証付貸付金償還状況報告書

独立行政法人農林漁業信用基金 宛

(融資機関名) **株式会社〇〇銀行〇〇支店**

担当者名: 〇〇 〇〇

【記載例】

令和6年9月5日

貴基金の債務保証に係る貸付金の **令和6年 8** 月分の償還状況を下記のとおり報告します。

保証番号	被保証者名	貸付年月日	貸付金額(円)	月中償還		現在残高(円)	左のうち 延滞金額(円)	備考 (延滞理由等)
				月日	償還金額(円)			
504普1210	株式会社〇〇林業	R5.2.10	20,000,000	8月12日	550,000	16,700,000		
501普1123	□□木材産業株式会社	R1.11.20	30,000,000	8月20日	2,000,000	0		繰上げ償還
28普1245	△△木材株式会社	H29.1.30	15,000,000	8月30日	0	936,000	156,000	延滞1回 (一次的な資金不足)

ご記入要領	1. 「保証番号」欄は、当初の保証番号を記入してください(契約変更後の番号を記入しないでください)。
ご報告要領	2. 「月中償還」欄は、当月中の償還について、償還月日と償還金額を記入してください。 3. 本報告書は、 <u>償還があった月又は延滞となった月の翌月10日までに当基金に必ず到着するように提出してください。</u> また、延滞が続いているものについても毎月提出してください。 なお、債務の履行を困難とする事情が生じたときは、別途「事故(延滞)報告書(様式管第8号)」により、状況を報告してください。
その他 報告が不要なケース等	4. 根保証の場合は、本報告書の提出は不要です。根保証を継続利用をしない場合で、当該残高が完済となったときは、別途「根保証貸付(割引)及び当座貸越根保証完済報告書(様式根・当第4号)」により報告してください。 5. 新たなご融資の実行条件が、「今回保証付債権をもって前回保証付債権を返済する」又は「保証番号(〇〇号)貸付金完済後実行」である場合、ご融資後、速やかに「貸付実行報告書(様式保第5号)」を提出いただくことにより、前回保証付債権の全額償還が確認できるため、本報告書の提出は不要となります。

項 目	主な関連規定
<p>第2 保証付貸付金の保全及び取立て</p> <p>1 予見通知</p> <p>融資機関は、善良なる管理者としての注意義務（善管注意義務）を持って保証付債権の保全管理に当たり、債務履行を困難とする事情が予見され、又はそのおそれが生じたときは、基金に遅滞なく通知してください。次に掲げる事例を確認したときは、まずは電話等により前広に報告してください。</p> <p>(1) 経営者が体調不良等で経営に専念できないとき。</p> <p>(2) 運営上のキーマンが急遽退職するとき。</p> <p>(3) 主要販売先・仕入先の倒産など取引関係に顕著な動きがあるとき。</p> <p>(4) 月次の資金繰り管理、収支管理ができなくなったとき（融資機関が資料を求めても、資料が提出されないときも含む。）。</p> <p>(5) 基金の保証付債権であるか否かにかかわらず、利息・保証料を3か月延滞したとき（売掛金の回収等、延滞解消が見込まれる場合を除く。）。</p> <p>(6) 債務不履行につながる可能性があるような重大な訴訟の提起（提訴された場合を含む。）や報道発表等により、トラブルの発生が確認できたとき。</p> <p>(7) その他債務履行を困難とする可能性のある事情が生じたとき（確度は問いません。）。</p> <p>なお、文書で報告をいただく場合には、予見報告書・事故（延滞）報告書（様式管第8号）の予見報告書の欄にチェック☑を入れ、基金にメール、ファクシミリ又は郵送で遅滞なく提出してください（予見報告書の場合は、同様式内の全ての項目を記入する必要はありません。）。（メールの場合は、r_kanri@jaffic.go.jp に提出してください。2（1）において同じ。）</p> <p>2 事故（延滞）報告</p> <p>(1) 融資機関は、被保証者について、次に掲げる事由が発生したときは、予見報告書・事故（延滞）報告書（様式管第8号）の事故（延滞）報告書の欄にチェック☑を入れ、基金にメール、ファクシミリ又は郵送で遅滞なく提出してください。なお、第一報は電話等でも構いません。</p> <p>ア 延滞が発生し、債権回収の長期化が予想されるとき（分割弁済の場合、2回以上の延滞を目安に）。</p> <p>イ 期限の利益を喪失したとき。</p> <p>ウ 手形の不渡事故を起こしたとき（電子記録債権上の支払不能処分を受けたとき）。</p> <p>エ その他債務の履行を困難とする事情が生じたとき。</p> <p>(2) 民法第465条の4（個人根保証契約の元本の確定事由の発生）について、次に掲げる場合には、個人根保証契約における主たる債務の元本は確定します。</p> <p>ア 債権者が、保証人の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立て、強制執行又は担保権の実行の手続の開始が</p>	<p>業務細則第20条（保証債務の弁済等）、 約定書第7条（債権の保全）</p>

項 目	主な関連規定
<p>あったとき。</p> <p>イ 保証人が破産手続開始の決定を受けたとき。</p> <p>ウ 主たる債務者又は保証人が死亡したとき。</p> <p>このほか、個人貸金等根保証契約における主たる債務の元本は、次に掲げる場合にも確定します。</p> <p>エ 債権者が、主たる債務者の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立て、強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったとき。</p> <p>オ 主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。</p> <p>したがって、根保証をした保証人は、確定事由が発生した後に行われた融資については保証債務を負担しないこととなり、免責該当事項となります。</p> <p>上記ア～オの事由が発生したときは、債権の同一性を保つため、新たな貸付け（手形の更改）を行わず、根保証人確定事由発生報告書（様式管第8号の1）を提出してください。なお、上記2 (1)の ア～エの事故事由が発生したときは、事故（延滞）報告書を提出してください。</p> <p>また、保証を継続する場合は、保証契約の変更等の対応が必要ですので、IIの第3の2を参照してください。</p> <p>(3) 当座貸越根保証の場合、次の事由が発生したときは、事故（延滞）報告書を提出してください。</p> <p>ア 根保証が確定し、確定までに発生している貸越金残高の償還義務が発生しているにもかかわらず、これの償還ができない場合</p> <p>イ 約定弁済付当座貸越契約において、根保証確定前に約定に基づく内入れに延滞が生じた場合（ただし、約定弁済日の変更を基金へ文書により通知し、基金から特段の指示のない場合（暗黙の了解）を除く。）</p> <p>（注）上記アの根保証の確定とは次の事由の場合です。</p> <p>当座貸越契約が、継続延長・継続新規されず、又は解約その他の事由より新たな貸越が生じなくなった場合は、当該根保証は確定します。</p> <p>(ア) 根保証契約を継続延長・継続新規しないとき。</p> <p>(イ) 当座貸越取引が解約その他の事由で終了したとき。</p> <p>(ウ) 債務者につき期限の利益喪失が生じたとき。</p> <p>(エ) 貸越の一時中止により根保証を確定させたとき。</p> <p>(4) 当座貸越根保証の場合は、事故の発生など一定の事由が生じた時点で貸越を一時中止することとしていますので注意してください。</p> <p>詳細はIIの第5の3 (12)を参照してください。</p> <p>当座貸越の一時中止の要件</p> <p>次の場合は、貸越を一時中止します。ただし、一時中止の事由が解消した場合は、当基金と協議の上、一時中止を解除することができます。</p>	

項 目	主な関連規定
<p>ア 当基金から一時中止の申入れが融資機関にあったとき。</p> <p>イ 当基金の保証付借入れについて、延滞若しくは事故報告書の提出事由が生じたとき。</p> <p>ウ 融資機関が差入れを受けた保証条件担保について、根抵当権の確定事由が生じたとき。</p> <p>エ その他、債権保全上、一時中止すべき相当の事由が生じたとき。</p>	<p>業務細則第 20 条（保証債務の弁済等）、 約定書第 7 条（債権の保全）</p>
<p>3 保証付貸付金の保全</p> <p>融資機関は、予見や事故（延滞）に係る保証付貸付金について、債権保全の必要があると認めた場合は、被保証者及び保証人に対し、適当と認める措置を講じてください。</p>	<p>業務細則第 21 条、 約定書第 8 条（取立て）</p>
<p>4 保証付貸付金の取立て</p> <p>(1) 融資機関は、基金の保証付貸付金について、被保証者が弁済期限到来日（分割弁済の場合は、各弁済期日。以下同じ。）又は期限の利益を喪失した日（当座貸越根保証の場合は、当該根保証が確定した日）において、債務の全部又は一部を履行しない場合には、督促等プロパー債権と同じ方法で債権の回収に努めてください。</p> <p>(2) 基金は、当該被保証者及び保証人に対し、必要に応じ催告書その他をもって基金の保証付貸付金の償還の要請を行うことにしています。</p> <p>(注) 当座貸越根保証における約定弁済日の変更、当座貸越の解約日の決定については、基本約定書で定める期限の利益を当然喪失した場合を除き、基金と事前協議してください。</p>	
<p>5 被保証者等の預金口座</p> <p>期限の利益喪失後、被保証者及び保証人の預金口座については、出金停止の扱いとさせていただきます。</p>	
<p>6 預金相殺</p> <p>代位弁済に当たり、被保証者及び保証人に預金がある場合は、相殺後の残高について代位弁済請求していただきます。</p> <p>預金の相殺方法は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 預金引当が保証条件として付されていない場合は、原則としてプロパー債権との相殺を優先します。</p> <p>(2) 基金保証付債権と他の保証付債権が併存する場合は、元金残高の按分充当により相殺します。</p> <p>(3) 主債務と保証債務が併存する場合においては、主債務に当たる債権との相殺を優先します。</p> <p>(4) 期限の利益喪失後の入金は、プロパー債権、保証付債権、主債務・保証債務の別</p>	

項 目	主な関連規定
<p>にかかわらず、元金残高で按分します。</p> <p>(5) その他判断が困難なケースは、事前に基金の承諾を得てください。</p> <p>7 債権届</p> <p>法的整理（破産・会社更生・民事再生等）における代位弁済前の債権届出は、基金保証付きであることを明記の上、必ず融資機関で行ってください。債権届の作成に当たっては、「破産等の手続開始以後の利息を前取りしている場合の処理」、「別除権の扱い」、「劣後債権の届出漏れ」等に特に注意して行ってください。</p> <p>代位弁済後に基金は、融資機関が届出した債権の債権者名義を基金に変更する届出を融資機関経由で裁判所に対して行います。</p>	

項 目	主な関連規定
<p>第3 保証債務の弁済</p> <p>1 代位弁済請求権の取得</p> <p>融資機関は、基金の保証付貸付金について、被保証者が、債務の弁済期限到来の日又は期限の利益を喪失した日から3か月を経過した後、なお、債務の全部又は一部の履行をしない場合には、その3か月の満了する日の翌日から、基金に対して代位弁済の請求権を取得します。</p> <p>(注1) 3か月の期間については、運用上「弁済期限到来日」(分割弁済期日も含む。)又は「期限の利益喪失日」の翌日を期間の起算日とし、起算日の応当日の前日をもって期間の末日(最後の月に応当日がないときはその月の末日)とします。</p> <p>(注2) 3か月の期間については、被保証者が法的整理に移行するなど回収不能が明白であり、基金が必要と認めるときはこれを短縮する通知を行いますので、融資機関はこの通知に基づき速やかに代位弁済請求をしてください。</p> <p>(注3) 分割弁済の場合で、融資機関が期限の利益を喪失させないときは、弁済期日分ごとに代位弁済請求権を取得することになりますので、その都度代位弁済支払請求書の提出が必要となります。</p> <p>(注4) 融資機関は、期限の利益が喪失したとき又は期限の利益を請求によって喪失させるときは、被保証者、連帯保証人及び担保提供者等に対して、必ずその旨の文書(書式は任意)を発信し、基金保証付債権であることを明確にしておいてください。期限の利益喪失は、融資機関の取引約定書等の当然喪失条項に該当する場合であっても、喪失理由と喪失日を明示して、配達証明付内容証明郵便により通知催告してください。なお、期限の利益を喪失した場合、以後の代位弁済支払請求書の提出は、一括請求となります。</p> <p>(注5) 当座貸越根保証の場合において、代位弁済請求権の取得日は、一般の場合と同様で弁済期限到来の日、又は期限の利益喪失の日の翌日を起算日として、3か月の満了する日(起算日の応当日の前日)の翌日ですが約定弁済の場合には、各償還期日を弁済期限到来の日としないで、保証期間の終期、又は期限の利益の喪失日を弁済期限到来の日として取り扱ってください。</p> <p>2 代位弁済請求権の喪失</p> <p>融資機関は、債務の弁済期限到来の日又は被保証者が期限の利益を喪失した日から1か年を経過した日以後においては、基金に対して代位弁済の請求ができなくなります。</p> <p>また、代位弁済請求権を取得した日から20日以内に代位弁済支払請求書を提出しなかった場合は、20日の満了する日の翌日以降の遅延損害金については、基金は支払いの義務を免れます。</p> <p>(注1) 1か年の期間については、前記1の(注1)と同じ考え方で運用しています。</p> <p>すなわち「弁済期限到来日」又は「期限の利益喪失日」の翌日を期間の起算日</p>	<p>業務細則第22条第1項 約定書第11条(代位弁済)第1項</p> <p>業務細則第22条第3項、 約定書第11条(代位弁済)第4項</p> <p>民法第458条の3(主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報の提供義務)</p> <p>業務細則第22条第2項、 約定書第11条(代位弁済)第3項</p> <p>業務細則第25条第2項、 約定書第12条(免責)第3項</p>

項 目	主な関連規定
<p>とし、起算日の応当日の前日をもって期間の末日としています。なお、分割弁済の場合で期限の利益を喪失させないときは、この1か年の期間はそれぞれの分割弁済期日の翌日から起算します。</p> <p>(注2) 当座貸越根保証の約定弁済の場合は、上記(注1)による「弁済期限到来日」とは必ずしも同一ではありません。万一、資金繰り多忙等により3回以上延滞が発生した場合は基金と事前協議をすることにしていますので、その協議結果で、根保証期間内における新たな約定弁済日を設定するか、保証期間の終期を弁済期日とするか、更に期限の利益を喪失させるかを決定します。</p> <p>(注3) 融資機関は、代位弁済請求権を喪失しないよう十分注意してください。</p>	
<p>3 代位弁済の範囲</p>	
<p>基金の代位弁済の範囲は、保証に係る借入金の元本（当座貸越根保証にあっては、根保証確定時の貸越金残高）、利息及び遅延損害金の合計残高の80%又は100%の額です。</p>	<p>業務細則第7条（保証の範囲）、 約定書第11条（代位弁済）第5項</p>
<p>このうち遅延損害金については、融資機関が被保証者と約定している利率によらず、当該保証付貸付金に適用されている貸付利率（注1）によって、弁済期限到来の日又は期限の利益を喪失した日の翌日から代位弁済を行う日までの期間につき計算（注2）することとしています。</p>	<p>業務細則第7条（保証の範囲）第2項 約定書第11条（代位弁済）第6項</p>
<p>(注1) 保証時の貸付利率を上回る利率を適用する場合には、保証時に基金への通知又は契約変更がなされていることが必要です。貸付利率の変動を基金へ通知していない、あるいは契約変更手続を行っていない場合は、金利上昇前の利率を適用することとなりますので注意してください。（様式保第17号）（Ⅱの第3の2参照）</p>	
<p>(注2) 事故（延滞）報告書の提出の遅延及び延滞が長期化しているにもかかわらず、事由もなく期限の利益の喪失をしない等があつて、基金の代位弁済の速やかな履行が妨げられる場合には、その期間の損害金を認めないことがあります。</p>	
<p>(注3) 保証付貸付金が、約定書第12条又は第13条の規定に該当しているときは、免責又は保証の取消しとなる場合がありますので、注意してください。</p>	
<p>(注4) 預金がある場合は、相殺後の残高について請求してください。</p>	
<p>(注5) 当座貸越根保証に係る代位弁済の請求の範囲は、一般の代位弁済と同様で根保証確定時の貸越金残額を元本として、これに未収利息及び最終履行期限（期限の利益喪失日を含む。）後の遅延損害金（貸付利率と同率）を加えた額を限度とします。</p>	<p>当座貸越（貸付専用型）根保証要綱第16</p>
<p>また、根保証確定時の被保証債務の元本は、確定時までには発生している貸越金残額であり、その後には生じた利息の元本繰入は認められません。</p>	
<p>(注6) 当座貸越残高が保証限度額を超えた場合 当座貸越根保証は、従来から取り扱っている根保証と同様にその貸越残高が保</p>	<p>当座貸越（貸付専用型）根保証要綱第6の3の(2)</p>

項 目	主な関連規定
<p>証極度額を超えることができない扱いとなっています。</p> <p>したがって、融資機関が自己の計算において行った利息の元本繰入等により極度額超過となった場合、保証極度全額が免責の対象となります。</p> <p>このような事態が生じる場合は、当該利息は未収利息債権として残すか別途の形で回収してください。</p> <p>ただし、当座貸越契約に利息の自動組入条項の定めがあり、それに基づいて発生した利息（元本に組み入れたことが後日、貸越元帳等で挙証できることが必要です。）の元本自動繰入（自己の計算外）により保証極度額を超えた場合は、超えた利息部分のみではなく当該利息全体を未収利息として取り扱います。</p> <p>なお、当該未収利息は遅滞なく回収しなければ、以降の当座貸越取引は継続できなくなります。</p> <p>（注7）代位弁済額の計算上発生した1円未満は切捨てとなります。</p>	
<p>4 代位弁済の請求</p>	
<p>(1) 提出書類</p>	
<p>融資機関が、基金に対して代位弁済を請求する場合には、次の各書類を1部作成し、取りまとめて提出してください。</p>	<p>約定書第11条（代位弁済）第2項</p>
<p>ア 代位弁済支払請求書（様式管第12号）</p>	
<p>イ 請求金額計算書（様式管第13号）</p>	
<p>（注1）分割弁済の場合は、分割弁済分ごとに計算し、その総額を算出してください。</p>	
<p>（注2）遅延損害金については、次により計算してください。</p>	
<p>（ア）当該保証付貸付金の貸付利率によること。</p>	
<p>（イ）代位弁済請求権取得日以降20日以内に請求するときは、代位弁済支払請求書提出日までの期間について計算すること。</p>	
<p>（ウ）代位弁済請求権取得日以降20日経過後に請求するときは、「弁済期限到来日」又は「期限の利益喪失日」の翌日から「3か月+20日」の期間について計算すること。</p>	
<p>（エ）（イ）及び（ウ）の期間に係る遅延損害金につき、回収した額があるときは、その額を控除して請求額を算出すること。</p>	
<p>（計算例）弁済期日7月20日の場合の3か月+20日の期間に対応した日数</p> <p>3か月の期間（7月21日から10月20日まで） 92日</p> <p>20日の期間（10月21日から11月9日まで） 20日</p> <p style="text-align: right;">合計 112日</p>	
<p>ウ 融資機関・被保証者の有する債権明細書（様式管第14号）</p>	
<p>エ 連帯保証人の状況明細書（様式管第15号）～直近年度の固定資産課税評価証明書（名寄帳）を添付してください。</p>	

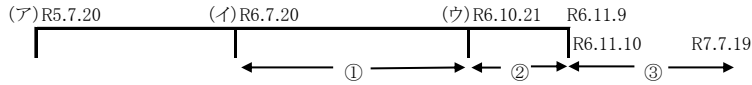
項 目	主な関連規定
<p>オ 融資機関の有している担保物件明細書（様式管第 16 号）～融資機関の担保台帳（写し）を添付しても差し支えありません。</p> <p>カ 債権回収に関する経過の概要説明書（様式管第 17 号）</p> <p>キ 債権の管理方針及び回収計画についての説明書（様式管第 18 号）</p> <p>ク その他基金が必要と認めて指示した書類～後掲の「代位弁済支払請求書の添付書類一覧表」を御参照ください。</p> <p>（注 3）当座貸越根保証の場合は、一般の代位弁済請求関係書類の他に当座貸越契約書、確認書、当座貸越元帳（確定時）等の写し及び借入請求書、専用小切手等の写しを提出してください。</p> <p>ただし、当座貸越元帳等の写しについては、契約締結日から代位弁済請求日までの分を対象としますが、期間の延長がある場合は、最後の保証契約変更の手続完了日から代位弁済請求日までの分を提出の対象とします。</p> <p>(2) 代位弁済支払請求書の提出日</p> <p>代位弁済支払請求書の提出日については、発信主義をとっています。したがって、請求書類を郵送する場合には、発信月日を確認する必要がありますので、料金後納（別納）郵便とせず、必ず郵便切手を貼付し書留等で発送してください。</p> <p>なお、郵便によらず、融資機関が直接基金に持参した場合には、基金の受付月日（持参日）をもって提出日とします。</p> <p>(3) 請求金額の補正</p> <p>代位弁済支払請求後、現金相殺、内入弁済、手形の落込み等によって請求金額に変動を生じた場合は、補正代位弁済支払請求書（様式管第 12 号の 1）により請求金額の補正を行ってください。</p> <p>(4) 代位弁済支払請求書等の様式</p> <p>各様式は、基金ホームページ (https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html) に掲載していますので、御利用ください。</p> <p>(5) 実地調査等</p> <p>基金は、代位弁済の履行が予定される融資機関及び被保証者等について、調査や報告の徴収を行い、必要に応じて実地調査をします。</p> <p>(6) 代位弁済に伴う代位</p> <p>基金は、保証債務の履行によって、その弁済額に応じ、当該債権について債権者に代位をすることとなります。このため、融資機関が有する根抵当権について基金が代位する場合には、あらかじめ「元本確定の登記」を受け、代位弁済日に、基金を登記権利者として担保権一部移転の付記登記を申請してください。</p> <p>なお、破産や第三者競売申立等の場合には、元本確定登記と移転登記を同時に申請する必要があるため、必要な準備を整えてください。</p> <p>（注）基金は、保証債務履行前に、融資機関に対して登記申請に必要な委任状その他の書類をあらかじめ送付します。</p>	<p>業務細則第 19 条（業務又は財産状況の報告の徴収等）、 約款第 15 条（調査及び報告）</p> <p>民法第 499 条（弁済による代位の要件）、第 500 条（弁済による代位と対抗要件）、第 501 条（弁済による代位の効果）、第 502 条（一部弁済による代位） （参考）民法第 398 条 19 及び民法第 398 条 20（根抵当権の元本の確定事由）、不動産登記法第 93 条、 移転登記における債権額が極度額を越えても差し支えない旨の民事局長通達 昭和 37 年 10 月 25 日 民事甲第 3104 号</p>

項 目	主な関連規定
<p>「元本確定登記」が融資機関の手続遅れなどの理由から遅延し、それにより代位弁済が遅れる場合には、延滞損害金について打切りとなりますので注意してください。</p>	
<p>5 代位弁済の履行</p>	
<p>(1) 保証債務履行通知</p>	
<p>基金は、融資機関から代位弁済支払請求を受けたときは、遅滞なく請求書を審査の上、融資機関の請求が適当であると認めるときは、被保証者（保証付貸付けが手形割引の場合は、手形振出人又は手形引受人を含む。）及び保証人に対してこの旨を通知するとともに、直ちに代位弁済金額、代位弁済日及び代位弁済金の送金方法を確定し、保証債務履行通知書をもってこの旨を当該融資機関に通知します。</p>	<p>民法第 463 条（通知を怠った保証人の求償の制限等）、 約款第 7 条第 1 項</p>
<p>(2) 代位弁済金の支払</p>	
<p>基金は、保証債務履行通知書で指定した日の午前中に当該融資機関に入金するよう送金します。ついては、代位弁済日当日の午前中に代位弁済金着金の連絡をしてください。</p>	
<p>(3) 債権証書原本等の扱い</p>	
<p>代位弁済を受けた融資機関は、当該債権に係る債権証書原本等を保管してください。</p>	<p>民法第 503 条（債権者による債権証書の交付等）</p>
<p>ア 当該保証付貸付金に係る債権証書（金銭消費貸借契約証書、約束手形等）の付箋に、基金が代位した旨の奥書（様式管第 36 号の 2 号）をすること。</p>	
<p>イ 当座貸越元帳（写）に原本と相違ない旨の記載と支店長の認証をすること。</p>	
<p>ウ 基金が求償権の行使のために必要とするときは、債権証書原本等を一時基金に引き渡すこと。</p>	
<p>(4) 代位弁済金受領に伴う融資機関の提出書類</p>	
<p>融資機関は、代位弁済金を受領したときは、次の書類を遅滞なく基金に提出してください。</p>	
<p>なお、代位弁済受取証書等の用紙については、基金が融資機関に対し保証債務履行の通知を行うときに、あらかじめ融資機関に送付します。</p>	
<p>ア 代位弁済受取証書（様式管第 36 号の 1）</p>	
<p>イ 代位の奥書を記載した債権証書の写し（融資機関支店長の証明のあるもの）（様式管第 36 号の 2）</p>	
<p>ウ 代位弁済に伴い根抵当権の移転登記を行ったときは、その登記簿謄本、登記識別情報通知及び登記完了証</p>	
<p>(注) 登記に要した費用につき、債務者が負担することが困難なため、融資機関が負担したときは、登記費用立替金支払請求書（様式管第 39 号）により基金に請求してください。</p>	
<p>エ 債務保証書及び保証契約変更書</p>	
<p>オ その他基金が必要と認めて指示した書類</p>	

代位弁済請求について〔事例〕

1 一括弁済の場合

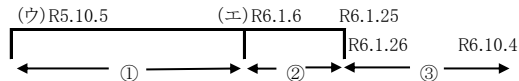
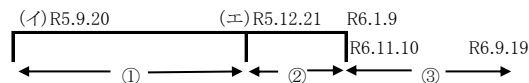
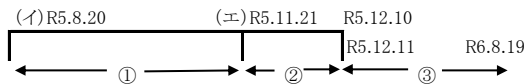
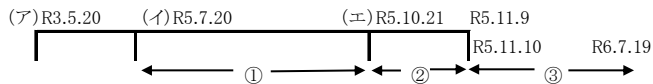
- (ア) 貸付年月日 … 令和5年7月20日
 (イ) 弁済期限到来日又は期限の利益喪失日 … 令和6年7月20日
 (ウ) 代位弁済請求権発生日 … 令和6年10月21日 ((イ)の弁済期限又は期限の利益喪失日から3か月を経過した日の翌日)



- ①の期間は、融資機関において、債権の保全(担保の徴求等)及び取立の措置等(自力回収)を行う期間。
 ②の期間に代位弁済請求があった場合は、代位弁済日まで遅延損害金加算あり。
 ③の期間に代位弁済請求があった場合は、遅延損害金は、3か月+20日(R6.11.9まで)で打ち切り。
 また、③の期間を経過後(弁済期限到来日又は期限の利益喪失日から1か年経過後であるR7.7.20以降)は、代位弁済請求権喪失。

2 分割弁済の場合

- (ア) 貸付年月日 … 令和3年5月20日
 (イ) 分割弁済期日 … 各月の20日(ただし、令和5年7月20日から延滞が発生)
 (ウ) 弁済期限到来日又は期限の利益喪失日 … 令和5年10月5日
 (エ) 代位弁済請求権発生日 { 令和5年10月21日 } ((イ)の延滞が発生した分割弁済期日ごとに3か月を経過した日の翌日)
 { 令和5年11月21日 }
 { 令和5年12月21日 }
 { 令和6年1月6日 } ((ウ)の弁済期限到来日又は期限の利益喪失日から3か月を経過した日の翌日)



- ①の期間は、融資機関において、債権の保全(担保の徴求等)及び取立の措置等(自力回収)を行う期間。
 ②の各期間に代位弁済請求があった場合は、代位弁済日まで遅延損害金加算あり。
 ③の各期間に代位弁済請求があった場合は、遅延損害金は、3か月+20日で打ち切り。
 また、③の各期間を経過後(各々の弁済期限到来日又は期限の利益喪失日から1か年経過後)は、代位弁済請求権喪失。

3 代位弁済請求権発生までの期間の短縮

上記1、2における①の期間(3か月)は、融資機関において、債権の保全及び取立の措置等を行う期間としている。
 3か月の期間については、法的整理に移行するなど回収不能が明白であり、基金が必要と認めるときはこれを短縮する通知を行う。
 融資機関はこの通知に基づき速やかに代位弁済請求を行う。

4 その他

根保証の場合の取扱いは、原因証書ごとに代位弁済請求権が発生する。

代位弁済支払請求書の添付書類一覧表

必 要 書 類		備 考
(1) 基金の保証書 (写し)		
(2) 基金の保証契約変更書 (写し)		契約変更している場合
債権内容確認	(3) 取引約定書 (写し)	裏面条文付
	(4) 当座貸越契約書 (写し)	裏面条文付
	(5) 債権証書 (写し)	
	ア 約束手形 (写し)	
	イ 金銭消費貸借契約証書 (写し)	裏面条文付
	ウ 商業手形 (写し)	
	(6) 借入請求書又は専用小切手 (写し)	当座貸越根保証の場合のみ
	(7) 確認書・誓約書 (写し)	当座貸越根保証の場合のみ
	(8) 限定保証書・根保証契約書 (写し)	左記の契約がある場合
	(9) 上記債権証書の契約変更書 (写し)	保証人、弁済方法、期間延長等
(10) 電子署名検証書類 (写し)	電子契約の場合	
資金使途確認	(11) 貸付元帳 (写し)	基金保証付の貸付金の現在までの返済履歴等が確認できる元帳
	(12) 預金元帳 (写し)	貸付実行時点から貸付額に満つるまでの期間の出金に係る預金元帳類及び証拠書類 (現金払戻し・小切手・送金伝票等)
	(13) 当座貸越元帳 (写し)	事故発生から現在までの預金元帳
	(14) 貸付実行伝票 (写し)	
	(15) 出金伝票 (写し)	
	(16) 設備に係る請求書、領収書、送金依頼書等 (写し)	設備資金の場合
代位弁済金額確認	(17) 期限の利益喪失通知書 (写し)	内容・配達証明 (証明はがき)
	(18) 相殺通知書 (写し)	内容・配達証明 (証明はがき)
	(19) 預金貸金状況表 (写し)	直近の被保証者・保証人の預金、貸金状況が確認できるもの
	(20) 商業手形 (割引) 明細 (写し)	銘柄、金額、期日等の記載があるもの
	(21) 利息徴収明細書 (写し)	基金保証付の貸付金の利息の徴収状況が確認できるもの
保全状況確認	(22) 担保台帳 (写し)	不動産登記簿謄本、公図等の写しを添付
	(23) 上記根抵当権元本確定登記済証 (写し)	根抵当権の元本確定登記が確認できる書類でこのほか競売開始決定通知書等
	(24) その他担保設定契約書 (写し)	商業手形・預金・有価証券等
	(25) 保証意思確認書 (写し)	連帯保証人の保証意思確認方法
	(26) 被保証者・保証人の固定資産評価証明書 (写し)	名寄台帳等で固定資産が1筆ごとに記載されたもの
	(27) プロパーの貸付金の保証人を確認できる書類 (原因証書等) (写し)	プロパーの貸付金と基金保証付の貸付金に同一の保証人がいる場合
	(28) 信用保証協会の債務保証書 (写し)	信用保証協会付の貸付金に対して保証条件としている担保がある場合
	(29) 商業登記簿謄本 (写し)	法人の場合
その他	(30) 印鑑証明書 (写し)	
	(31) 住民票 (写し)	被保証者、保証人が行方不明、住所移転している場合
	(32) 戸籍謄本・戸籍附票、相続に関する書類 (写し)	被保証者、保証人が死亡の場合
	(33) 受任通知・破産手続開始決定通知 (写し)	法的手続に移行している場合
	(34) 債権届出書 (写し) (裁判所等からの通知文書の写しを含む)	破産・民書再生・会社更生法等の法的整理、競売申立等に係る届出等関係書類
	(35) 催告書 (写し)	内容・配達証明 (証明はがき)
	(36) 個人情報の提供に関する同意書 (写し)	左記の契約がある場合
	(37) 「経営者保証に関するガイドライン」に関する資料 (写し)	左記の契約がある場合
	(38) 保証付貸付金償還状況報告書 (様式管第1号)	約定償還分について報告未済がある場合。預金相殺、取立て等により基金保証付の貸付金の一部を返済した場合

(注) 基金が必要とするときには、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

項 目	主な関連規定
<p>第4 求償権の管理、回収</p> <p>1 求償権の取得及び行使方法</p> <p>基金は、代位弁済により求償権を取得することとなりますので、保証債務の履行と同時に、債務者及び保証人に対して、この旨を通知するとともに、当該求償権の行使方法（違約金の割合、違約金及び求償権についての弁済方法）を通知し、この方法に基づいて弁済するよう請求します。この通知書の写しは融資機関に送付します。</p> <p>なお、代位弁済時において、違約金及び求償権についての弁済計画が確立していない場合は、所定期日までにこれらを一括して弁済するよう請求することにしていきます。</p> <p>2 違約金の割合</p> <p>基金の求償権に係る違約金の割合は、年 14.5%です。</p> <p>しかし、弁済計画が確立し、債務者等に弁済の誠意があると認められ、かつ、融資機関も金利減免を適当と認めるものについては、基金は、債務者等の弁済意欲を高める趣旨をもって、違約金の割合を減免する場合があります。</p> <p>3 回収金の配分及び充当方法</p> <p>(1) 基金及び融資機関は、基金の代位弁済に係る債権（基金の求償権を含む。）につき、元利金の払込み又は回収があったときは、次によりそれぞれの債権に配分し、充当することとしています。</p> <p>ア 80%保証の代位弁済に係る債権（基金の求償権を含む。）について回収があったときは、約定書第 16 条の規定並びに「独立行政法人農林漁業信用基金と融資機関との間の林業信用保証に関する約定書についての覚書」に基づいて配分額を計算してください。</p> <p>イ 100%保証の代位弁済に係る債権（基金の求償権を含む。）について回収があったときは、【100%保証の代位弁済に伴う「独立行政法人農林漁業信用基金と融資機関との間の林業信用保証に関する約定書」の運用等についての覚書】に基づいて配分額を計算してください。</p> <p>ウ 80%保証と、100%保証の代位弁済に係る債権（基金の求償権を含む。）とが併存する場合は、【100%保証の代位弁済に伴う「独立行政法人農林漁業信用基金と融資機関との間の林業信用保証に関する約定書」の運用等についての覚書】により配分額を計算してください。</p> <p>(注1)「独立行政法人農林漁業信用基金と融資機関との間の林業信用保証に関する約定書についての覚書」は、回収金を基金と融資機関の債権に公平に配分する趣旨により、約定書第 16 条を一部改訂するものであって、基金が最初に代位弁済を行う際に支店経由の上、当該融資機関の本店との間で締結することにしていきます。</p>	<p>業務細則第 26 条（求償権の取得）、 第 27 条（求償権の行使方法）</p> <p>業務細則第 28 条（保証債務の弁済に係る違約金）、 約款第 8 条</p> <p>約定書第 16 条（回収金等の充当の割合）、 約定書についての覚書、100%保証の代位弁済に伴う「約定書」の運用についての覚書</p>

項 目	主な関連規定
<p>(注2)【100%保証の代位弁済に伴う「独立行政法人農林漁業信用基金と融資機関との間の林業信用保証に関する約定書」の運用等についての覚書】の締結も前記「独立行政法人農林漁業信用基金と融資機関との間の林業信用保証に関する約定書についての覚書」と同様、基金が最初に100%保証の代位弁済を行う際に支店経由のうえ当該融資機関の本店との間で締結することとしています。</p> <p>エ 基金直接設定担保からの回収金は次により充当することとしています。</p> <p>(ア) 裁判上の配当の場合</p> <p>回収金の全額を基金の求償権に充当します(ただし、特約のある場合には、その特約によります。)</p> <p>(イ) 任意処分の場合(裁判上の配当以外の場合をいう。)</p> <p>原則として、回収金の全額を基金の求償権に充当します(ただし、特別の事情がある場合には、個別に対応します。)</p> <p>(2) 回収金の債権への充当順位は、約定書第19条の規定によりますが、基金にあつてはまず求償権に係る違約金に充当し、残余の額を求償権に充当することになっていきます。</p> <p>ただし、2の違約金減免措置の場合と同様に求償権回収上債務者等の弁済意欲を高めるため必要があると認められ、かつ、融資機関も残存債権(20%部分)について同様の措置を講ずる意向である場合には、基金は、融資機関との間で当該求償権につき「充当順位の変更に関する覚書」(様式管第69号)を締結し、約定書第19条の規定にかかわらず充当順位を変更し、回収金を求償権に優先的に充当する場合があります。</p> <p>したがって、融資機関が、回収金の充当順位を変更することが必要であると認められた場合には、文書(書式は任意)をもって基金に協議してください。</p> <p>(注)「充当順位の変更に関する覚書」は、特定の債務者に関し個別に締結するものですから、基金は、融資機関に差支えがなければ直接支店長との間で締結することとしています。</p>	<p>約定書第19条(回収金等の充当の順位)、 充当順位の変更に関する覚書</p>
<p>4 求償権の管理、回収の委託</p> <p>代位弁済により、基金が取得した求償権(求償権に係る違約金を含む。以下同じ。)については、その管理、回収を融資機関に委託していますので、当該融資機関は次の事項について協力してください。</p> <p>(1) 回収計画の確立</p> <p>回収計画がない求償権については、債務者及び保証人と折衝し、回収計画の確立を図ってください。</p> <p>(2) 債権の保全</p> <p>保全措置が十分でない求償権については、適当な保全措置を講じてください。</p> <p>(3) 管理状況の報告</p>	<p>信用基金法第14条(業務の委託)第2項、 業務方法書第29条(業務委託の基準)、 約定書第14条(求償権の管理及び回収の委託)</p>

項 目	主な関連規定
<p>債務者及び保証人の現況、求償権の管理、回収についてとった措置及び今後とるべき措置等について、求償権管理状況報告書（様式管第 54 号）により報告してください。</p> <p>(4) 回収金の送金及び通知</p> <p>求償権及び違約金を回収したときは、その回収のあった日の属する旬の翌旬末日までに、基金の預金口座（Ⅱの第 3 の 4 (4) 参照）に払い込むと同時に、回収金送金通知書兼業務委託手数料等請求書（様式管第 55 号）により基金に通知してください。</p> <p>（注）回収金の払込みが遅延すると、遅延損害金が発生する場合がありますので注意してください。</p> <p>5 業務委託手数料等</p> <p>基金は、融資機関が基金の求償権及び違約金を回収したときは、その回収額の 100 分の 2 に相当する金額を、当該融資機関に業務委託手数料として支払います。</p> <p>なお、この手数料等の支払方法は、融資機関が基金に回収金を送金する際、その回収金のうちから差し引いていただくことになっています。</p>	<p>約定書第 18 条（回収金等の納入）第 1 項、 約定書第 17 条（求償権回収の通知）</p> <p>約定書第 20 条（手数料）</p>

項 目	主な関連規定
<p>第5 求償権の償却及び償却後の管理</p> <p>1 求償権の償却</p> <p>基金は、次の規程により毎年度末において求償権の償却を行っています。</p> <p>(1) 求償権の償却基準</p> <p>基金の求償権の償却基準は次のとおりですが、求償権が基準の各項の一に該当する場合は、求償権の全部又は一部を償却できるようにしています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">独立行政法人農林漁業信用基金査定資産償却・引当規程（抜粋）</p> <p>（求償権の償却）</p> <p>第11条 独立行政法人農林漁業信用基金が取得した求償権は、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を償却することができる。</p> <p>(1) 当該求償権に係る債務の主たる債務者及びその保証人（以下「被求償者」と総称する。）が破産、会社更生、民事再生、強制執行若しくは整理の申請に入り、解散、清算若しくは事業閉鎖を行うに至ったため、又はこれらに準ずる場合で回収の見込みがない場合</p> <p>(2) 被求償者の死亡、失踪、行方不明、刑の執行その他これに準ずる事情により回収の見込みがない場合</p> <p>(3) 被求償者が滞納による差押処分等により回収の見込みがない場合</p> <p>(4) 被求償者について債務超過の状態が相当期間継続し、事業再起の見通しがないため、回収の見込みがない場合</p> <p>(5) 被求償者について収益の見込みが全くないか、又は債務に比して収益力が著しく貧弱なため回収の見込みがない場合</p> <p>(6) 被求償者が事業を継続している場合であっても業況不振のため、又は事業について重大な損失を受けたため、当該求償権につき相当期間にわたってみるべき求償権の内入れ、違約金の支払いその他の入金がなく、回収の見込みがない場合</p> <p>(7) 被求償者について天災、事故その他経済事情の急変のため、回収の見込みがない場合</p> <p>(8) 前各号に準ずる事情により回収の見込みがない場合</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、担保の処分が完了していない求償権については、償却することができない。ただし、当該担保について求償権に優先する債権があり、その優先債権の総額が当該担保の評価額（時価）を上回り回収の見込みが全くないと認められる場合、担保物件が滅失又は腐朽した場合及び換金処分が著しく困難な事情にある場合はこの限りではない。</p> </div> <p>(2) 求償権報告書の提出</p> <p>融資機関は、基金の求めるところにより、基金の委託に係る求償権のうち、前項の求償権の償却基準に該当すると認められるものについては、基金が求める期日までに求償権報告書（様式管第115号）及び求償権明細表（様式管第115号の1）を基金に提出してください。</p> <p>(3) 求償権償却の通知</p>	<p>業務細則第29条（求償権の償却）</p> <p>独立行政法人農林漁業信用基金査定資産償却・引当規程第11条</p>

項 目	主な関連規定
<p>基金は、(2)により融資機関から報告のあった求償権について調査検討し、回収の見込みがないと判断したものについては、当該年度末においてその全部又は一部を償却し、この旨を、求償権償却通知書により当該融資機関に通知します。</p> <p>2 求償権管理業務委託の解除</p> <p>償却済求償権については、基金の融資機関に対する求償権管理業務委託を解除します。</p> <p>(1) 求償権管理業務委託解除申請書の提出</p> <p>償却が妥当と認められる求償権については、求償権報告書及び求償権明細書の提出と併せて、求償権管理業務委託解除申請書（様式管第 115 号の 2）を提出してください。</p> <p>(2) 業務委託の解除通知書</p> <p>基金は、求償権の償却とともに、(1)の求償権管理業務委託解除申請書を検討し、業務委託を解除することが適当であると認めたときは、求償権管理業務委託解除通知書により、融資機関にこの旨を通知します。</p> <p>この後、業務委託を解除した償却済求償権が 100%保証である場合には、当該債権に係る債権証券原本等を基金へ送付してください。</p> <p>また、基金が債権回収会社（サービサー）へ回収業務を委託したときも上記と同様の取扱いとなります。</p> <p>(3) 業務委託解除後の弁済金の支払場所</p> <p>業務委託を解除した償却済求償権に係る債務者又は保証人の弁済金の支払場所については、基金が直接指定することとしています。</p> <p>具体的には、債務者又は保証人の実情に応じ、通常は、郵便振替（郵便振替払込取扱票はあらかじめ基金から配布する。）又は基金が指定する金融機関口座への振込みにより、直接基金に送金していただくこととなります。</p>	